国指定史跡

幡羅官衙遺跡群
保存活用計画

令和３年３月

深谷市教育委員会
熊谷市教育委員会

序

深谷市と熊谷市にまたがる「幡羅官衙遺跡群」は、長年の発掘調査によって確認された数多くの遺構から、古代武蔵国幡羅郡家とそれに伴う祭祀遺跡であることがわかり、遺跡の保存状態が極めて良好で、多様な構成要素が明らかになった点などが高く評価され、平成30年２月に国指定史跡となりました。

史跡名にあります幡羅（ハラ）は、現在はハタラと呼んでいますが、当時の歴史を今に伝える地名であり、また、式内社である楡山神社など、当時のものが今に至るまで継承される例が多くみられます。本史跡が営まれた律令時代という時代は、まさに日本の原型が作られたともいえる時代であり、その時代における郡役所という地域の中心であった本史跡は、地域のみならず日本の歴史を考える上で欠くことのできない重要な歴史資料であります。

このたび、幡羅官衙遺跡群という全国に誇れる地域の宝を守り、活かし、継承していくため、『国指定史跡幡羅官衙遺跡群保存活用計画』を策定いたしました。現在、深谷市では、渋沢栄一翁や畠山重忠公など郷土出身の偉人や、それに関係する建造物や史跡が脚光を浴びており、多くの方々に足を運んでいただいておりますが、この史跡もまた、郷土愛を育み、地域の魅力を高め、そして地域の活性化につながるよう、皆様に親しんで頂ける史跡となることを目指してまいります。

今後、本計画に基づきまして、熊谷市とともに保存・活用・整備を推進していくことになりますが、市民の皆様には、ご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、多大なご指導ご協力を賜りました幡羅官衙遺跡群保存活用計画策定委員会、文化庁、埼玉県教育委員会、そして地域の皆様へ心より御礼を申し上げます。

令和３年３月

深谷市教育委員会
教育長　小柳　光春

序

埼玉県北部に位置する熊谷市は、丘陵、台地、低地と地形が変化に富んでいる上、関東を代表する２大河川である利根川・荒川が流れ、これら河川がもたらす肥沃な大地と豊かな自然が広がっております。このような自然環境のもと、本市には、先人たちの努力によって多くの文化遺産が脈々と引き継がれてきました。我々はこうした文化遺産を、次代へと継承し、豊かな熊谷市の礎としていかなければならないと考えております。

幡羅官衙遺跡群は、本市と深谷市にまたがる幡羅郡役所にかかる遺跡群で、古代地方郡役所の構造や立地を知る上で大変重要な遺跡であることから、2018（平成 30）年２月 13 日に国史跡に指定されました。また、「郡家跡」、「祭祀場跡」、「寺院跡」から構成されており、これら３つの要素が有機的に機能していた郡役所は全国的にも大変貴重です。このうち、本市には祭祀場跡である「西別府祭祀遺跡」、寺院跡である「西別府廃寺」、郡家跡である「西別府遺跡」が所在しています。

指定後、本市及び深谷市は周知のため、特別展示、現地説明会、講座等の取組を行ってまいりました。そして、このたび、史跡の保存・活用方針を定めた『国指定史跡幡羅官衙遺跡群保存活用計画』を策定する運びとなりました。

今後は、この計画に基づき、深谷市とともに本史跡の保存、活用を推進し、市民の皆様に、国が誇る地域の宝である本史跡に愛着と誇りを持っていただけるよう様々な取組を実践するとともに、地域振興・観光振興への取組にも活用してまいりたいと考えております。

結びに、本計画策定にあたり、貴重な御意見、御指導をいただきました幡羅官衙遺跡群保存活用計画策定委員会、文化庁、埼玉県教育委員会、そして地元関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和３年３月

熊谷市教育委員会
教育長　野原　晃

例言

1　本書は、埼玉県深谷市東方及び熊谷市西別府に所在する史跡幡羅官衙遺跡群の保存活用計画である。

2　本計画の策定は、深谷市教育委員会及び熊谷市教育委員会が事業主体となり、令和元・２年度の２か年にわたり国庫補助事業として実施した。

3　本計画の策定にあたっては、「史跡幡羅官衙遺跡群保存活用計画策定委員会」を設置し、文化庁文化財第二課及び埼玉県教育委員会文化資源課の指導・助言を受け実施した。

4　策定委員会の委員については、第１章第２節に記してある。

5　本計画の策定にあたっては、深谷市教育委員会文化振興課及び熊谷市教育委員会社会教育課が執筆・編集を行い、業務の一部を有限会社歴史環境研究所に委託した。

6　本書表紙の題字は、熊谷市文化財保護審議会委員の黛千羽鶴氏に依頼した。

目　次

第１章　保存活用計画策定の目的と経緯 1
１－１　保存活用計画策定の目的と構成 1
１－２　保存活用計画策定の経過 2
1-2-1　委員会の設置 2
1-2-2　審議等の経過 3
１－３　他の計画との関係 5
1-3-1　関連計画 5
1-3-2　主な関連法令 9
１－４　計画の対象範囲と期間 11
1-4-1　計画の対象範囲 11
1-4-2　計画の期間 12

第２章　史跡幡羅官衙遺跡群の概要 13
２－１　史跡指定に至る経過 13
２－２　指定内容 14
2-2-1　指定告示 14
2-2-2　指定説明 14
2-2-3　追加指定告示 17
2-2-4　追加指定説明 17
2-2-5　管理団体告示 18
２－３　指定地の範囲と地番 19

第３章　史跡幡羅官衙遺跡群を取り巻く環境 25
３－１　深谷市と熊谷市の市勢 25
3-1-1　市勢概要 25
3-1-2　人口 25
3-1-3　土地利用と景観 26
3-1-4　産業 28
3-1-5　観光 29
３－２　自然環境 30
3-2-1　地形 30
3-2-2　地質 31
3-2-3　気象 33
3-2-4　災害 34
3-2-5　植生 36
3-2-6　動物相 38
３－３　歴史的環境 39
3-3-1　古墳時代以前の様相 39
3-3-2　古代幡羅郡の様相 40
3-3-3　中世以降の様相 46
３－４　社会的環境 49
3-4-1　土地利用と景観 49
3-4-2　交通アクセス 52
3-4-3　歴史文化遺産 53
3-4-4　主な文化施設と観光資源 60

第４章　史跡幡羅官衙遺跡群及び関連遺跡の発掘調査概要 62
４－１　幡羅官衙遺跡の発掘調査成果 62
4-1-1　調査などの経過と方法 62
4-1-2　評家成立段階の遺構・遺物 64
4-1-3　郡家の遺構・遺物 65
4-1-4　その他の時代の遺構・遺物 72
４－２　西別府祭祀遺跡の発掘調査成果 73
4-2-1　調査などの経過と方法 73
4-2-2　調査成果の概要 75
４－３　史跡隣接地区における関連遺跡の発掘調査概要 77
4-3-1　西別府遺跡の調査成果の概要 77
4-3-2　西別府廃寺の調査成果の概要 79
4-3-3　下郷遺跡の調査成果の概要 81
4-3-4　大竹遺跡の調査成果の概要 82
４－４　幡羅官衙遺跡群及び周辺関連遺跡の変遷 83

第５章　史跡幡羅官衙遺跡群の本質的価値 85
５－１　幡羅官衙遺跡群の価値 85
５－２　史跡隣接地区の価値 88
5-2-1　指定地外の幡羅遺跡・西別府祭祀遺跡の価値 88
5-2-2　西別府遺跡の価値 89
5-2-3　西別府廃寺の価値 89
5-2-4　下郷遺跡と大竹遺跡の価値 90

第６章　史跡幡羅官衙遺跡群の現況と課題 91
６－１　史跡幡羅官衙遺跡群の現況と課題 91
6-1-1　保存 91
6-1-2　活用 91
6-1-3　整備 93
6-1-4　運営・体制の整備 94
６－２　指定地外の幡羅遺跡・西別府祭祀遺跡の現況と課題 95
6-2-1　現況 95
6-2-2　課題 95
６－３　西別府遺跡の現況と課題 95
6-3-1　現況 95
6-3-2　課題 95
６－４　西別府廃寺の現況と課題 95
6-4-1　現況 95
6-4-2　課題 96
６－５　下郷遺跡・大竹遺跡の現況と課題 96
6-5-1　現況 96
6-5-2　課題 96

第７章　大綱・基本方針 97
７－１　大綱 97
７－２　基本方針 97

第８章　保存……98
８－１　保存の方向性……98
８－２　保存の対象範囲及び地区区分……98
8-2-1　史跡指定地の地区区分……99
8-2-2　史跡隣接地の地区区分……99
８－３　各地区の構成要素……103
８－４　保存の方法……105
8-4-1　地区区分別の保存……105
8-4-2　史跡の具体的な保存の内容……106
8-4-3　史跡の構成要素別の保存……107
８－５　現状変更等の取扱基準……108
8-5-1　史跡の現状変更及び許可など……108
8-5-2　Ｂ地区・Ｃ地区の開発行為などの取扱い……110
８－６　追加指定と公有化……113
8-6-1　追加指定の方針……113
8-6-2　公有化の方針……113

第９章　活用……114
９－１　活用の方向性……114
９－２　活用の方法……115

第10章　整備……118
10－１　整備の方向性……118
10－２　整備の方法……118
10-2-1　史跡指定地……119
10-2-2　史跡隣接地区の整備……121
10-2-3　史跡と関わる周辺の遺跡や文化財などと連携した整備……122
10-2-4　段階的な整備……122

第11章　運営・体制の整備……123
11－１　運営・体制整備の方向性……123
11－２　運営・体制整備の方法……123
11-2-1　運営の内容……123
11-2-2　運営・体制整備の基本的な考え方……124
11-2-3　体制の段階的構築……125

第12章　施策の実施計画の策定……126
12－１　実施すべき施策の方向性……126
12－２　実施すべき主な施策……126
12－３　実施計画の総括表……127

第13章　経過観察……129
13－１　方向性……129
13－２　方法……129

参考資料……132

第１章　保存活用計画策定の目的と経緯

1-1　保存活用計画策定の目的と構成

史跡幡羅官衙遺跡群（以下、本文中では幡羅官衙遺跡群という）は、埼玉県深谷市東方から熊谷市西別府にまたがって所在する史跡であり、古代武蔵国幡羅郡の郡家（郡衙）である幡羅官衙遺跡と、それに付随する祭祀場である西別府祭祀遺跡から構成される。古代幡羅郡は、現在の深谷市東部から熊谷市西部及び北部にかけての地域にあたり、この古代幡羅郡内を統治する郡役所を幡羅郡家という。郡家には、正倉（主に税として徴収した稲穀類を収納・保管する倉庫群）、郡庁（儀式や郡内の政務を執り行う中心的施設）、館（部内を巡行する国司や公的な使節または郡司の宿所）、厨家（役人らへの食事供給に関わる部署）、実務官衙（郡の行政実務や必需物品の製作などを分担する部署）などが設けられていたことが史料や発掘調査事例から知られる。

幡羅郡家跡の発見は、深谷市北東部の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）である下郷遺跡の一部から、平成 13 年（2001）に正倉の遺構が検出されたことを契機としており、その重要性に鑑み、下郷遺跡北部のうち郡家に関わる範囲を新たに幡羅遺跡とした。その後、数次の発掘調査が進められ、正倉、館、実務官衙など、郡家を構成する遺構の広がりとその内容が判明するに至った。

一方、幡羅遺跡の東側に位置する熊谷市西別府では、昭和 38 年（1963）に湯殿神社社殿裏の湧水地点から石製模造品が発見され、同年、この地点を含む湯殿神社境内地が湯殿神社祭祀遺跡の名称で熊谷市指定史跡となった。その後、昭和 50 年（1975）、西別府祭祀遺跡と名称を改め、埼玉県選定重要遺跡に選定された。そして、数次の発掘調査により、幡羅郡家と併存する時期に、石製模造品や土器による祭祀が行われていた祭祀遺跡であることが判明した。

幡羅遺跡の隣接地区には、東に郡家と併存する西別府廃寺があり、西から南にかけては下郷遺跡・大竹遺跡など大規模な集落がある。また、周辺地域一帯には、西方に榛沢郡家正倉である中宿遺跡、北西に木の本古墳群、南東方に在家遺跡や籠原裏古墳群、北方の低地には別府条里遺跡や新屋敷東遺跡など、古代の貴重な遺跡が多く所在している。

このような状況から、幡羅遺跡と西別府祭祀遺跡は重要な遺跡として認識され、調査研究により、郡家諸施設の遺構・遺物や祭祀遺物などの保存状態が極めて良好であること、郡家・祭祀場がそろって把握され、かつ隣接地に古代寺院である西別府廃寺の併存が確認されている希少な遺跡であること、北関東では規模の大きな官衙遺跡であること、郡家成立過程について貴重な知見が得られたこと、郡家の多様な構成要素が明らかになったこと、などが高く評価され、平成 30 年（2018）２月に幡羅遺跡の一部が幡羅官衙遺跡とされ、西別府祭祀遺跡の一部分とともに、「幡羅官衙遺跡群　幡羅官衙遺跡　西別府祭祀遺跡」として国史跡に指定された。

本保存活用計画は、この広大な史跡を恒久的に保存するための措置を講じるとともに、史跡を活用し周辺地域のまちづくりや人づくりにも役立てることを目的として策定するもので、両

市の総合計画とも連携した、中・長期的な視野に立った施策に寄与するよう図るものである。

以下では大きく次の４本を柱として、幡羅官衙遺跡群の適正な保存と整備活用についての指針や方法などを提示していくこととする。

- 史跡の本質的な価値を明らかにすること
- 価値を構成する多様な要素を整理すること
- 史跡を適切に保存管理する考え方や方法を示すこと
- 今後の整備活用の方向性や方法を提示すること

また、幡羅官衙遺跡群の周辺には関連する遺跡が多く、その調査によって確認される遺構や出土遺物は、幡羅官衙遺跡群を適切に保存・活用するにあたって重要な位置を占めるものと考えられる。そのため、本計画では、史跡指定地のほか、その隣接地区や周辺地域の関連遺跡についても視野に入れた総合的な保存活用計画の策定を目指すこととする。

1-2　保存活用計画策定の経過

1-2-1　委員会の設置

本計画の策定にあたっては、学識経験者、地元関係者、深谷市と熊谷市の行政関係者などで構成する「史跡幡羅官衙遺跡群保存活用計画策定委員会」（以下「委員会」という）を設置した。策定委員会の事務局は、深谷市教育委員会文化振興課・熊谷市教育委員会社会教育課とし、文化庁及び埼玉県教育局文化資源課の指導・助言を受けた。

表１　幡羅官衙遺跡群保存活用計画策定委員会の委員構成

委員会委員	氏　名	所　　属	備　　考
策定委員	須田　勉	元国士舘大学教授	考古
	佐藤　信	東京大学名誉教授	古代史
	山中　敏史	奈良文化財研究所名誉研究員	考古
	井上　尚明	元埼玉県職員、立正大学講師	考古・史跡
	坂東　隆秀	深谷市文化財保護審議会会長	
	菅谷　浩之	熊谷市文化財保護審議会会長	
	浅見　幹男	深谷市自治会連合会幡羅支会会長	
	高橋　勇	前熊谷市別府公民館館長	
アドバイザー	大西　律子	目白大学教授	地域振興
オブザーバー	氏　　名	所　　属	
	山下信一郎	文化庁文化財第二課史跡部門	
	宮原　正樹	埼玉県教育局文化資源課	

事務局	氏　名	所　　属	備　　考
	成瀬　哲也	深谷市文化振興課長	
	知久　裕昭	深谷市文化振興課課長補佐	
	鈴木　紳也	深谷市文化振興課文化財保護係長	
	野口　知佐	深谷市文化振興課文化財保護係主査	令和元年度
	鈴木　恵子	深谷市文化振興課文化財保護係主任	令和２年度
	平野　哲也	深谷市文化振興課文化財保護係主事	
	吉野　健	熊谷市社会教育課担当副参事	
	松田　哲	熊谷市社会教育課主幹兼文化財保護係長	
	腰塚　博隆	熊谷市社会教育課文化財保護係主任	

1-2-2　審議等の経過

令和元年度及び令和２年度の委員会開催は、次の日程で開催し、指導・助言を得た。

表２　幡羅官衙遺跡群保存活用計画策定委員会開催経過

委員会	開催日	主な報告と協議事項
令和元年度 第１回委員会	令和元年11月27日	〈報告〉 ・委嘱状交付 ・委員会設置要領説明 ・正副委員長の選出など 〈協議事項〉 ・保存活用計画の構成について ・第１章から第５章までの策定内容について
令和元年度 第２回委員会	令和２年２月５日	〈協議事項〉 第１回委員会にて指導を受けた事項を踏まえ、第１章から第５章までの策定内容の再検討
令和元年度 第３回委員会	令和２年３月	〈書面審議〉 ・第１章から第５章までの策定内容の再検討 ・第６章の検討

令和２年度 第１回委員会	令和２年10月29日	〈協議事項〉 ・第７章から第13章までの策定内容について
令和２年度 第２回委員会	令和２年12月16日	〈協議事項〉 令和２年度第１回委員会にて指導を受けた事項を踏まえた第７章から第13章までの策定内容の再検討
令和２年度 第３回委員会	令和３年２月15日	〈協議事項〉 ・第１章から第13章までの策定内容の再検討
文化庁指導	令和２年11月19日	・指定地の現地確認 ・策定内容の確認、指導
文化庁指導	令和３年１月22日	・策定内容の確認、指導

令和元年度第２回委員会

令和２年度第２回委員会

山下調査官現地指導

令和２年度第３回委員会

１-３　他の計画との関係

１-3-1　関連計画

（１）第２次深谷市総合計画

深谷市では、「第２次深谷市総合計画」に基づいてまちづくりに取り組んでいる。この計画では、平成 30 年（2018）度から令和４年（2022）度までを前期基本計画、令和５年（2023）度から令和９年（2027）度までを後期基本計画として、本市の上位計画に位置付けている。

「第２次深谷市総合計画」の基本構想では、本市が目指す将来都市像**「元気と笑顔の生産地ふかや」**を実現するため、６つのまちづくりの基本姿勢を掲げている。

これらを具現化するための基本計画（前期基本計画）で、幡羅官衙遺跡群に関する主な施策は、「まちのイメージ　２．次世代を担う人と文化を育むまち（教育・文化）」にかかる基本施策である「誰もが生きがいを持ち、学ぶことできるまちづくり」と関わるものであり、この中の個別施策「２－２－２　郷土の歴史・文化の継承と活用」の一環をなすものであり、史跡の整備活用事業もこの施策の中に位置づけている。また、同じ基本施策にある個別政策、及び「まちのイメージ」にあるその他の各項目にも、本史跡は大きく関係している。

郷土の歴史　文化の継承と活用の取り組み

市内の重要な文化財に対する「市指定文化財」の指定や重要文化財などの適切な維持管理により、市内に所在する文化財を保存・継承し、その文化財によって市内外の人が本市に魅力を感じることができるように活用を図ります。また、訪れた人が安全に深谷の文化に触れることができるよう歴史的建造物などの改修工事を推進します。

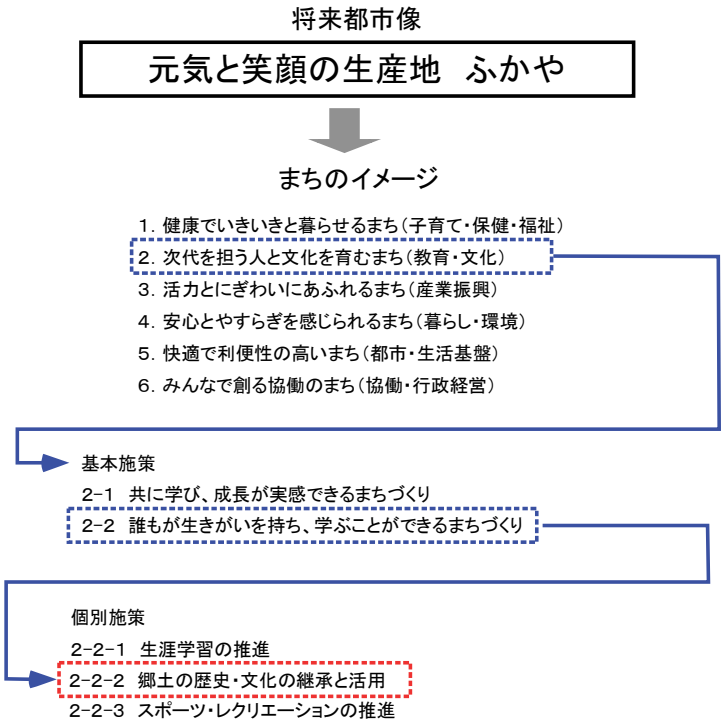

図１　深谷市総合計画の将来像・基本施策体系（抜粋）

（２）第２期深谷市教育振興基本計画

深谷市教育委員会では、平成 30 年（2018）度から令和４年（2022）度までの５か年を計画期間とする「第２期深谷市教育振興基本計画」を策定した。本計画は、「第２次深谷市総合計画前期基本計画」の個別計画に位置づけられた、教育分野における最上位計画である。

この教育振興基本計画では、深谷市が目指す教育の基本理念を**「立志と忠恕の深谷教育　～ふるさとを愛し、夢をもち志高く生きる～」**と定め、６つの基本方針を掲げ，今後５年間に取り組む７つの教育施策の基本目標を定めている。このうち幡羅官衙遺跡群に関連する施策は，基本目標「Ⅵ　郷土の歴史・文化の継承と活用」における施策（３）の「２　深谷が誇る歴史・文化の保存・継承と活用」の中に含まれる。また、学校教育や生涯学習に係るその他の基本目標とも関わるものである。

施策の方向性
・文化財の調査、記録を実施するとともに、指定を通じ、保存のための措置を講じます。
・各種イベントの開催を通じて、文化財を活用しながら、市内の伝統文化の魅力を伝えていきます。
関係する主な取り組み
■埋蔵文化財の保存、活用
・古代幡羅郡役所跡である幡羅官衙遺跡の保存と整備・活用を推進します。

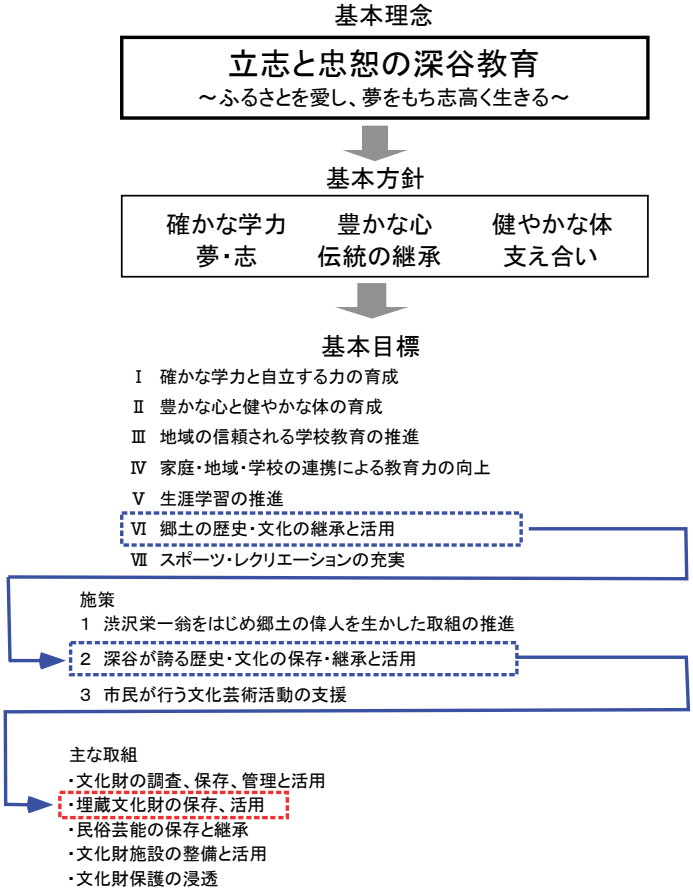

図２　第２期深谷市教育振興基本計画の体系

（3）第２次熊谷市総合振興計画

熊谷市では、「第２次熊谷市総合振興計画」に基づいてまちづくりに取り組んでいる。この計画では、平成 30 年（2018）度から令和４年（2022）度までを前期基本計画、令和５年（2023）度から令和９年（2027）度までを後期基本計画として、本市の上位計画に位置付けている。

「第２次熊谷市総合振興計画」の基本構想では、本市が目指す将来都市像**「子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷　～輝く未来へトライ～」**を実現するため、８つのリーディングプロジェクトと８つの政策を掲げている。これらを具現化するための基本計画（前期基本計画）で、幡羅官衙遺跡群に関するものは、主に政策７「地域に根ざした教育・文化のまち」の施策４「文化・芸術活動を支援する」と関わるものであり、かかる単位施策の「文化財の保護・継承を図る」の中に含まれる。また、施策の大綱にあるその他の各施策とも大きく関係するものである。

単位施策２　文化財の保護・継承を図る

文化財の保護・継承を図るとともに、市史編さん刊行事業を推進し、効果的な発信・活用により、地域振興等への貢献を目指します。

主な取組

・西別府の幡羅官衙遺跡群をはじめとした有形文化財等文化遺産の保護と積極的な公開・活用

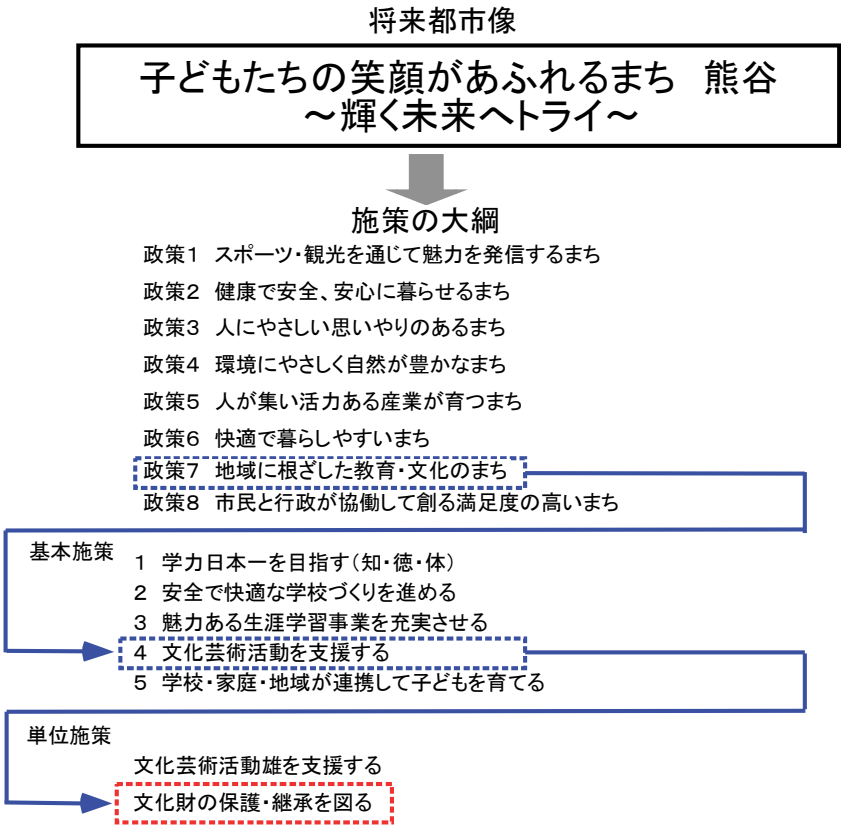

図３　熊谷市総合振興計画の将来像・基本施策体系

（4）第２期熊谷市教育振興基本計画

熊谷市教育委員会では、平成 30 年（2018）度から令和４年（2022）度までの５か年を計画期間とする「熊谷市教育振興基本計画」を策定した。本計画は、「第２次熊谷市総合振興計画」に基づく中期的な方針である。

熊谷市が目指す教育、学術及び文化の振興に関する基本方針として、次の８つを掲げている。このうち幡羅官衙遺跡群に関連する施策は、主に「４　文化芸術活動を支援する」における単位施策の２　文化財の保護・継承を図る、の中に位置づけられる。また、施策の大綱にあるその他の各施策とも大きく関係するものである。今後の史跡の保存・活用事業をこの計画の中に積極的に位置づけて推進していく必要がある。

具体的な取り組み

1　西別府の幡羅官衙遺跡群をはじめとした有形文化財等文化遺産の保護と積極的な公開・活用

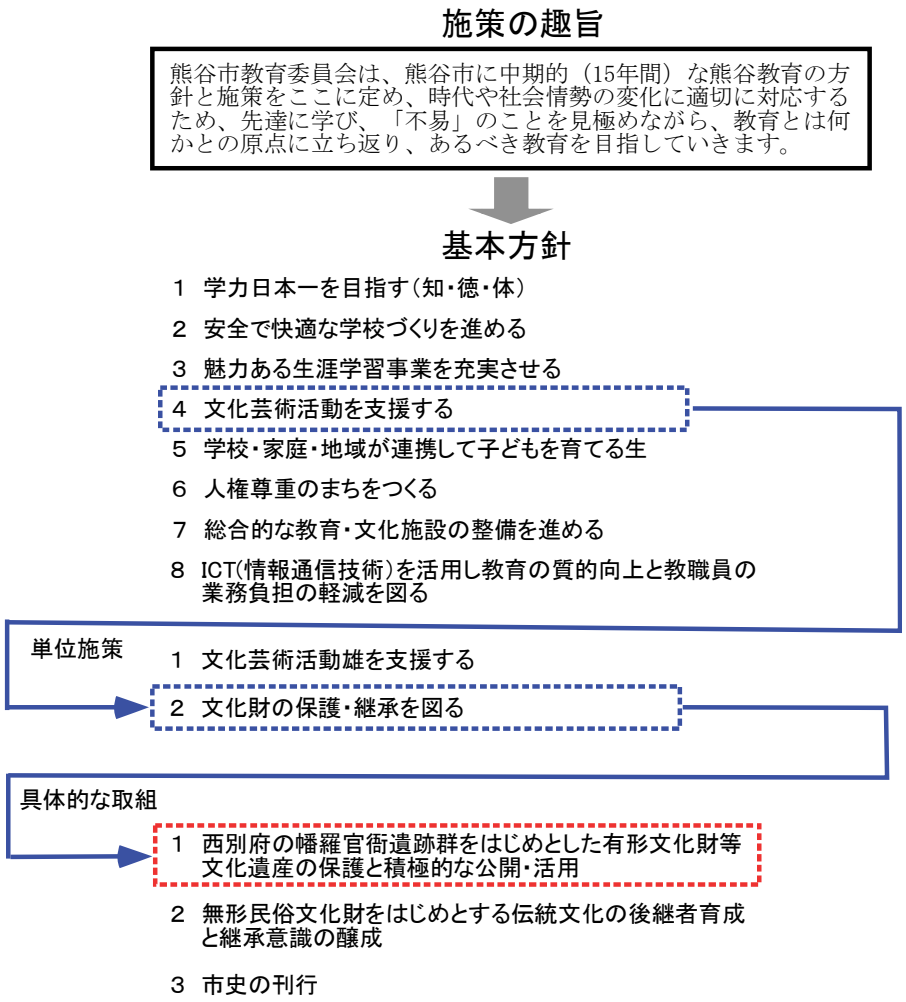

図４　熊谷市教育振興基本計画の体系

１-3-２　主な関連法令

（１）文化財保護法

幡羅官衙遺跡群は、平成 30 年（2018）２月 13 日の文部科学省告示により国史跡に指定された。史跡指定地内は、文化財保護法によって現状を変更する行為などが規制されている（法第 125 条）。また、史跡指定地周辺は文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地（深谷市の幡羅遺跡、下郷遺跡、熊谷市の西別府祭祀遺跡、西別府遺跡、西別府廃寺、大竹遺跡）となっており、開発行為に伴う土木工事等により土地の掘削を行う際、工事着手前の通知及び届出が義務づけられるとともに、埋蔵文化財の取り扱いなどについて、所管の教育委員会と協議を行い、必要があれば保存のための措置を講じなければならない。

（２）都市計画法

史跡幡羅官衙遺跡群のうち、幡羅官衙遺跡は深谷都市計画区域（市街化調整区域）に、西別府祭祀遺跡は熊谷都市計画区域（市街化調整区域）にある。いずれも用途地域の定めのない区域で、史跡周辺で農業用施設の開発計画が生じる可能性もあり、十分留意する必要がある。

また、今後の史跡の保存、発掘調査、活用、整備、周辺環境の保全を進める上で、関係部局との緊密な協議を行う必要がある。

（３）農地法

史跡指定地のうち、幡羅官衙遺跡の大部分は農地である。農地又は採草放牧地（第２条第１項）について、所有権を移転する場合又は農地以外用途に転用する場合には農業委員会の許可を受けなければならないとされている（４ha を超える場合には農林水産大臣の許可が必要）。

史跡整備にあたっては所定の手続きが必要となる。

（４）景観法

景観計画区域内では、一定規模を超える建築物・工作物の新築や修繕、資材置き場の整備などの行為については、景観条例・景観計画に基づき、該当する市へ届出を行う必要がある。

史跡隣接地区では、この法令による規制を活かした景観保全が求められる。

（５）電気事業法

幡羅官衙遺跡群の史跡指定地上空には、送電線が架空されている。このため、送電線の下では建築物の高さに制限が生じる。また、地役権の設定が行われていることがある。そのため、遺構の立体的表示など遺跡の活用に際しては十分留意することが必要となる。

（6）埼玉県屋外広告物条例

深谷市では、埼玉県屋外広告物条例に基づき、許可申請事務を行っている。また、熊谷市では、平成 31 年（2019）４月から熊谷市屋外広告物条例に基づき、許可申請事務を行っている。

屋外広告物を出すときは、原則として許可が必要で、許可に当たって、設置できる広告物の大きさや高さ、色彩などの基準が定められている。

こうした条例も活かして、史跡及び史跡隣接地域においてその活用にふさわしい景観が維持されるよう取り組むことが求められる。

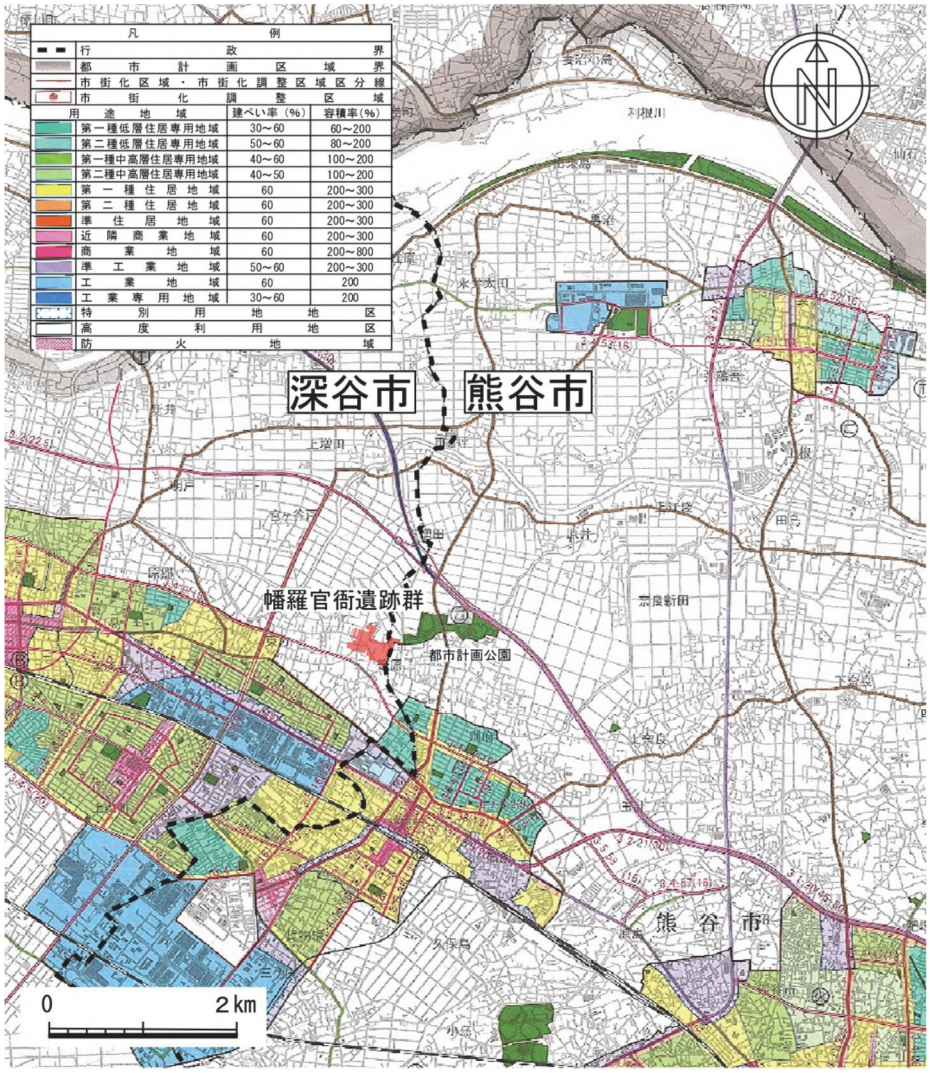

図５　都市計画図

1-4　計画の対象範囲と期間

1-4-1　計画の対象範囲

本保存活用計画では、史跡指定地を中心に、郡家の関連遺構が広がるとみられる指定地外の幡羅遺跡や西別府遺跡、郡家関連の祭祀場が広がる指定地外の西別府祭祀遺跡、郡家と並立する西別府廃寺、および郡家に隣接し併存する古代集落である下郷遺跡や大竹遺跡を含む範囲についても、史跡隣接地区として対象範囲に含める。

このほか、在家遺跡、木の本古墳群、籠原裏古墳群、隣郡榛沢郡の正倉である中宿遺跡（県指定史跡「中宿古代倉庫群跡」）、周辺地域にある関連遺跡やその他の文化財についても、本史跡の理解を深め活用を推進していくうえで欠かせないため、こうした周辺地域も視野に入れて計画を策定することとする。

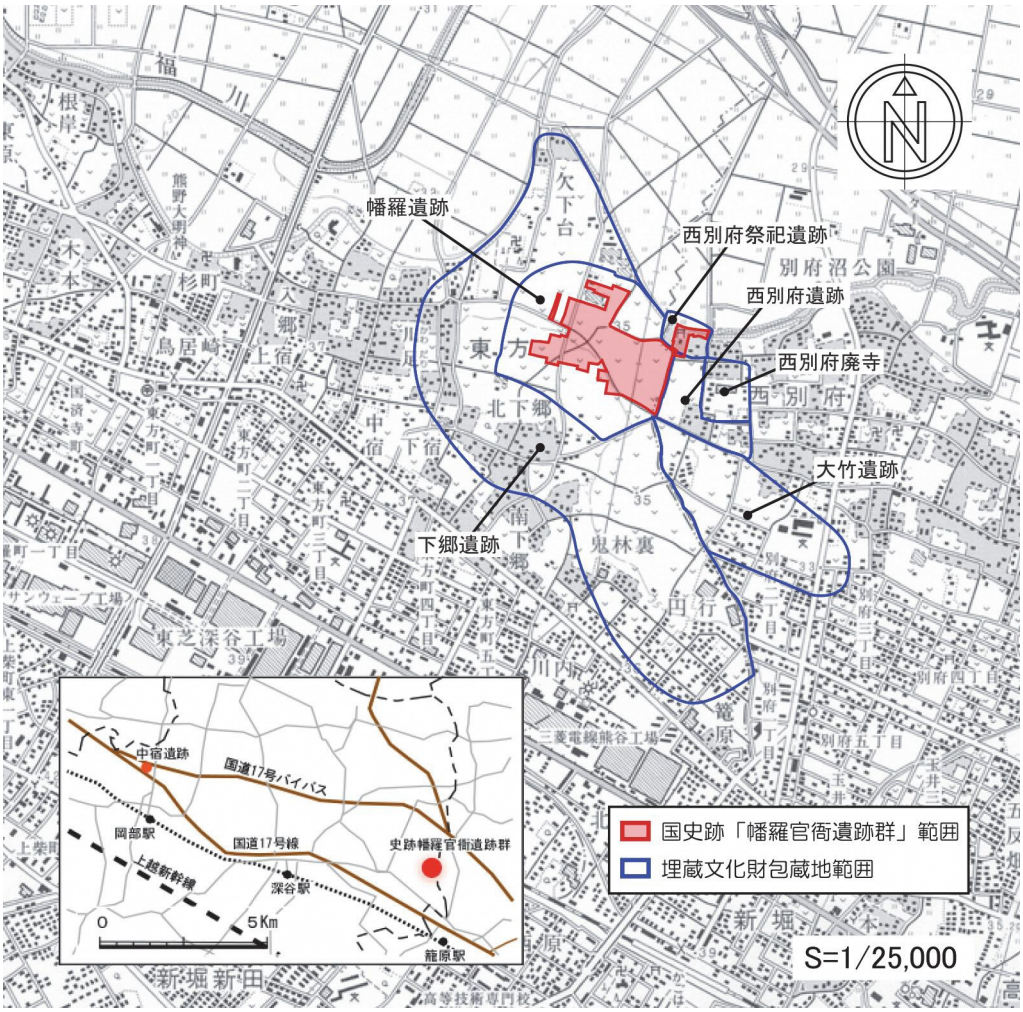

図６　計画の対象範囲

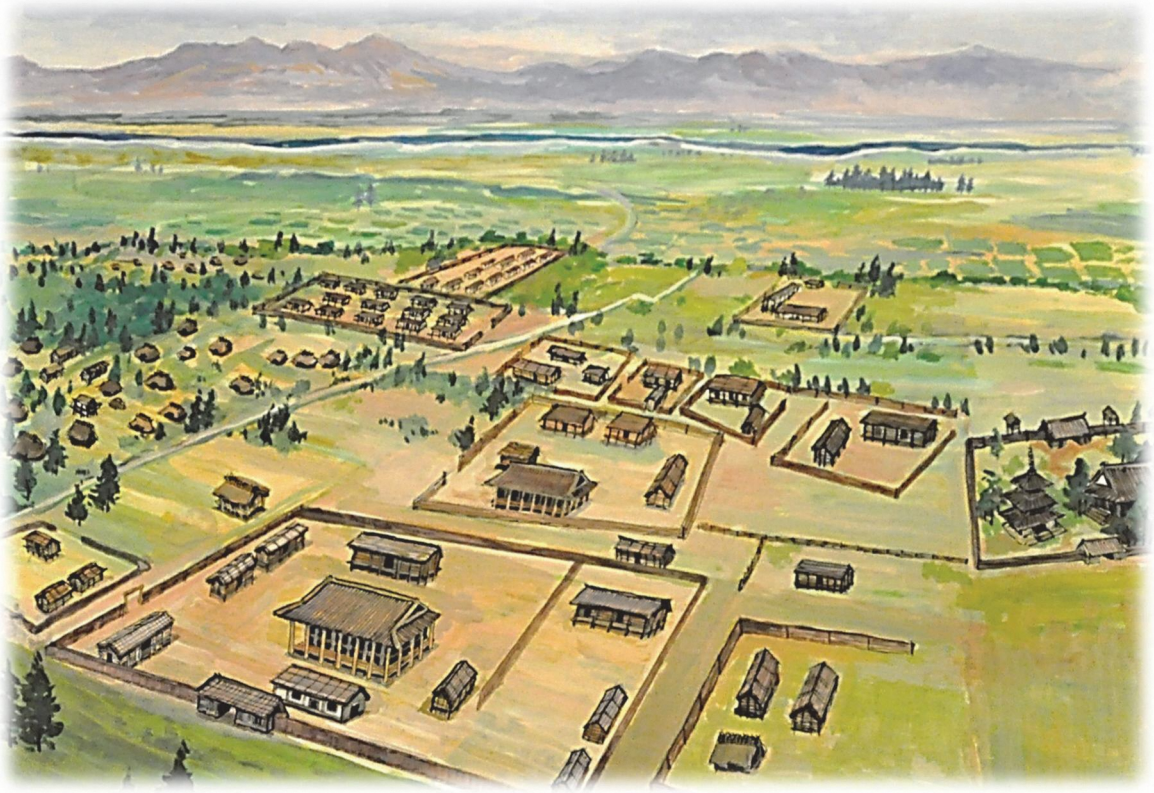

図７　幡羅郡家イメージ画

1-4-2　計画の期間

本計画は、令和２年度の保存活用計画書の完成と以降の諸手続きを経て発効する。その実施には、地域や関係機関の協力を得ながら進めていくことになる。計画の期間は、令和３年（2021）４月から令和８年（2026）３月までの５か年を短期計画、その後、整備基本計画を策定してから令和 18 年（2036）３月までの 10 か年を中期計画とし、それ以降を長期計画に区分して実施する。

今後の追加指定、公有化の進捗、社会情勢等における変化も予想されることから、必要に応じて適宜見直しを行い、適切な施策を行うものとする。

第２章　史跡幡羅官衙遺跡群の概要

幡羅官衙遺跡群は、埼玉県深谷市・熊谷市にまたがる「幡羅官衙遺跡」・「西別府祭祀遺跡」から構成される、古代幡羅郡家（郡衙）とそれに付随する祭祀場の遺跡である。

2-1　史跡指定に至る経過

幡羅遺跡は、深谷市の北東部、熊谷市との境に接する位置にあり、周囲には集落や古墳群の遺跡である下郷遺跡が広がっている。この幡羅遺跡の東に隣接する熊谷市西別府では、以前から瓦が採集されることから、寺院跡や窯跡の存在が指摘されていたが、長らくその詳細は不明であった。しかし、熊谷市教育委員会によって、平成２年（1990）に発掘調査が行われ、古代寺院跡であることが明らかとなった。同様に寺院跡の北に隣接する西別府祭祀遺跡では、昭和38 年（1963）に、國學院大學教授であった大場磐雄氏や地元考古学者の小澤國平氏らによって調査が行われた結果、馬形・櫛形等の滑石製模造品や土器などの祭祀遺物が多量に発見されたことから、考古学史上重要な遺跡として注目されてきた。この遺跡は、台地下の湧水地点周辺における古代祭祀場であり、水霊信仰との関係が強いと考えられている。

このような西別府における古代寺院跡や祭祀跡の存在は、周辺に官衙遺跡の存在を想定させるものであったが、その所在については不明であった。

平成 13 年（2001）１月、この西別府の遺跡の西側に位置する深谷市東方の下郷遺跡地内で開発が計画され、これを受けて深谷市教育委員会が確認調査を行った。その結果、古墳のほかに、古代の大型の総柱高床倉庫跡が確認された。検出された倉庫遺構の特徴や立地状況は、榛沢郡の正倉院跡である深谷市の中宿遺跡に類似しており、この大型の倉庫は幡羅郡家の正倉にあたるとの見方が強まった。そのため、下郷遺跡北部の郡家に係わる範囲を新たに幡羅遺跡として設定し、平成 13 年４月と 10 月には、更に詳細な確認調査を実施した。その結果、延べ４棟の高床倉庫と、これらの外周を区画する溝の遺構などを確認している（第１・２次調査）。第２次調査では、奈良文化財研究所の山中敏史氏（当時）の調査指導を仰いだ。併せて今後の調査について庁議に付し、重要遺跡と認識したうえで範囲内容確認調査を行なうことになった。平成 14 年（2002）には第３次調査を行い、延べ 21 棟の倉庫群を確認した。この時、初めて文化庁の坂井秀弥主任調査官（当時）の視察を受けた。また、埼玉県発掘調査評価・指導委員会が同年に設置され、以後、深谷市の幡羅遺跡、及び熊谷市の西別府祭祀遺跡や西別府遺跡の調査について、平成 15～22 年度（2003～2010）まで毎年開催された。

総柱高床倉庫跡（幡羅遺跡１次調査）

幡羅遺跡は、平成 14 年度（2002）以降、平成 22 年度（2010）までの期間、35 次にわたる発掘調査を実施し、遺跡の解明を進めた。その結果、武蔵国幡羅郡家の正倉や館、実務官衙等にあたる遺構や遺物を検出した。また、西別府祭祀遺跡は、郡家に伴う祭祀場としての性格を有することも判明してきた。そこで平成 29 年に国史跡指定の意見具申を行い、平成 30 年（2018）２月 13 日に、幡羅遺跡の一部及び西別府祭祀遺跡の一部、102,110.98 ㎡が「幡羅官衙遺跡群　幡羅官衙遺跡　西別府祭祀遺跡」として国史跡に指定された。

また、幡羅官衙遺跡については、令和２年に 2,067.00 ㎡が国史跡に追加指定された。

2-2　指定内容

2-2-1　指定告示

○文部科学省告示第 23 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成 30 年２月 13 日　　文部科学大臣　林　芳正

幡羅官衙遺跡群	幡羅官衙遺跡	埼玉県深谷市東方字伊丹	二八〇九番三のうち実測八二二・五九平方メートル、二八一一番三、二八一一番一、二八一一番二、二八一一番四、二八一一番五、二八一一番三、二八一一番二、二八一一番一、二八一六番二、二八一七番三のうち実測一〇九・七七平方メートル
西別府祭祀遺跡	同	字風張	二八八二番二のうち実測一一・四〇平方メートル、二八八三番一、二八八六番一、二八八八番三
	同	字森吉	二九九一番一、二九九二番一、二九九七番二のうち実測四一・八〇平方メートル、二九九三番一、二九九四番二、二九九八番一のうち実測一〇〇〇番二、三〇一九九五番一、三〇一八平一番、三〇一九九七番二、三〇一九九八番一、三〇一九九九番二、三〇〇〇番一、三〇〇〇番二、三〇〇〇番三、三〇〇〇番四、三〇〇〇番五、三〇〇〇番六、三〇〇〇番七、三〇〇〇番八、三〇〇〇番九、三〇〇〇番一〇、三〇〇〇番一一、三〇〇〇番一二、三〇〇〇番一三、三〇〇〇番一四、三〇〇〇番一五
	同	字辻	三〇〇一番一、三〇〇二番一、三〇〇三番一、三〇〇四番一、三〇〇五番一、三〇〇六番一、三〇〇七番一、三〇〇八番一、三〇〇九番一、三〇〇一〇番一、三〇〇一一番一、三〇〇一二番一、三〇〇一三番一、三〇〇一四番一、三〇〇一五番一、三〇〇二番一、三〇〇二番二、三〇〇二番三、三〇〇二番四、三〇〇二番五、三〇〇二番六、三〇〇二番七、三〇〇二番八、三〇〇二番九、三〇〇二番一〇、三〇〇二番一一、三〇〇二番一二、三〇〇二番一三、三〇〇二番一四、三〇〇二番一五、三〇〇三番一、三〇〇三番二、三〇〇三番三、三〇〇三番四、三〇〇三番五、三〇〇三番六、三〇〇三番七、三〇〇三番八、三〇〇三番九、三〇〇四番一、三〇〇四番二、三〇〇四番三、三〇〇四番四、三〇〇四番五、三〇〇四番六、三〇〇四番七、三〇〇四番八、三〇〇四番九、三〇〇五番一、三〇〇五番二、三〇〇五番三、三〇〇五番四、三〇〇五番五、三〇〇五番六、三〇〇五番七、三〇〇五番八、三〇〇五番九、三〇〇六番一、三〇〇六番二、三〇〇六番三、三〇〇六番四、三〇〇七番一、三〇〇七番二、三〇〇七番三、三〇〇七番四、三〇〇七番五、三〇〇七番六、三〇〇七番七、三〇〇七番八、三〇〇七番九、三〇〇八番一、三〇〇八番二、三〇〇八番三のうち実測一〇六・六四平方メートル、三〇〇八番四のうち実測九二・九二平方メートル、三〇〇八番五のうち実測一一四・三三平方メートル、三〇〇八番六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番一〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番一一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番一二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番一三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番一四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番一五のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番一六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番一七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番一八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番一九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番二〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番二一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番二二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番二三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番二四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番二五のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番二六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番二七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番二八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番二九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番三〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番三一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番三二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番三三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番三四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番三五のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番三六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番三七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番三八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番三九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番四〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番四一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番四二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番四三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番四四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番四五のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番四六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番四七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番四八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番四九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番五〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番五一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番五二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番五三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番五四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番五五のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番五六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番五七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番五八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番五九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番六〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番六一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番六二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番六三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番六四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番六五のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番六六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番六七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番六八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番六九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番七〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番七一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番七二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番七三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番七四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番七五のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番七六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番七七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番七八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番七九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番八〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番八一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番八二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番八三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番八四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番八五のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番八六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番八七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番八八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番八九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番九〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番九一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番九二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番九三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番九四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番九五のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番九六のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番九七のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番九八のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番九九のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番一〇〇のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番一〇一のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番一〇二のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番一〇三のうち実測一〇二・三三平方メートル、三〇〇八番一〇四のうち実測一〇六・三四平方メートル、三〇〇八番一〇五のうち実測一〇二・三三平方メートル
	西別府祭祀遺跡	埼玉県熊谷市西別府字西方	一五七五番、一五七七番
	同	字根岸	二三二・八番一のうち実測一三四一・九三平方メートル

備考　右の地域に介在する道路敷、埼玉県熊谷市西別府字西方に接する道路敷、一五七五番に接する道路敷、西方七同字西一五七七番に接する道路敷、西方七同字西一五七七番に接する道路敷、西方七同字西一五七七

武蔵国幡羅郡に属する。北方約５キロメートルを東流する利根川と、南方約６キロメートルを東流する荒川に挟まれた櫛挽台地の北縁に立地し、北側の崖線下には妻沼低地が広がる。

幡羅官衙遺跡は、平成 13 年度に郡家（郡衙）正倉とみられる遺構が発見されたことを契機に把握され、深谷市教育委員会が平成 22 年度まで 35 次にわたる範囲内容確認のための発掘調査を実施した。これまでに、郡庁は未確認であるが、正倉院をはじめとする多数の建物群や区画施設、鍛冶工房、道路など郡家を構成するとみられる諸施設を検出した。西別府祭祀遺跡の調査は昭和 38 年に石製模造品が発見されたことを端緒とし、熊谷市教育委員会が平成４年度から６次にわたる発掘調査を実施してきた。この遺跡では、7 世紀後半から 11 世紀にかけて、湧水における石製模造品を主とした祭祀が、土器を用いた祭祀へと変化していく過程が判明した。出土品は平成 23 年に「西別府祭祀遺跡出土品」として埼玉県指定文化財となった。

幡羅官衙遺跡は、7 世紀後半に成立してから 11 世紀前半に廃絶するまで間断なく存続する。最初期の 7 世紀後半には竪穴建物が広く分布するが、南側には掘立柱塀や素掘り溝に区切られ、掘立柱建物が建ち並ぶ区画があり、深谷市熊野遺跡のように、これらが官衙的機能を有していた可能性も指摘される。7 世紀末から評の官衙の造営が本格的に始まると、8 世紀には官衙域と集落域が明確に分離し、竪穴建物からなる集落域は官衙域周辺に大規模に展開するようになる。

7 世紀末以降、遺跡北西部では溝で区画された正倉院が整備され、8 世紀後葉から 9 世紀には北側に新たな正倉院が増設される。南側の正倉院は南北約 90 メートル、東西約 220 メートル、北側の正倉院は南北約 135 メートル、東西約 80 メートルの規模を有する。9 世紀には南側の正倉のうち一部が礎石立ちに建て替えられ、建物規模も大きくなる時期がある。

遺跡南東側には、7 世紀後半から前述した掘立柱塀による区画と掘立柱建物群が設けられるが、7 世紀末にはこれらとやや方位を異にした仕切り塀と四面廂付掘立柱建物が追加され、8 世紀前葉まで存続する。周囲の土坑からは多量の土器と動物遺存体が出土している。これを饗宴の残滓とみて、これらの建物群を館とみなす意見もある。

遺跡東側にも、8 世紀から 9 世紀前半にかけて掘立柱塀や素掘り溝の区画を伴う掘立柱建物群が複数構築される。具体的な機能が判明する施設として、刀子や釘などの鉄製品を製作する鍛冶工房とみられる建物があることから、「実務官衙域」と呼称して行政実務を担う区域であった可能性が指摘されている。この区域では、建て替えごとに規模が縮小していくが、9 世紀後半には全体が再編され、二重溝と土塁による方形区画という全く異なる施設に変化し、11 世紀前半に廃絶する。

以上のように、正倉院は 7 世紀末から 10 世紀前半まで継続するが、四面廂付掘立柱建物を中心とする区画は主として 7 世紀末から 8 世紀前葉、「実務官衙域」は 8 世紀から 9 世紀前半までが主な存続期間であった。なお、幡羅官衙遺跡の中央部には北東から南西方向に西別府祭

祀遺跡に至るとみられる道路が延びる。

出土遺物には、帯金具、円面硯など官衙を特徴づけるもののほか、墨書土器、畿内産を含む多量の土師器や須恵器、人面線刻土製品などが出土している。

一方、幡羅官衙遺跡に東接する西別府祭祀遺跡は、台地縁辺部並びに崖下の低地を含む範囲に広がる。当該地では、現在は認められないが、かつては豊富な伏流水が湧出していた。西別府祭祀遺跡では、幡羅官衙遺跡の成立期と同じ７世紀後半から主に石製模造品を用いた湧水での祭祀が開始され、７世紀末から８世紀初頭に石製模造品を主とする祭祀から土器を用いた祭祀へと変化してからは、郡家に付随する祭祀場として機能したと考えられる。10 世紀後半には「器佛」の墨書をもつ土師器杯が出土し、仏に祈りを捧げる祭祀も行われた可能性が高い。11 世紀前半には祭祀行為は終焉を迎える。また、８世紀前半には西別府祭祀遺跡に近接して西別府廃寺が建立され、西別府祭祀遺跡と共存する。なお、西別府祭祀遺跡の南に位置する西別府遺跡は幡羅官衙遺跡と一連の官衙遺跡で、区画溝をもつ掘立柱建物群、同じく区画溝を伴う竪穴建物群が検出されている。

以上のように、幡羅官衙遺跡と西別府祭祀遺跡は、その内容や存続時期などからみて幡羅郡家とこれに付随する祭祀場であると考えられる。今後保護を要する西別府遺跡と西別府廃寺を含めると、郡家・祭祀場・寺院がそろって把握されている希少かつ北関東では規模の大きい官衙遺跡群である。加えて、官衙的機能が７世紀後半に遡る可能性があることから郡家の成立に関わる知見をもたらすとともに、８世紀以降に整備される「実務官衙域」を含め、郡家の多様な構成要素が判明した点にとりわけ高い価値が認められる。したがって、今回、郡家と祭祀場に相当する部分を幡羅官衙遺跡群として史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

（『月刊文化財』第 653 号、2018 年より）

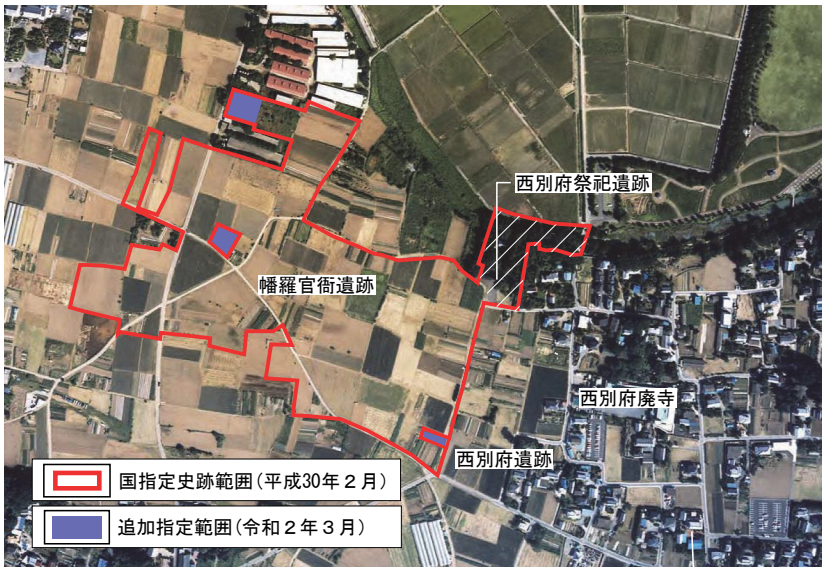

図９　史跡指定範囲の航空写真

2-2-3　追加指定告示

○文部科学省告示第 23 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下蘭に掲げる地域を追加指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和２年３月 10 日　　文部科学大臣　萩生田光一

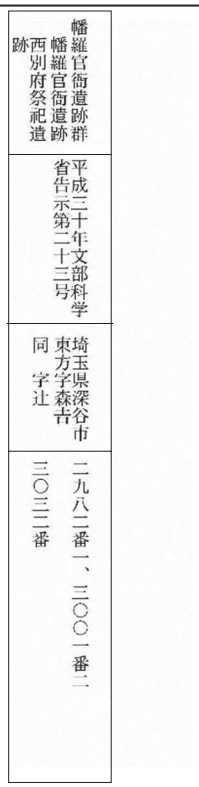
幡羅官衙遺跡群
幡羅官衙遺跡
西別府祭祀遺跡
平成三十年文部科学省告示第二十三号
埼玉県深谷市
東方字森古
同　字辻
二九八二番一、三〇〇一番二
三〇三二番

図 10　官報告示

2-2-4　追加指定説明

幡羅官衙遺跡群は埼玉県北部の深谷市にある幡羅官衙遺跡と、熊谷市の西別府祭祀遺跡からなる官衙遺跡群である。現在の行政区分上は二つの市にまたがるが、古代にはいずれも武蔵国幡羅郡に属する。北方約 5 キロメートルを東流する利根川と、南方約 6 キロメートルを東流する荒川に挟まれた櫛挽台地の北縁に立地し、北側の崖線下には妻沼低地が広がる。

幡羅官衙遺跡は、７世紀後半に成立してから 11 世紀前半まで存続する。７世紀後半には竪穴建物が広く分布するが、南側には掘立柱塀や素掘り溝に区切られた掘立柱建物が建ち並ぶ区画があり、深谷市熊野遺跡のように、これらが官衙的機能を有していた可能性がある。７世紀末から評の官衙の造営が本格的に始まると、８世紀には官衙域と集落域が明確に分離し、竪穴建物からなる集落域は官衙域の周辺部に大規模に展開するようになる。

遺跡北西部では区画された正倉院が７世紀末から 10 世紀前半まで存続する。遺跡南東側には、７世紀末には仕切り塀と四面廂付掘立柱建物が追加され、８世紀前葉まで存続する。遺跡東側にも、８世紀から９世紀前半にかけて掘立柱塀や素掘り溝の区画を伴う掘立柱建物群が複数構築され、鉄製品を製作する鍛冶工房とみられる建物も認められている。なお、幡羅官衙遺跡の中央部には南西から北東方向に西別府祭祀遺跡に至るとみられる道路が延びる。

西別府祭祀遺跡は、台地縁辺部並びに崖下の低地を含む範囲に広がる。幡羅官衙遺跡の成立期と同じ７世紀後半から主に石製模造品を用いた湧水での祭祀が開始され、７世紀末から８世

紀初頭に石製模造品から土器を用いた祭祀へと変化してからは、郡家に付随する祭祀場として機能したと考えられる。10 世紀後半には「器佛」の墨書をもつ土師器杯が出土し、仏に祈りを捧げる祭祀も行われた可能性が高い。11 世紀前半には祭祀行為は終焉を迎える。また、８世紀前半には西別府祭祀遺跡に近接して西別府廃寺が建立され、その南には幡羅官衙遺跡と一連の官衙遺跡、西別府遺跡が存在する。

以上のように、幡羅官衙遺跡と西別府祭祀遺跡は、その内容や存続時期等からみて幡羅郡家とこれに付随する祭祀場であると考えられる。今後、保護を要する西別府遺跡と西別府廃寺を含めると、郡家・祭祀場・寺院がそろって把握されている希少かつ北関東では、規模の大きい官衙遺跡群である。加えて、官衙的機能が７世紀後半に遡る可能性があることから、郡家の成立に関わる知見をもたらすとともに、８世紀以降に整備される「実務官衙域」を含め、郡家の多様な構成要素が判明した点にとりわけ高い価値が認められるため、平成 30 年２月、史跡に指定された。

今回、幡羅官衙遺跡のうち条件が整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』第 677 号、2020 年より）

2-2-5　管理団体告示

○文化庁告示第 69 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、埼玉県深谷市及び同熊谷市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下蘭に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成 30 年７月 30 日　　文化庁長官　宮田　亮平

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
幡羅官衙遺跡群 幡羅官衙遺跡 西別府祭祀遺跡	平成三十年文部科学省告示第二十三号	深谷市（埼玉県） 熊谷市（埼玉県）

図 11　官報告示

2-3　指定地の範囲と地番

幡羅官衙遺跡群の史跡指定面積は、104,177.98 ㎡（令和２年３月の追加指定を含む）である。このうち、深谷市内にある幡羅官衙遺跡の指定面積は 97,016.60 ㎡で、幡羅官衙遺跡群の約93％を占める。熊谷市域内にある西別府祭祀遺跡の指定面積は 7,161.38 ㎡で、幡羅官衙遺跡群の約７％を占めている。

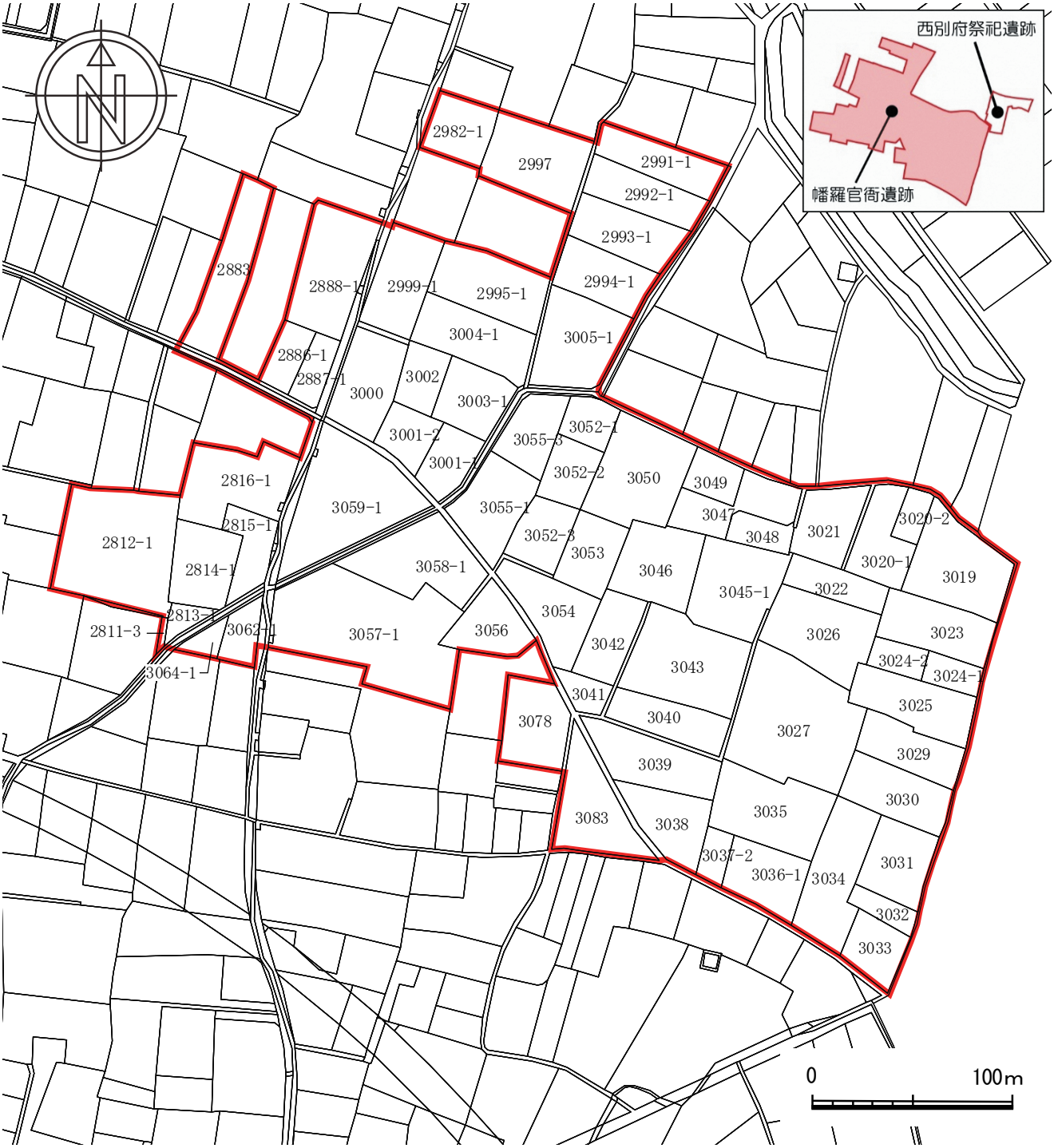

図 12　史跡指定範囲地番図（幡羅官衙遺跡）

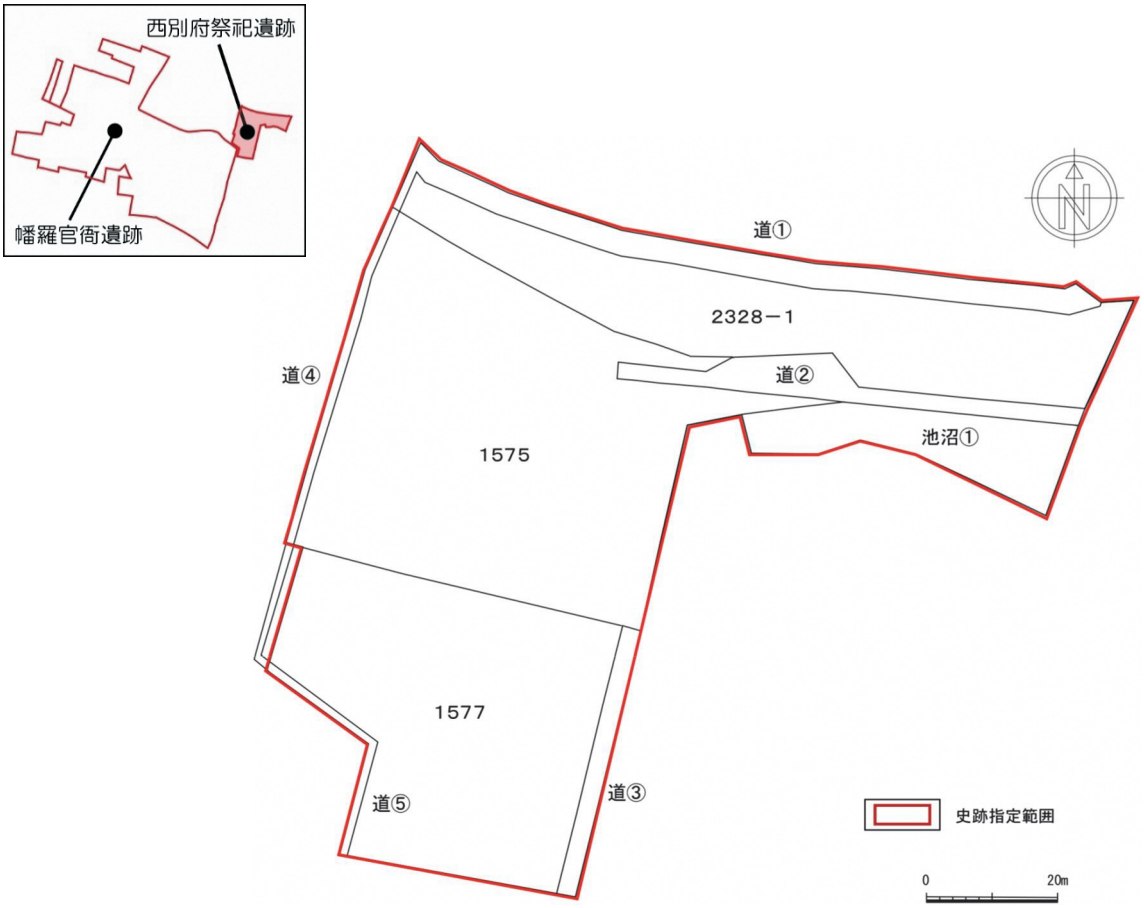

図 13　史跡指定範囲地番図（西別府祭祀遺跡）

表３　幡羅官衙遺跡の指定範囲地番・地目一覧

市区分	地番	面積（㎡）	地目	備考
深谷市	東方字伊丹2809番3	83.59	公衆用道路	166㎡のうち83.59㎡　市道E-420号
	東方字伊丹2811番3	50	畑	
	東方字伊丹2812番1	3,235	畑	
	東方字伊丹2813番1	264	畑	
	東方字伊丹2814番1	1,277	畑	
	東方字伊丹2815番1	797	畑	
	東方字伊丹2815番2	8.84	公衆用道路	市道幹32　登記簿上の所有者は内務省だが譲与を受けているため深谷市有地である
	東方字伊丹2815番3	9.96	公衆用道路	市道幹32号　登記簿上の所有者は内務省だが譲与を受けているため深谷市有地である
	東方字伊丹2816番1	1,864	畑	
	東方字伊丹2816番2	117	公衆用道路	市道幹32号　登記簿上の所有者は内務省だが譲与を受けているため深谷市有地である
	東方字伊丹2817番3	109.77	公衆用道路	196㎡のうち109.77㎡　市道E-483号
	東方字風張2882番3	111.40	公衆用道路	148㎡のうち111.40㎡　市道E-483号
	東方字風張2883番	1,690	畑	
	東方字風張2886番1	554	畑	

市区分	地番	面積(㎡)	地目	備考
深谷市	東方字風張2887番1	510	畑	
	東方字風張2887番2	228	公衆用道路	市道幹32号　登記簿上の所有者は内務省だが譲与を受けているため深谷市有地である
	東方字風張2888番1	2,031	畑	
	東方字風張2888番3	25	公衆用道路	市道幹32号　登記簿上の所有者は内務省だが譲与を受けているため深谷市有地である
	東方字森吉2991番1	1,164	畑	
	東方字森吉2991番2	41.80	公衆用道路	217㎡のうち41.80㎡　市道E-564号
	東方字森吉2992番1	1,145	畑	
	東方字森吉2993番1	1,311	畑	
	東方字森吉2994番1	1,208	畑	
	東方字森吉2995番1	1,683	畑	
	東方字森吉2997番	1,795	畑	
	東方字森吉2998番2	101.83	公衆用道路	160㎡のうち101.83㎡　市道幹32号　登記簿上の所有者は内務省だが譲与を受けているため深谷市有地である
	東方字森吉2999番1	1,443	畑	
	東方字森吉3000番	1,427	畑	
	東方字森吉3001番1	752	畑	
	東方字森吉3001番3	82	公衆用道路	市道E-564号
	東方字森吉3002番	691	畑	
	東方字森吉3003番1	1,095	畑	
	東方字森吉3004番1	1,535	畑	
	東方字森吉3005番1	1,763	畑	
	東方字辻3019番	1,942	畑	
	東方字辻3020番1	1,108	畑	
	東方字辻3020番2	366	畑	
	東方字辻3021番	1,097	畑	
	東方字辻3022番	803	畑	
	東方字辻3023番	1,406	畑	
	東方字辻3024番1	436	畑	
	東方字辻3024番2	436	畑	
	東方字辻3025番	1,470	畑	
	東方字辻3026番	1,863	畑	
	東方字辻3027番	3,457	畑	
	東方字辻3029番	1,130	畑	
	東方字辻3030番	1,333	畑	
	東方字辻3031番	1,239	畑	
	東方字辻3033番	823	畑	
	東方字辻3034番	1,829	畑	
	東方字辻3035番	1,986	畑	
	東方字辻3036番1	1,187	畑	
	東方字辻3037番2	372	畑	
	東方字辻3038番	1,236	畑	
	東方字辻3039番	1,536	畑	

市区分	地番	面積（㎡）	地目	備考
深谷市	東方字辻3040番	1,085	畑	
	東方字辻3041番	395	畑	
	東方字辻3042番	1,004	畑	
	東方字辻3043番	2,371	畑	
	東方字辻3045番1	1,852	畑	
	東方字辻3046番	1,515	畑	
	東方字辻3047番	1,158	畑	
	東方字辻3048番	488	畑	
	東方字辻3049番	557	畑	
	東方字辻3050番	2,138	畑	
	東方字辻3052番1	577	畑	
	東方字辻3052番2	774	畑	
	東方字辻3052番3	905	畑	
	東方字辻3052番4	117	公衆用道路	市道E-564号
	東方字辻3053番	999	畑	
	東方字辻3054番	1,374	畑	
	東方字辻3055番1	1,399	畑	
	東方字辻3055番3	985	畑	
	東方字辻3056番	1,039	畑	
	東方字辻3057番1	4,303	畑	
	東方字辻3058番1	1,889	畑	
	東方字辻3058番2	98	公衆用道路	市道E-564号
	東方字辻3059番1	2,919	畑	
	東方字辻3059番2	174	公衆用道路	市道幹32号　登記簿上の所有者は内務省だが譲与を受けているため深谷市有地である
	東方字辻3059番3	95	公衆用道路	市道E-564号
	東方字辻3060番3	43	公衆用道路	市道幹32号　登記簿上の所有者は内務省だが譲与を受けているため深谷市有地である
	東方字辻3062番1	510	畑	
	東方字辻3062番2	93.92	公衆用道路	186㎡のうち93.92㎡　市道幹32号　登記簿上の所有者は内務省だが譲与を受けているため深谷市有地である
	東方字辻3063番3	72.14	公衆用道路	228㎡のうち72.14㎡　市道E-420号
	東方字辻3064番1	253	畑	
	東方字辻3078番	1,329	畑	
	東方字辻3083番	1,640	畑	
	東方字風張2817番3と2882番3に挟まれ、2816番2と2887番2に挟まれるまでの道路敷	163.84	公衆用道路	里道①　市道E-483号
	東方字森吉2999番1と3000番に挟まれるまでの道路敷	64.69	公衆用道路	里道②　市道E-565号
	東方字風張2887番2と同字森吉3000番に挟まれ、同字風張2888番1と同字森吉2998番2に挟まれるまでの道路敷	166.94	公衆用道路	里道③　市道幹32号

市区分	地番	面積(㎡)	地目	備考
深谷市	東方字風張2816番2と同字辻3059番2に挟まれ、同字辻3062番2と3062番3に挟まれるまでの道路敷	230.03	公衆用道路	里道④　市道幹32号
	東方字風張2809番3と同字辻3063番3に挟まれる道路敷	111.89	公衆用道路	里道⑤　市道E-420号
	東方字森吉2997番1と2991番1に挟まれ、3004番1と3005番1に挟まれるまでの道路敷	226.43	公衆用道路	里道⑥　市道E-566号
	東方字辻3047番と3048番と3021番に挟まれる道路敷	34.80	公衆用道路	里道⑦　市道E-569号
	東方字辻3021番と3020番1に挟まれる道路敷	81.07	公衆用道路	里道⑧　市道E-570号
	東方字森吉3000番と同字辻3059番1に挟まれ、同字辻3038番と3083番に挟まれるまでの道路敷	828.01	公衆用道路	里道⑨　市道E-572号
	東方字辻3058番2と3059番3に挟まれる道路敷	156.98	公衆用道路	里道⑩　市道E-564号
	東方字辻3056番と3058番1に挟まれる道路敷	42.23	公衆用道路	里道⑪　法定外道路
	東方字辻3052番3と3054番と3055番1に挟まれる道路敷	65.97	公衆用道路	里道⑫　市道E-567号
	東方字辻3040番と3041番に挟まれ、3042番と3043番に挟まれるまでの道路敷	113.47	公衆用道路	里道⑬　市道E-571号
	東方字辻3039番と3041番に挟まれ、3026番と3045番1に挟まれるまでの道路敷	295.84	公衆用道路	里道⑭　市道E-575号
	東方字森吉3001番3と同字辻3052番4に挟まれ、同字辻3033番に東接するまでの道路敷	858.83	公衆用道路	里道⑮　市道E-564号
	東方字辻3078番と3083番に挟まれる道路敷	57.37	公衆用道路	里道⑯　市道E-575号
	東方字辻3057番1に囲まれる道路敷	8.01	公衆用道路	里道⑰　法定外道路
	東方字伊丹2815番2と2815番3に挟まれる道路敷	8.63	公衆用道路	里道⑱　法定外道路
	東方字伊丹2816番1に囲まれる道路敷	8.07	公衆用道路	里道⑲　法定外道路
	東方字辻3059番1に囲まれる道路敷	7.69	公衆用道路	里道⑳　法定外道路
	東方字風張2887番2と2888番3に挟まれる道路敷	9.56	公衆用道路	里道㉑　法定外道路
計		94,949.60		

表４　西別府祭祀遺跡の指定範囲地番・地目一覧

市区分	地番	面積(㎡)	地目	備考
熊谷市	西別府字西方1575番	2,654	境内地/山林	宗教法人と総代の共有地
	西別府字西方1577番	1,886	境内地/山林	宗教法人と自治会の共有地
	西別府字根岸2328番1	1,341.93	池沼	
	西別府字根岸2328番1に南接し同字西方1575番に東接する道路敷	264.05	道	道②
	西別府字西方1577番に東接する道路敷	117.27	道	道③
	西別府字西方1575番に西接する道路敷	53.80	道	道④（法定外道路）深谷市行政界に隣接
	西別府字西方1577番に西接し同字西方1576番に南接する道路敷に東接するまでの道路敷	35.59	道	道⑤　深谷市行政界に隣接
	西別府字1579番1に北接する水路敷	419.52	池沼	池沼①
	西別府字根岸2328番1に北接及び西接する道路敷	389.22	道	道①
計		7,161.38		

表５　幡羅官衙遺跡の追加範囲地番地目一覧

市区分	地番	面積(㎡)	地目	備考
深谷市	東方字森吉2982番1	973	畑	
	東方字森吉3001番2	689	畑	
	東方字辻3032番	405	畑	
計		2,067		

第３章　史跡幡羅官衙遺跡群を取り巻く環境

3-1　深谷市と熊谷市の市勢

3-1-1　市勢概要

平成 18 年（2006）１月１日に、旧深谷市・岡部町・川本町・花園町の合併により誕生した新「深谷市」は、埼玉県北西部に位置し、東京都心から 70 km圏にある。東は熊谷市に、西は本庄市と美里町、南は嵐山町と寄居町、北は群馬県の伊勢崎市及び太田市に接している。北部は利根川水系の低地、南部は秩父山地から流れ出た荒川が扇状台地を形成する平坦な地形となっており、利根川、荒川という関東を代表する河川や鐘撞堂山など、自然豊かな環境を有している。市域は南北に約 15 km、東西に約 13 km、面積は 138.37 ㎢である。

図 14　深谷市・熊谷市の位置

新「熊谷市」は、平成 17 年（2005）10 月 1 日に、旧熊谷市・妻沼町・大里町の合併により誕生した。平成 19 年（2007）2 月 13 日には江南町が編入され、埼玉県北部では初の 20 万人都市となった。東京都心から 50～70 km圏に位置し、深谷市に東接し、東は行田市と鴻巣市、南は吉見町、東松山市、滑川町及び嵐山町、北は群馬県の太田市、大泉町及び千代田町に接している。地形はほぼ平坦で、荒川や利根川の水に恵まれた肥沃な大地と豊かな自然環境を有する。市域は南北に約 20 km、東西に約 14 km、面積は 159.82 ㎢である。埼玉県北部地区で最大の人口数を誇り、北部の経済の一大拠点であり、特例市（施行時特例市、中核市移行予定無し）・業務核都市（深谷市と一体指定）・景観行政団体・特定行政庁に指定されている。

3-1-2　人口

令和２年３月現在、深谷市の人口は 143,180 人、世帯数は 60,226 世帯となっている。年齢別人口（平成 27 年度国勢調査）では、前回（平成 22 年度国勢調査）と比べて、年少人口（０歳から 14 歳）が 0.86%減少、生産年齢人口（15 歳から 64 歳）は 3.86%減少し、65 歳以上の老年人口の構成比が 4.64%増加し、人口の高齢化が進んでいる。

令和２年３月現在、熊谷市の人口は 196,616 人、世帯数は 87,230 世帯で、埼玉県で９番目、埼玉県北部で最大の人口を誇る。年齢別人口（平成 27 年度熊谷市統計書）では、前回（平成 22 年）と比べて、年少人口（０歳から 14 歳）が 0.73%減少、生産年齢人口（15 歳から 64 歳）は 3.5%減少し、65 歳以上の老年人口の構成比が 4.64%増加し、人口の高齢化が進んでいる。

表６　年齢別人口統計調査

年齢区分	総数	男	女	構成比（H27）	構成比（H22)）
０～14 歳	18,574	9,450	9,124	12.92%	13.78%
15～64 歳	87,536	44,923	42,613	60.87%	64.73%
65 歳以上	37,423	17,043	20,380	26.02%	21.38%
不　　明	278	178	100	0.19%	0.11%
計	143,811	71,594	72,217	100.00%	100.00%

（出典：深谷市　統計・オープンデータ　国勢調査編　年齢別人口）

表７　年齢別人口統計調査

年齢区分	総数	男	女	構成比（H27）	構成比（H22)）
０～14 歳	24,792	12,764	12,028	12.30%	13.03%
15～64 歳	125,787	64,940	60,847	62.39%	65.89%
65 歳以上	51,033	22,831	28,202	25.31%	21.08%
計	201,612	100,535	101,077	100.00%	100.00%

（出典：平成 22 年度熊谷市統計書、平成 27 年度熊谷市統計書）

3-1-3　土地利用と景観

（１）土地利用

深谷市の主な土地利用は、総面積（平成 29 年度）の 47.52%を田・畑が占め、次いで宅地が 23.59%となっている。平成 24 年度と比較すると田・畑が約 100.3ha 減少している。また、本市の市街化区域と市街化調整区域の比率は、16%と 84%である（平成 29 年度４月現在)。用途地域別の面積は、住居系の区域が最も多く、全体の 68%を占め、次いで工業系 26%、商業系が６%である（深谷市　統計・オープンデータ　都市計画の概要　平成 29 年４月１日現在)。

熊谷市の主な土地利用は、総面積（平成 29 年度）の 39.74%を田・畑が占め、次いで宅地が 22.33%となっている。平成 24 年度と比較すると田・畑が約 93.8ha 減少している。また、本市の市街化区域と市街化調整区域の比率は、16.5%と 83.5%である。用途地域別の面積は、住居系の区域が最も多く、全体の 61%を占め、次いで工業系 29.6%、商業系が 9.4%である（熊谷市の都市計画　令和元年度)。

表８　深谷市　地目別土地利用面積

地目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	構成比（24年度）	構成比（29年度）
田	1,760.3	1,755.7	1,753.8	1,750.8	1,748.2	1,745.9	12.72%	12.62%
畑	4,914.7	4,890.4	4,874.7	4,857.3	4,842.4	4,828.8	35.51%	34.90%
宅地	3,175.7	3,196.2	3,211.5	3,230.5	3,246.9	3,263.9	22.94%	23.59%
池沼	3.8	3.7	3.8	3.8	3.7	3.7	0.03%	0.03%
山林	429.0	429.0	428.2	419.5	417.0	411.4	3.10%	2.97%
原野	37.7	37.8	37.9	37.9	38.0	38.0	0.27%	0.27%
雑種地	638.6	639.6	641.6	652.5	656.2	662.0	4.61%	4.78%
その他	2,881.3	2,887.4	2,889.5	2,884.7	2,884.6	2,883.3	20.82%	20.84%
総面積（ha）	13,841.1	13,839.8	13,841.0	13,837.0	13,837.0	13,837.0	100.00%	100.00%

（出典：深谷市　統計・オープンデータ　都市計画の概要　平成 29 年４月１日）

表９　熊谷市　地目別土地利用面積

地目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	構成比（24年度）	構成比（29年度）
田	3,818.6	3,809.1	3,795.9	3,784.0	3,784.0	3,776.5	23.88%	23.62%
畑	2,628.0	2,618.1	2,601.9	2,590.2	2,590.2	2,576.3	16.44%	16.11%
宅地	3,485.8	3,504.4	3,534.9	3,552.1	3,552.1	3,570.6	21.80%	22.33%
池沼	30.6	30.5	30.3	30.8	30.8	30.7	0.19%	0.19%
山林	495.2	494.4	492.0	489.8	489.8	482.5	3.10%	3.02%
原野	38.5	38.5	37.2	37.2	37.2	36.9	0.24%	0.23%
雑種地	1,166.3	1,168.8	880.1	1,166.3	1,166.3	1,175.4	7.29%	7.35%
その他	4,325.0	4,324.0	4,615.7	4,337.6	4,331.6	4,339.1	27.05%	27.14%
総面積（ha）	15,988.0	15,988.0	15,988.0	15,988.0	15,982.0	15,988.0	100.00%	100.00%

（出典：平成 30 年度版熊谷市統計書　土地・気象）

（２）景観

深谷市は、広い範囲に緑豊かな田園景観が広がり、さらに、利根川、荒川をはじめとした水辺景観に恵まれている。冬季の強い季節風への備えである防風林や屋敷林等があり、なかでも櫛挽地区の防風林は、「ふるさと緑の景観地」に指定され、特徴的な景観を形成している。また、春には唐沢川の桜堤のほか市内各所で満開の桜がみられ、冬になると荒川に白鳥が飛来するなど、四季折々の景観がみられる。郊外部には緑豊かな屋敷林などが残されており、市内各地に分布する身近な河川・水路の水辺景観と合わせて、特色ある景観を形成している。市域南西部の鐘撞堂山や中央部の仙元山公園はランドマークとなっている。

熊谷市は、熊谷駅、籠原駅及び国宝妻沼聖天山周辺を中心として住宅地が、その外側に農村集落が広がる都市構造である。南に荒川、北に利根川が流れ、南部地域においては平地林や斜面林に加え、農耕地や点在する屋敷林などの自然豊かな景観が広がる。北部地域には、利根川流域の肥沃な大地に聖天山を中心とした門前町の歴史・文化資源と広大な田園風景の景観がみられる。また、中心市街地を流れる星川は、広場を整備し樹木も植栽され、回遊式庭園や数寄屋感覚を取り入れた星溪寮・松風庵・積翠閣を有する市指定名勝「星溪園」へと道行く人を導

き、川岸に点在する彫刻は心を和ませ、楽しませている。さらに、平成 21 年度には、市民・事業者・行政の協働のもと、良好な景観の形成に関する方針等を定めた「熊谷市景観計画」が策定されている。

櫛挽地区の防風林（深谷市）

唐沢川の桜堤（深谷市）

広大な田園風景（熊谷市）

賑わいのある中心市街地を流れる星川（熊谷市）

3-1-4　産業

深谷市の産業分類別就業者の推移は、第一次産業及び第二次産業が減少傾向である一方で、第三次産業は増加傾向にある。農業従事者数の減少のなか、深谷ねぎやブロッコリー、トウモロコシなどの野菜の生産、チューリップ、ユリなどの花き栽培が盛んに行われており、市の主要な産業となっている。中でも、深谷ねぎ・ブロッコリー・トウモロコシは全国に知られるブランドである。商業では、深谷駅周辺はもとより、開発を進めた新市街地の形成により、商業施設の集積が進んでいる。年間商品販売額の推移では、平成 9 年（1997）をピークにやや減少気味である。卸売業や小売業の事業者数も同様の傾向である。工業では、深谷工業団地、春日丘工業団地、熊谷市にまたがる熊谷工業団地などの工業地帯が集積し、工業都市としての一面を有している。

熊谷市の産業分類別就業者の推移も深谷市と同様な傾向を示す。農業では、米麦二毛作地帯を形成し、快晴日数日本一（年 64 日）という気候条件のもと、利根川、荒川の肥沃な大地の恵みを活かして、米・麦・きゅうり・トマト・ほうれんそう・ねぎ・やまといも・にんじん・か

ぶ・ブルーベリー・大豆などを生産しており、季節における農産物の『旬』も多い。農業産出額は県内第２位となっており、小麦の生産量は県内一である。近年では、熊谷のブランド農作物を育てる動きがあり、小さな野菜「ミニくま」をはじめ、地元産の小麦による「熊谷うどん」、「妻沼ねぎ」などの生産が意欲的に進められている。商業では、年間商品販売額がさいたま市、川越市に次ぐ県内第３位の規模で、市内には、百貨店や駅ビル、駅直結型ショッピングモール、ロードサイド型ショッピングモールが存在する。工業は、狭山市、川越市、さいたま市に次ぐ規模で、製造業に属する事業所数は 754 あり、主な工業団地としては、熊谷工業団地、上之工業団地、御稜威ヶ原工業団地、妻沼東部工業団地、妻沼西部工業団地、船木台工業団地などがある。製造品出荷額は県内第４位である。

表 10　産業（大分類）別　15 歳以上就業者数

年度/区分	深谷市			熊谷市		
	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業
平成 17 年度	7, 419	24, 228	41, 172	4, 435	27, 927	67, 359
平成 22 年度	6, 166	21, 391	39, 533	3, 326	25, 599	62, 988
平成 27 年度	5, 446	20, 364	40, 708	2, 870	24, 855	62, 516

（出典：深谷市　統計・オープンデータ　国勢調査。当該年度版熊谷市統計書　国勢調査）

3-1-5　観光

深谷市には、渋沢栄一ゆかりの施設で国の重要文化財である「日本煉瓦製造株式会社旧煉瓦製造施設」をはじめ、歴史的価値の高い文化資源や先人のゆかりの品が数多く残されている。これらの公開活用や、道の駅での野菜や花きなどの農産物の販売、交通利便性を生かした沿道サービス施設の集積、各種スポーツ・レクリエーション施設、七夕まつりや花フェスタ、深谷花火大会などのイベントの開催は、市の観光資源となっており、集客力が高まっている。

熊谷市は、熊谷ブランドとして位置付けている「雪くま」や「熊谷うどん」をはじめとする地域資源の情報発信に加え、熊谷さくら祭、熊谷うちわ祭、熊谷花火大会といった市を代表するイベントの運営や、地域伝統行事の充実につながる運営支援を実施している。熊谷さくら祭、熊谷うちわ祭、熊谷花火大会といったイベントを中心とする観光施策は大きなウエートを占めるほか、聖天山周辺においては、「歓喜院聖天堂」が国宝指定を受けたことで、通年での集客が見込めるよ

熊谷うちわまつり

うになっている。また、祭り・イベント・自然・歴史などと同様に、スポーツをも観光資源と捉えた交流人口の拡大を図っている。

表 11　観光入込客数

年度/区分	深谷市		熊谷市	
	観光拠点	イベント	観光拠点	イベント
平成 27 年	4,086,628	485,851	2,654,593	1,749,536
平成 28 年	3,397,141	527,735	3,044,624	1,709,820
平成 29 年	3,426,743	527,491	2,907,359	1,830,726
平成 30 年	3,661,484	443,637	2,930,527	2,021,318
令和元年	3,800,130	434,508	3,120,590	1,946,483

（出典：埼玉県産業労働部観光課　観光入込客統計調査結果について）

〔注〕「観光拠点」は当該市内にある観光施設の入込客数の合計、「イベント」は祭りなどの各イベントの入込客数の合計である。

3-2　自然環境

3-2-1　地形

深谷市・熊谷市では、平野の地形区分である丘陵・台地・低地のすべてをみることができる。

両市域に含まれる丘陵としては、松久丘陵が深谷市西部に、比企丘陵が熊谷市南部に、それぞれ一部かかっている。通常、丘陵は山地に沿うように広がり、山地と平野の中間的な位置付けとなる。両丘陵も、関東山地を形成する荒川以北の上部山地と荒川以南の外秩父山地の両山地沿いに広がる。また、これら丘陵の周辺には、河川開析などによる残丘が多くみられるという特徴がある。

丘陵と低地の間には、櫛挽台地と江南台地がある。櫛挽台地は扇状地性の台地で、西部が高く櫛挽面と呼ばれる段丘上、南東部が低く寄居面と呼ばれる段丘上に形成される。櫛挽面は武蔵野面、寄居面は立川面に対比される。江南台地は、荒川右岸に形成される扇状地性の台地である。江南台地の西部、深谷市本田付近では標高 80mを測り、台地東端では標高 45mで、荒川の上流から下流に向け低くなる。

低地は、熊谷市北部から深谷市北部にかけての広大な範囲に、妻沼低地が広がるほか、熊谷市東部には加須低地がある。妻沼低地では、本庄市から深谷市にかけて、利根川によって新規利根川扇状地が形成され、熊谷市では、荒川によって新期荒川扇状地が形成されている。これらの扇状地の下流部には、自然堤防や後背湿地からなる低地が発達している。

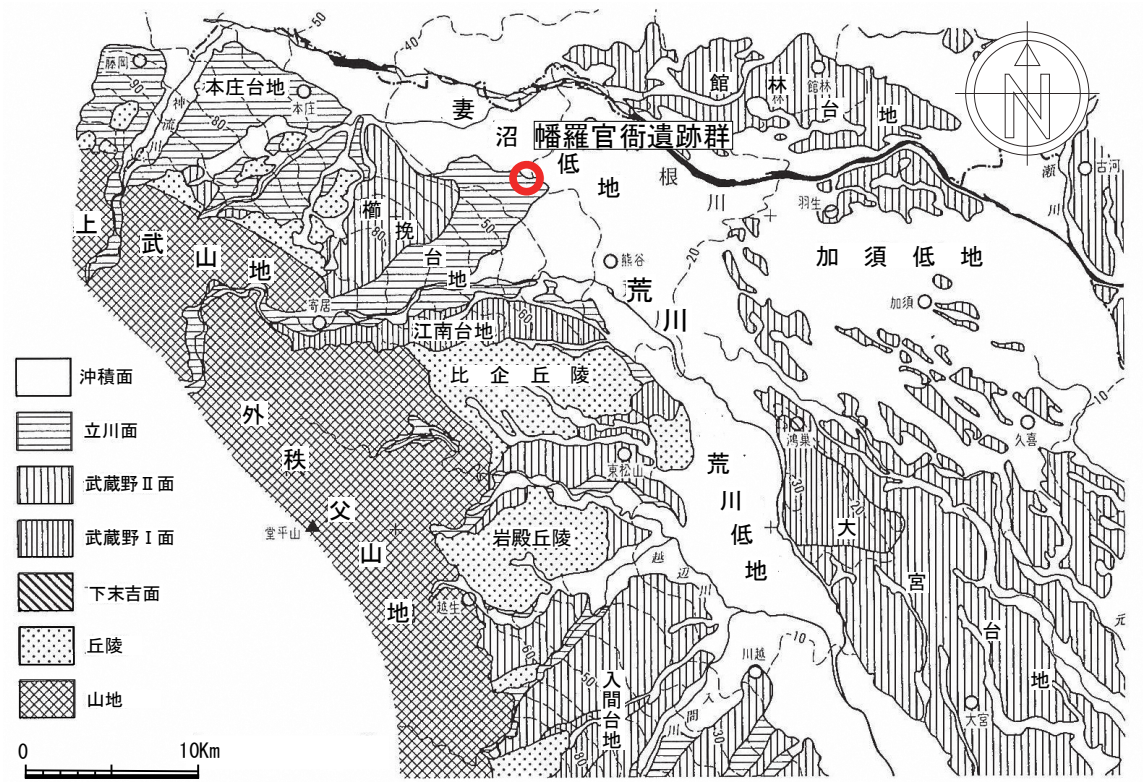

（出典：熊谷市『熊谷市史　通史編　上巻　原始・古代・中世』　平成 30 年３月）

図 15　埼玉県北西部の地形

3-2-2　地質

深谷市西部の松久丘陵と熊谷市南部の比企丘陵は、新第三紀に形成されたもので、開析が進んだ山が連なり、複雑な地質を構成する。

台地は、第四紀更新世のウルム氷期に形成され、櫛挽台地北部の櫛挽面は、礫・砂及び泥の櫛引礫層、南東部の寄居面は、礫・砂・泥及び粘土が堆積している。また、江南台地は、礫・砂及び泥の大里礫層が堆積している。

低地は完新世に形成されたもので、新期荒川扇状地は、深谷市植松橋の下流約１㎞を扇頂にする扇状地で、礫・砂・泥及び泥炭の低湿地堆積物や、礫及び砂の扇状地堆積物からなる。この新期荒川扇状地礫層は荒川が形成したもので、熊谷市大麻生付近での礫層は３～６ｍ、同市原島付近で５ｍ、同市中奈良で６ｍとなり、扇状地を出て薄くなりながらも、荒川低地北部の沖積層の最下部に位置する礫層へ連続している。また、新期利根川扇状地は、本庄市から深谷市にかけての利根川の右岸に形成された扇状地で、礫・砂・泥及び泥炭の低湿地堆積物や、礫及び砂の扇状地堆積物からなる。この新期利根川扇状礫層も、新期荒川扇状地と同様に低地に連続するものと考えられる。扇状地下流側の低地は、扇状地の礫層がその基底に分布し、その上に利根川や荒川などの河川による砂層や泥層が堆積している。

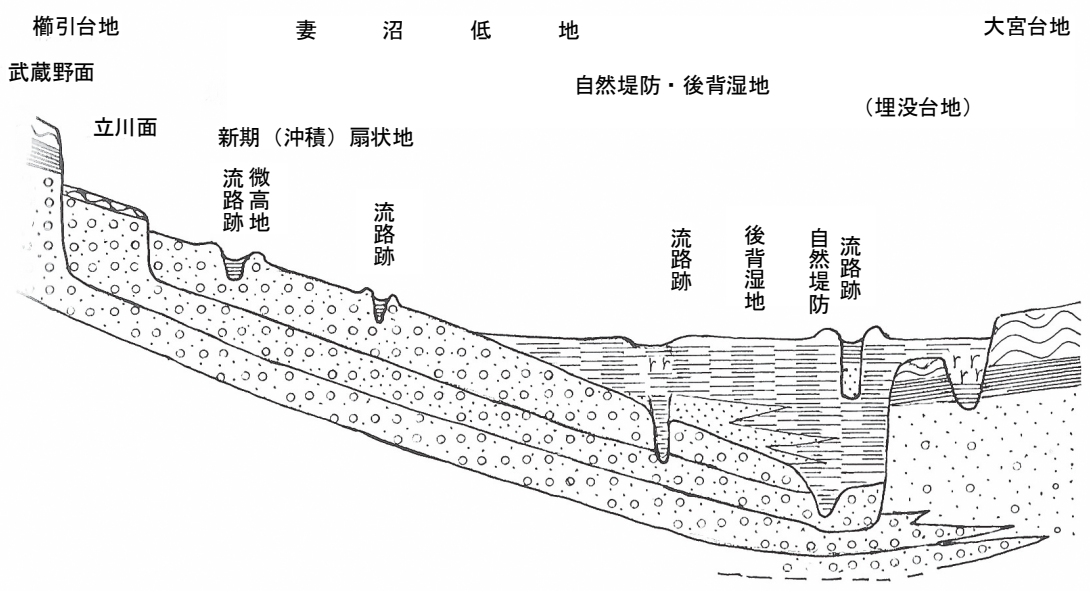

（出典：熊谷市『熊谷市史　資料編１　考古』　平成 27 年３月）

図 16　熊谷市とその周辺の地質模式断面図

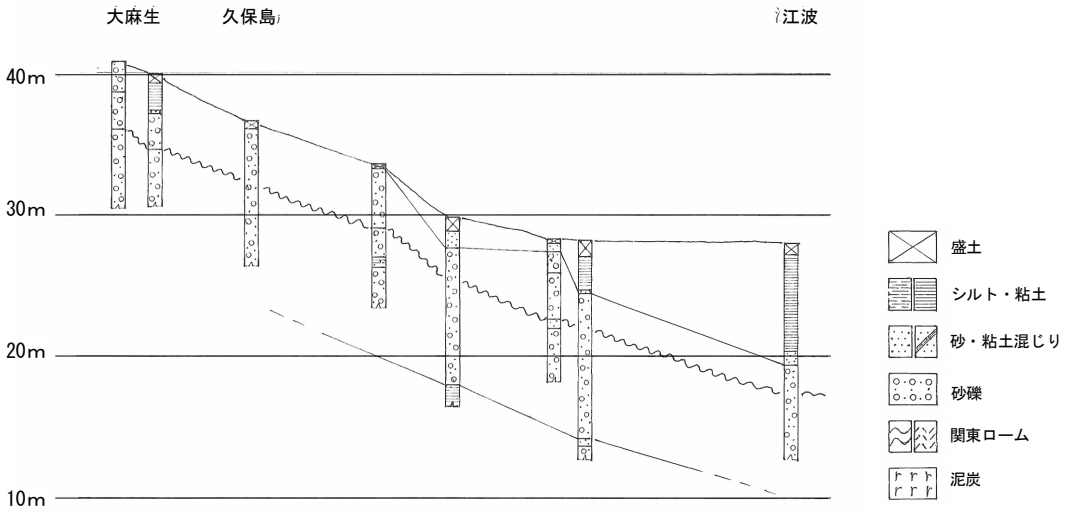

（出典：熊谷市『熊谷市史　資料編１　考古』　平成 27 年３月）

図 17 熊谷市域南北地下地質断面図

（出典：地質調査総合センター「20 万分の 1 地質図幅」）

https://www.gsj.jp/data/200KGM/JPG/GSJ_MAP_G200_NJ5430_1991_200dpi.jpg

図 18　地質図

3-2-3　気象

ここでは、幡羅官衙遺跡群から直線距離で約 6.7 kmに所在する熊谷地方気象台の観測データを表示する。熊谷市は夏の暑さが全国的にも有名だが、夏と冬の寒暖の差が大きく、深谷市も同様である。また、夏から秋にかけては雷が多く、雷雨が夏の降水量を多くする一因となっている。埼玉県北部は内陸性気候の特徴をもち、冬には「赤城おろし」と称するこの地域特有の北西からの強い季節風が吹き、非常に乾燥する。

年間平均降水量は 1286.3mm であり、最多降雨月は９月である。また、年間平均気温は 15.0℃で平均最高気温の月は８月である。平均風速は 2.4m/s で、通年では北西の風向きが多く、12 月～３月期の平均風速は 2.87 m/s である。

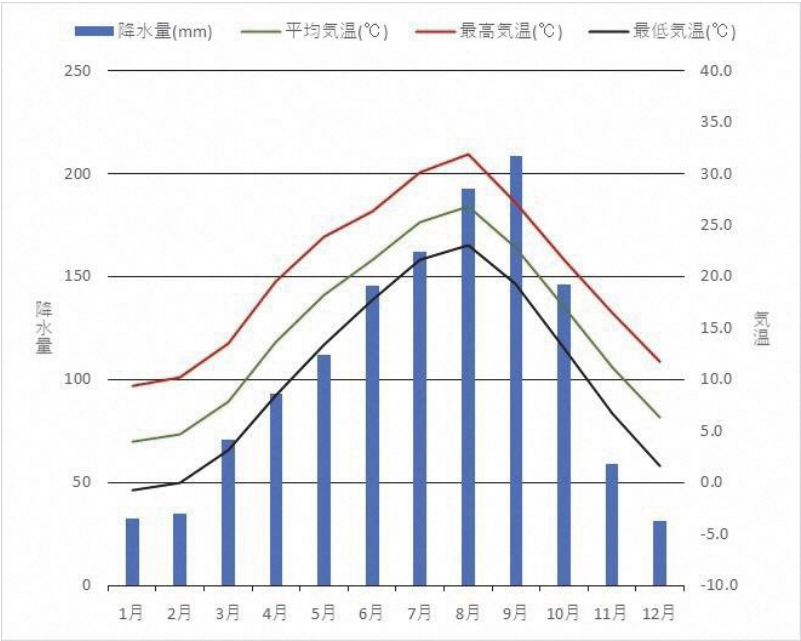

図 19　気温と降水量（統計期間：1981-2010 年）

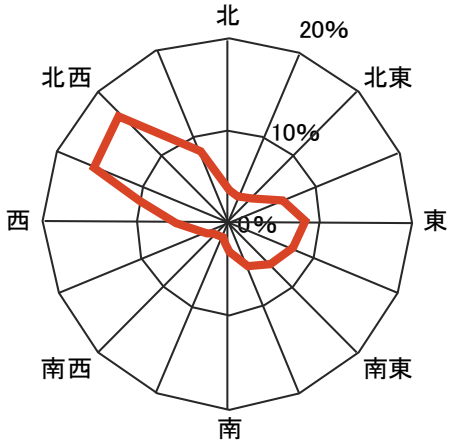

図 20　風配図（統計期間：1981-2010 年）

3-2-4　災害

図 21～24 は、深谷市や熊谷市が作成した「洪水・内水ハザードマップ」による浸水域と「地震ハザードマップ」による危険度を示している。

深谷市域では、史跡北側の妻沼低地では想定浸水の深さがおおむね 0.5m未満から 1.0m未満である。台地上でも史跡の東側は 0.5m未満の浸水区域に入っているが、幡羅官衙遺跡群の正倉院域などは安全な範囲となっている。また、深谷市地震ハザードマップでは、正倉院域などが位置する北西の一部が危険度１（全壊率３％未満）を示し、安定した地盤と考えられる。

また、熊谷市域では、小山川・福川・石田川・蛇川の洪水により、妻沼低地では想定浸水の深さがおおむね 0.5m未満～1.0m未満であるが、台地上の西別府祭祀遺跡や西別府廃寺の付近では 0.5m未満となる。

熊谷市地震ハザードマップでは、西別府祭祀遺跡や西別府廃寺の一帯は、危険度１（全壊率３％未満）を示し、安定した地盤と考えられる。

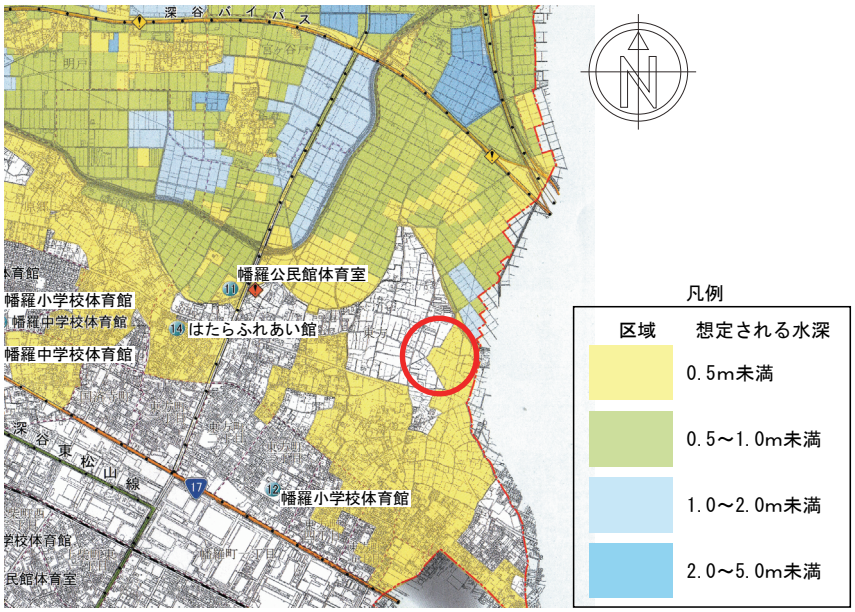

図 21　深谷市洪水・内水ハザードマップ（平成 26 年３月）

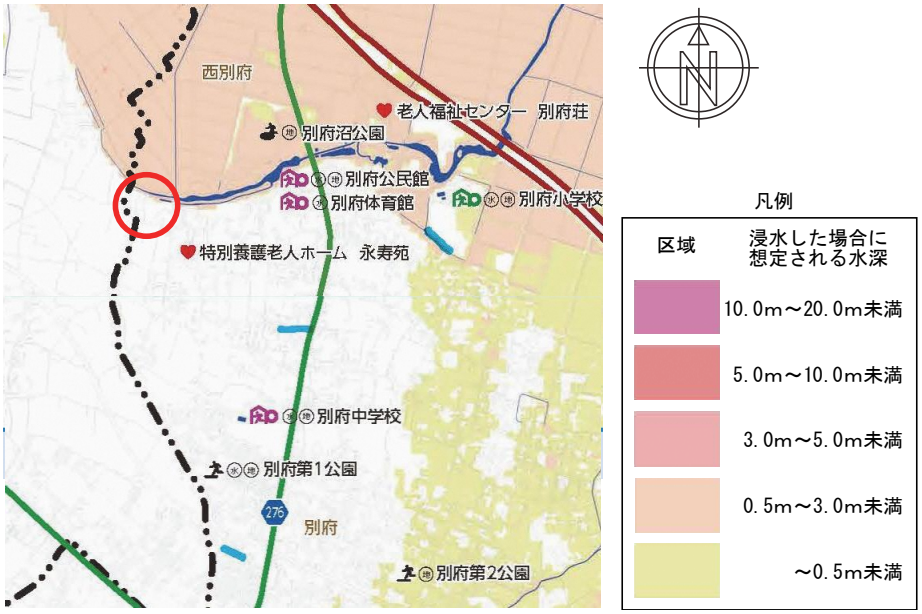

図 22　熊谷市洪水ハザードマップ（令和２年 12 月）

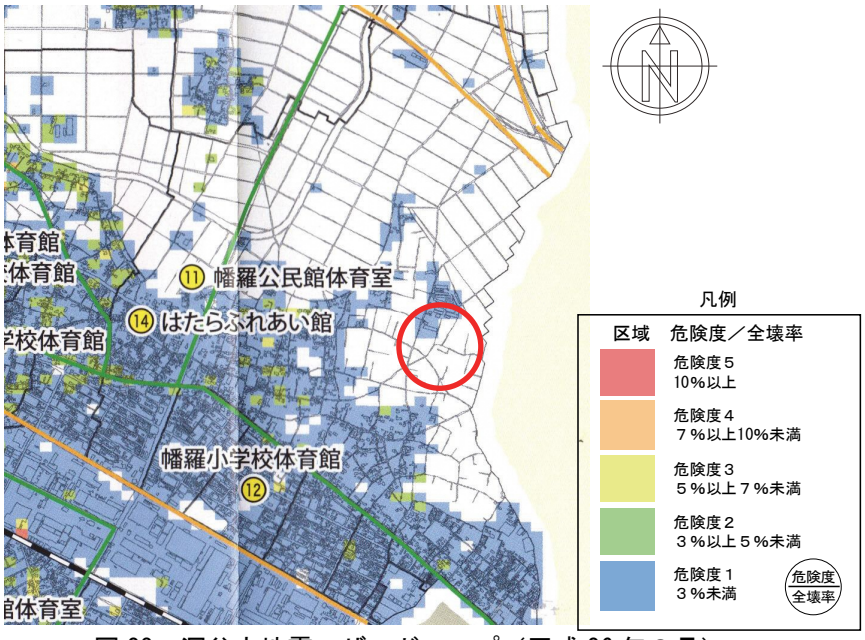

図 23　深谷市地震ハザードマップ（平成 26 年３月）

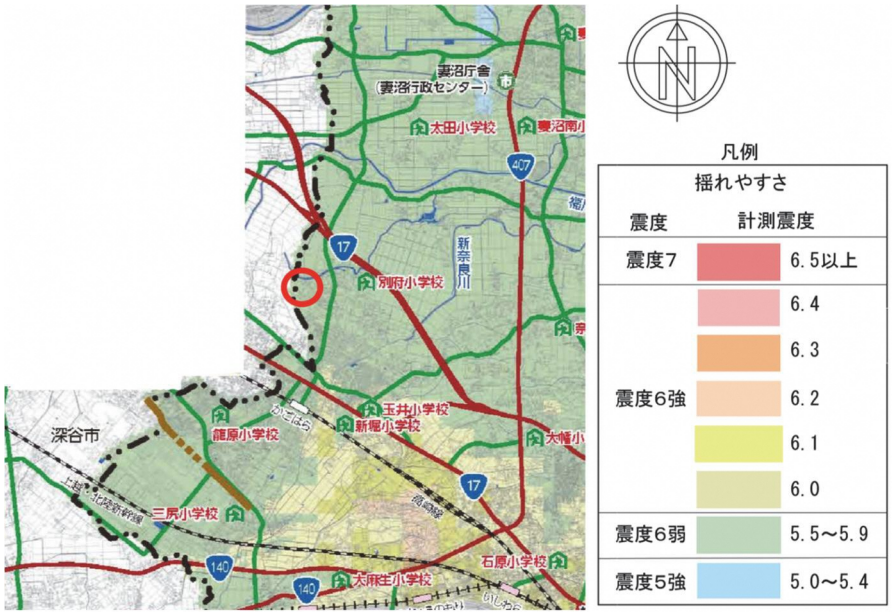

図 24　熊谷市揺れやすさマップ（令和２年 12 月）

3-2-5　植生

幡羅官衙遺跡群を含む地域は、埼玉県の気候区分では温暖帯に属する。現状では、市街地や工場地帯を除くと、櫛挽台地や新期荒川扇状地の大半は畑地雑草群落で、低地では水田雑草群落、低地の微高地上には畑地雑草群落が点在している。

また、利根川や荒川沿いには、ヨシクラスやオギ群落などの河辺植生がみられる。

本地域では土地開発が進行し、植生のまとまりは少ない。地域的特色を示す植生が認められるところとしては、深谷市域では、「鐘撞堂山ふるさとの森」「櫛挽地区の防風林」「仙元山」などがあり、熊谷市域では、史跡指定地に隣接する「別府沼」のほか、「観音山」、「野鳥の森とその周辺（荒川河川敷）」、「江南台地の平地林」などがある。

史跡指定地一帯には、畑地に成立する雑草群落がみられ、シロザ、ツユクサ、スベリヒユ等の１年生の植物を主な構成種とする。史跡指定地北東端に位置する湯殿神社の森は、クヌギ-コナラ群落である。

この群落はヤブツバキクラス域において、本州、四国の太平洋側の台地や丘陵に成立する落葉広葉樹の二次林で、コナラ、クヌギ、クリなどが優占し、ミズキ、エゴノキ、ウワミズザクラなどが混生する。これらは、東北南部、関東、中部、四国の主として台地に分布し、黒ボク土壌でよく発達する。

表 12　地域の特色を残す植生

深谷市域		
	鐘撞堂山ふるさとの森	落葉広葉樹の二次林で、高木層はコナラが優占し、クリ、ミズナラが混生する。主な植物はヤマツツジ、クヌギ、ヤナザクラ、カスミザクラ、コナラ、クリ、スギ、ヒノキ、アカマツなどがある。
	櫛挽地区の防風林	「櫛挽ふるさと緑の景観地」の防風林は、ナラ、マツ、カシ、クヌギなどからなる。
	仙元山	櫛挽台地の北部に位置する標高98.0mの残丘で、乾性立地に成立する常緑針葉樹の二次林でアカマツが優占する。

熊谷市域		
	別府沼	ミゾコウジュ、ヒメシロアサザ、ヒシ、ミズオアイ、ミズオオバコ、ミクリなど、多くの湿生植物が繁殖し、これまでに14種の絶滅危惧種が確認されている。
	観音山	荒川の浸食により残った丘陵で、アカマツやクヌギ、コナラ、エゴノキ、ヤマツツジなどからなる樹林の林床には、貴重な低地性のニッコウキスゲやカタクリの小群落がある。
	野鳥の森とその周辺（荒川河川敷）	広瀬、大麻生地区に広がる河川敷は扇状地特有の形をなし、全国でも有数のカワラナデシコの群落があり、このほかカワラサイコ、テリハノイバラなどの河川特有の植物が生育している。
	江南台地の平地林	市域南部の台地には、アカマツ、クヌギ、コナラやスギ、ヒノキ植林による、斜面林や平地林が形成されている。

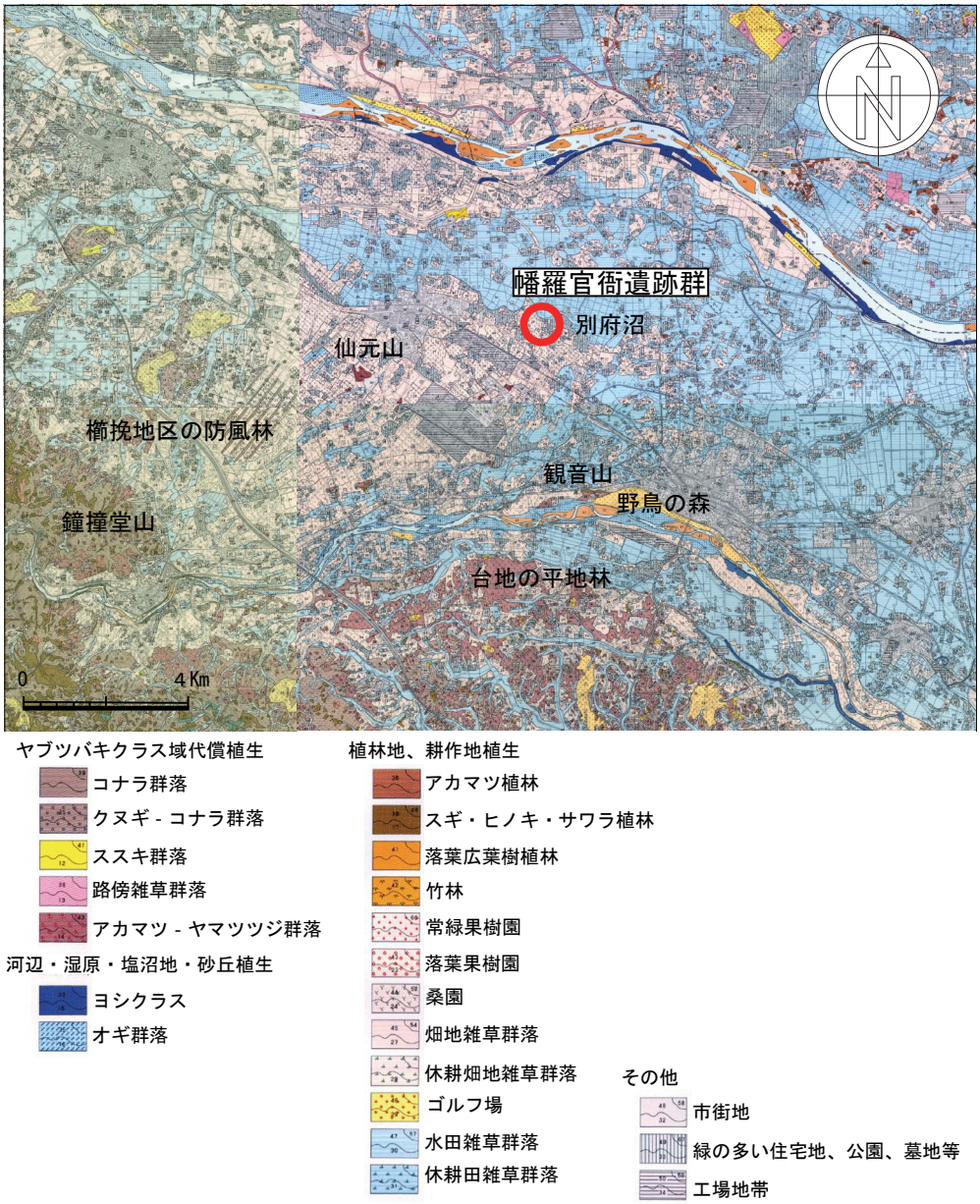

出典：生物多様性センター「自然環境調査 Web-GIS　五万分の一現況植生図」（寄居、熊谷、妻沼、三ヶ尻を合成）

図 25　植生図

3-2-6　動物相

深谷市及び熊谷市は、豊かな自然環境を有し、環境に適した多種多様な動物をみることができる。しかし、近年は、開発行為に伴う樹林地の伐採や湧水の枯渇、宅地開発に伴う屋敷林の減少などに伴い、生息場所を失い個体数が減少している。

本史跡周辺では、モグラやタヌキ、イタチ、ノウサギなどの哺乳類が観察されている。鳥類ではキジが生息しているほか、史跡北に流れる福川や東に位置する別府沼には、カイツブリ、コサギ、アオサギ、カワセミなどの水辺の鳥が観察される。また、冬場は、多くのカモ類の越

冬地となり、特にオオバンの越冬地としては県下で有数といわれている。別府沼では、アズマヒキガエルなど多くの両生類も観察されており、近年オオクチバスなどの外来魚も確認されている。

また、両市域を含む周辺地域では絶滅が危惧される貴重種の動物も多種生息していることが確認されている。絶滅危惧種を含む貴重種としては、マガン・ヒクイナ・オオバンなど鳥類33種、ヤマカガシなどの爬虫類２種、ツチガエルなど両生類２種、ミヤマシジミなど昆虫類６種、ムサシトミヨ・キバチ・メダカなどの魚類７種が確認されている。

3-3　歴史的環境

3-3-1　古墳時代以前の様相

幡羅郡域となる深谷市北東部・熊谷市北西部の櫛挽台地上では、後期旧石器時代の遺跡もあり、深谷市幡羅官衙遺跡ではナイフ形石器、熊谷市籠原裏遺跡では尖頭器が出土している。

縄文時代の遺跡は、草創期から前期までは旧石器時代と同様に少ないが、中期でも後半になると数が増加し、遺跡の規模も大きくなる。そして、後・晩期以降になると、櫛挽台地から妻沼低地に主な居住域が移る。深谷市上敷免遺跡では、遺物包含層から、在地の後・晩期の土器に混じり、東海系条痕文土器や遠賀川系の壺が出土するなど、西方地域との交流が認められる。

弥生時代の遺跡では、上敷免遺跡や熊谷市横間栗遺跡で前期末から中期前半までの再葬墓、深谷市宮ケ谷戸遺跡などで若干時期が下る竪穴建物が確認されている。

古墳時代の遺跡としては、熊谷市一本木前遺跡など、妻沼低地上に立地する前期の集落跡の調査例が増加している。中期は遺跡数が減少するが、後期になると非常に多くなり、妻沼低地の自然堤防上に大規模な集落が営まれる。この時期には群集墳が造られ、幡羅官衙遺跡群周辺の櫛挽台地縁辺には、径 20～30m規模の円墳を中心とする深谷市木の本古墳群や熊谷市別府古墳群が立地し、墓域であったと考えられる。7世紀頃には、上敷免遺跡などの大集落が縮小傾向を示し、代わって幡羅官衙遺跡群に比較的近い位置にある宮ケ谷戸遺跡や清水上遺跡など集落の規模が拡大する傾向がみられる。

深谷市木の本古墳群

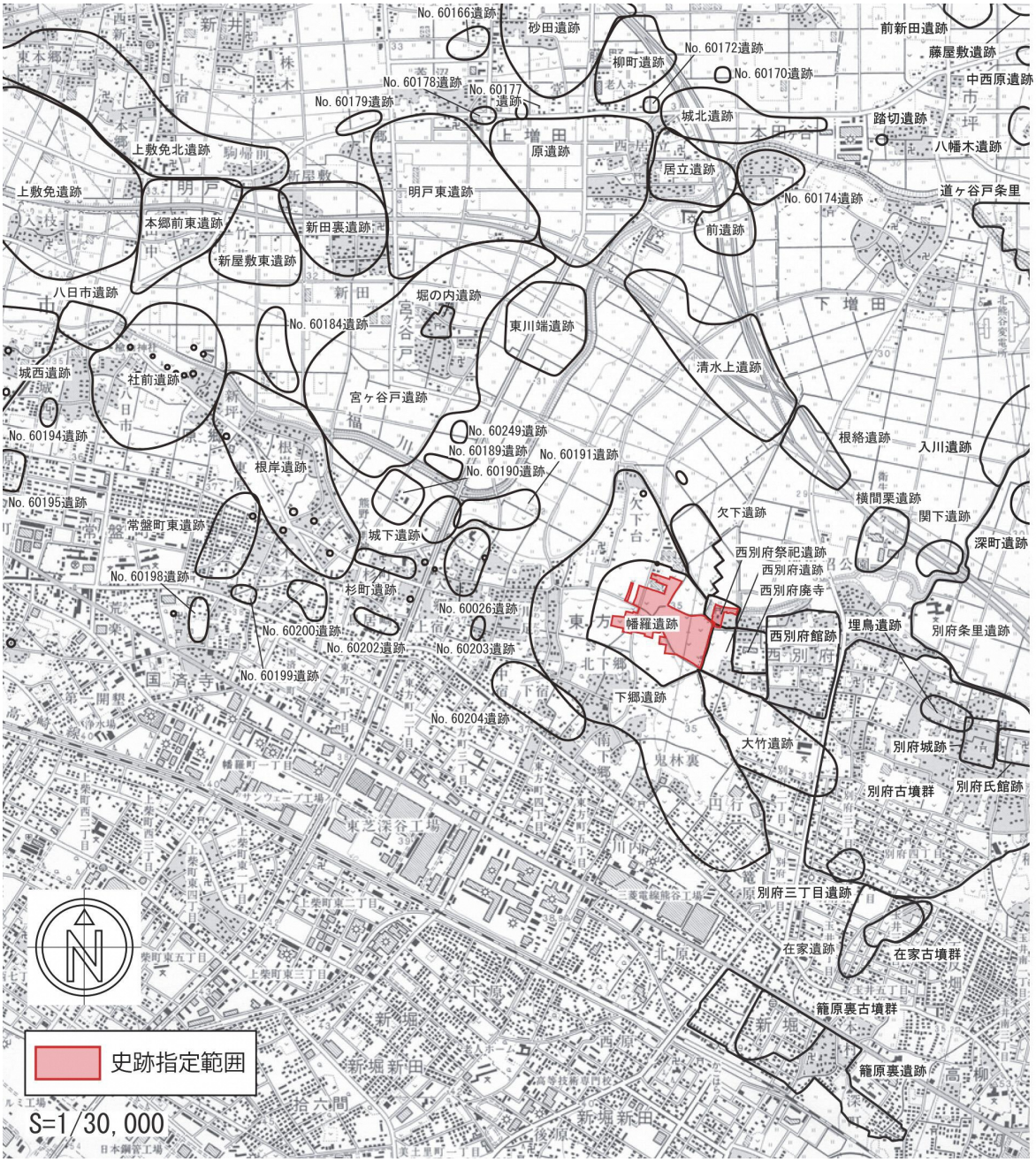

図 26　幡羅官衙遺跡群周辺の古墳時代後期の遺跡

3-3-2　古代幡羅郡の様相

（1）古代幡羅郡の行政区分

幡羅郡は武蔵国北部に位置し、西に榛沢郡、東に埼玉郡、南に男衾郡及び大里郡が隣接する。また、利根川を挟んだ北には、上野国の新田郡が隣接する。『倭名類聚抄』によると、幡羅郡は上秦・下秦・広沢・荏原・幡羅・那珂・霜見・余戸の８郷からなる中郡にあたる。各郷の比定地には諸説あるが、幡羅郷は現在の原郷及び周辺、那珂郷はその東に接し現在の熊谷市別府地区辺りと推定される。幡羅郡家は、郡名郷である幡羅郷の東端部、那珂郷との境付近に置かれていた可能性がある。

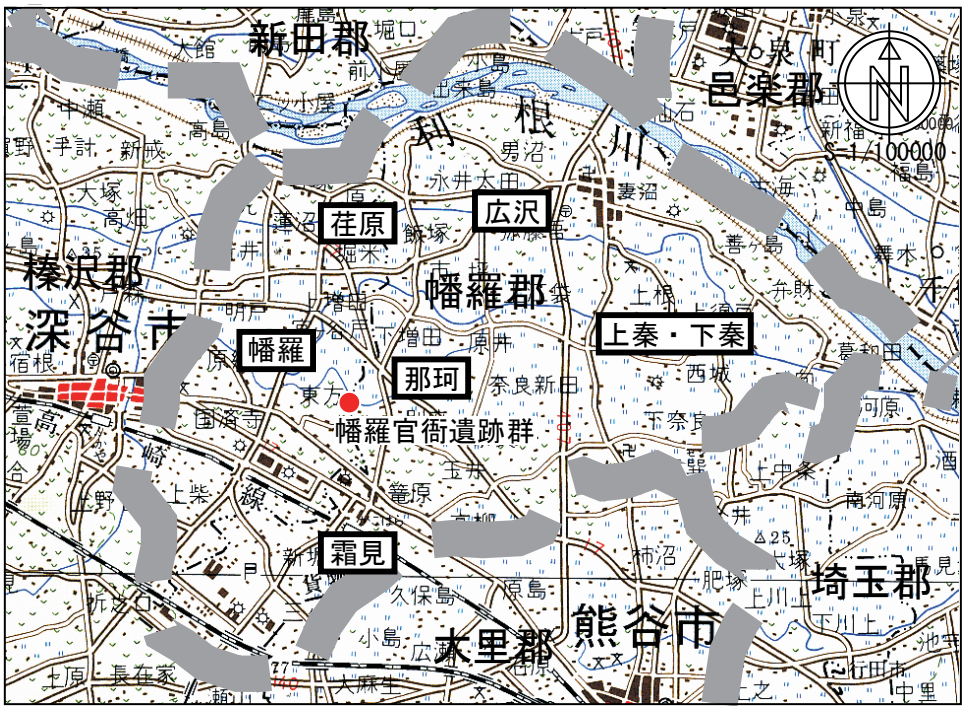

図 27　幡羅郡域と郷推定図

（2）主要遺跡からみた古代の幡羅郡

史跡隣接地区の台地上には、幡羅郡家と並立する寺院である熊谷市西別府廃寺、大規模集落の深谷市下郷遺跡・熊谷市大竹遺跡が立地する。いずれも郡家と消長をともにし、郡家に深く関わる遺跡である。

史跡周辺地域には、史跡北方の低地に熊谷市別府条里遺跡がある。その北西に位置する、７世紀の集落であった深谷市清水上遺跡は、集落廃絶後に水田として開発されていることから、古代の水田域は、別府条里遺跡の範囲よりもさらに広がりをもっていたと思われる。また、その周辺の自然堤防上には、多くの集落が分布しており、深谷市東川端遺跡では、粘土採掘坑や土師器焼成遺構が確認されている。幡羅官衙遺跡群を中心に、７世紀後半～８世紀前葉にかけての土師器暗文坏が多く出土しており、ここでは、こうした器種を中心に土師器生産が行われ多量に消費されていた可能性がある。

史跡から約 2.5km 北西にある深谷市新屋敷東遺跡では、大型掘立柱倉庫が確認されてており、正倉別院の可能性がある。また、南東方約 1.3km にある熊谷市在家遺跡では、掘立柱建物 23 棟や竪穴建物 15 棟のほか、敷地をＬ字状に囲繞する区画溝１条などが検出された。この区画溝は一辺 110mにも及び、区画内からは桁行５間以上の大型の掘立柱建物跡が確認されている。また、円面硯や転用硯、須恵器高盤、朱墨のものを含む「林主」「播」「西」の墨書土器などの遺物も出土しており、郡家の出先機関や有力者の居宅といった性格が考えられる。

南に約２km にある熊谷市籠原裏古墳群は、幡羅官衙遺跡群の成立とほぼ同じ時期に築造が始

まり、刀装具なども出土していることから、初期の評の官人やその一族に関係する可能性がある。この古墳群は小規模な古墳で構成されるが、八角形墳が存在し、渡来人との関わりも指摘される。

このように、本史跡の隣接地区や周辺地域には、古代幡羅郡の特徴を示す官衙関連遺跡や集落遺跡、条里遺跡、古墳群といった遺跡があり、また、白髭神社・田中神社・楡山神社・奈良神社などの式内社もあり、これらは幡羅官衙遺跡群の歴史的意義を深く知り、より有効に活用する上でも重要である。

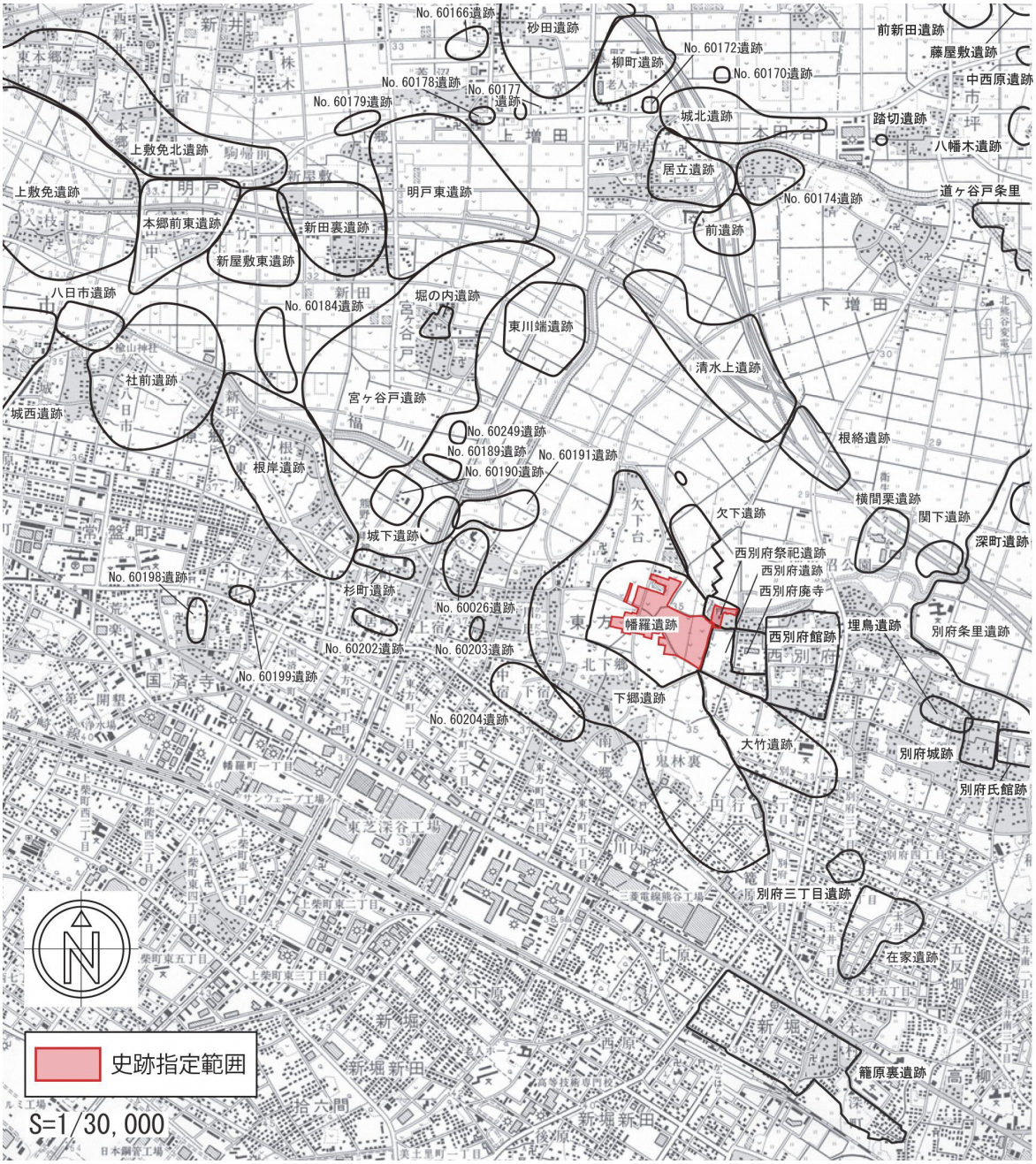

図 28　幡羅官衙遺跡周辺の奈良時代の遺跡

（3）幡羅郡の古代交通路

幡羅郡の西端に位置する深谷市八日市遺跡では道路跡が確認されており、郡の南東端には荒川の旧河道があったと思われる。東山道武蔵路の位置は確定していないが、諸説のいずれでも幡羅官衙遺跡群に近接し幡羅郡を南北に通る路線が推定されているように、当郡は上野国から武蔵国への玄関口に位置していた。

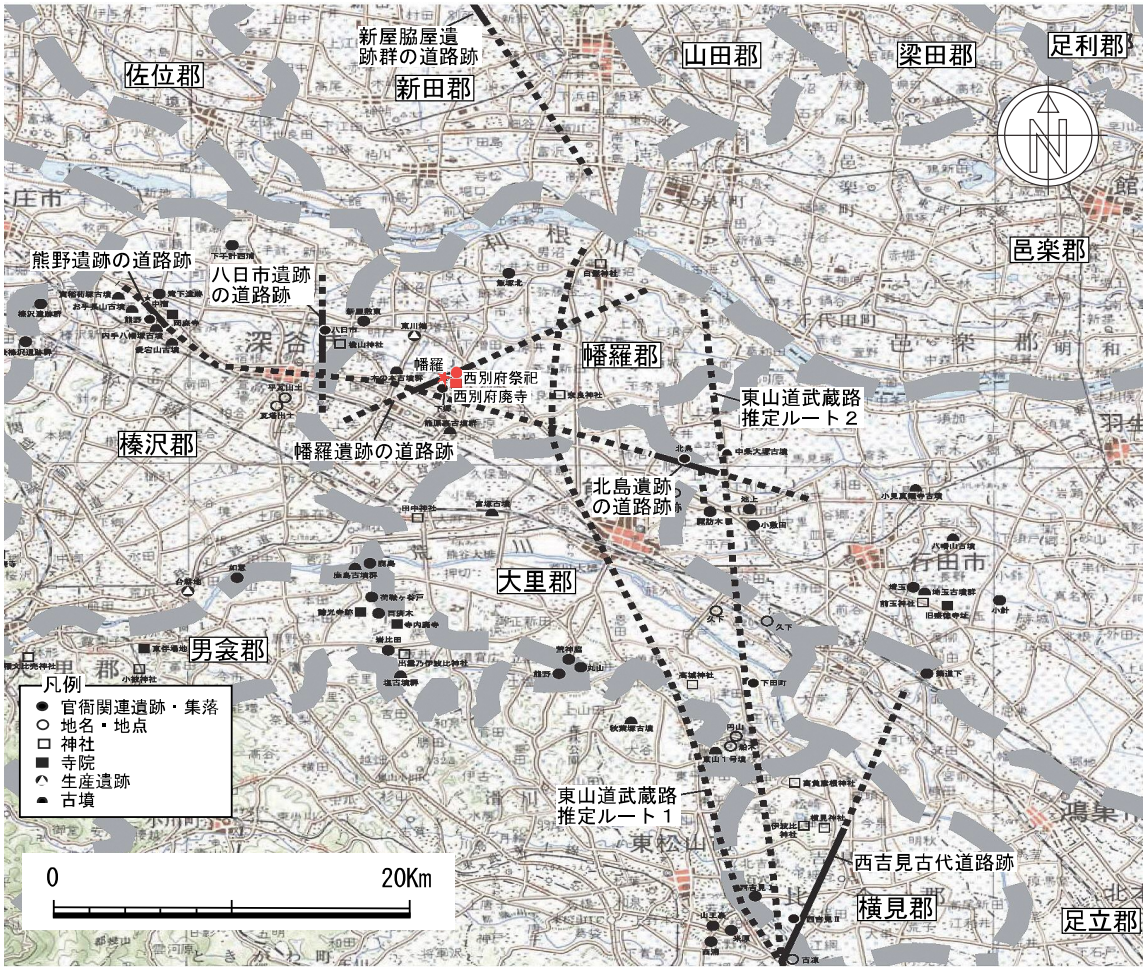

図 29　幡羅官衙遺跡群周辺の古代交通網

熊谷市北島遺跡では東西方向の道路跡、深谷市熊野遺跡では旧中山道とほぼ同じ方位の道路跡が確認されている。これは、東山道武蔵路と交差し郡家間を東西に結ぶ道路とみられ、旧中山道はこの古代の郡間道路を前身として整備された可能性がある。旧中山道は幡羅郡家の南を東西に走っており、そこから幡羅郡家に向かって延びる道路跡が２本確認されている。

また、榛沢郡の正倉院である中宿遺跡の北側崖下にある深谷市滝下遺跡では、古代の運河跡がみつかっている。幡羅郡家でも同様に正倉院の北側崖下の低地に運河が設けられていたと考えられ、史跡外の西別府祭祀遺跡ではその掘り込みとみられる遺構が確認されている。

幡羅郡家周辺では東山道武蔵路や郡間道路のみならず、その支路も多数設けられており、河川交通と併せて古代交通網が形成されていたと考えられる。

（4）文献史料にみえる古代の幡羅郡

古代幡羅郡に関する史料には以下の４例があり、いずれも９世紀のものである。

多賀城跡出土木簡

- 武蔵国播羅郡米五斗　部領使□□刑部古□□[乙正ヵ]
- 大同四年十□月［　　］

大同４年（809）に幡羅郡から多賀城に送られた米の付札である。この頃は、宝亀５年（774）に起きた海道蝦夷による桃生城襲撃に始まる38年戦争の末期にあたる。幡羅郡から送られた米は軍糧であり、幡羅郡は対蝦夷戦争の兵站を担う郡の１つであったと考えられる。また、「刑部古□□[乙正ヵ]」という人名は、古墳時代に、この地域に御名代が置かれていた可能性を示唆するものと思われる。

『類聚国史』災異　地震　弘仁九年（818）条

「弘仁九年七月　相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等国地震、山崩谷埋数里、圧死百姓不可勝計　八月庚午　（中略）　如聞、上野国等境、地震為災、水潦相仍、人物嗣損」

幡羅郡の名が直接記される史料ではないが、弘仁９年(818)の北武蔵を中心とする大地震の記事であり、幡羅郡も大きな被害を受けたと考えられる。幡羅郡及び周辺の妻沼低地の自然堤防上にある集落では、噴砂や地割れの痕跡が極めて高い頻度で確認される。幡羅郡周辺では、震度６強以上の激震が襲ったと推定される。台地上の幡羅官衙遺跡では、明瞭な地震痕跡は確認されていないものの、おそらく同程度の揺れがあったとみられ、郡家もまた甚大な被害を被ったであろう。朝廷はこれに対して、「其有因震潦、居業蕩然者、使等与所在官司同斟量、免今年租調、幷不論民夷、以正税賑恤、助修屋宇、使免飢露」（『類聚国史』八月十九日）と指示している。したがって、幡羅郡家は、郡内の復興の拠点としての役目も果たしたと思われる。

『続日本後紀』承和元年（834）二月十七日条

「承和元年二月十七日、武蔵国播羅郡荒廃田百廿三町奉充冷泉院」

律令制の衰退により、９世紀前半には幡羅郡内に広大な荒廃田が生まれていた状況や、その再開発の動きがみられたことを示す。貴族にそうした田地を寄進することによって、郡司層が中央権力との結びつきを強める意図もあったであろう。同様の記事は幡羅郡に限らずしばしばみられる。荒廃田が生まれる背景には、農民の逃亡などがあったと思われる。そして、こうした土地を再開発することによって、新興勢力の台頭など地域社会の再編も生じたと考えられる。

この頃、近隣では、熊谷市飯塚北遺跡、同市北島遺跡、同市諏訪木遺跡において大規模な囲繞施設を伴う区画が出現しており、幡羅遺跡にみられる９世紀後半以降の二重溝と土塁により囲繞された区画などの性格を考える上でも参考にすべきものである。そうした社会の流れを引き起こした一つの契機として、『類聚国史』に記されたような、大災害も挙げることができるかも知れない。

『日本文徳天皇実録』嘉祥三年（850）五月十九日条

「詔。以武蔵国奈良神列於官社。先是。彼国奏請。検古記。慶雲二年（705）此神放光如火熾。然其後。陸奥夷虜反乱。国発控弦。赴救陸奥。軍士載此神霊。奉以撃之。所向無前。老弱在行。免於死傷。和銅四年（711）神社之中。忽有湧泉。自然奔出。漑田六百余町。民有疫癘。祷而癒。人命所繋不可不崇。従之。」

式内社の奈良神社における湧水などに関する記事である。幡羅郡のおよそ南半は櫛挽台地、北半は妻沼低地であり、その境界付近では台地の先端で湧水が所々に見られる。西別府祭祀遺跡で湧いていた泉も同様である。奈良神社における湧水も、こうした一例と思われる。湧水があったとされる和銅４年（711）は、幡羅郡家が整備されて間もない頃にあたり、８世紀初頭頃には、官衙の整備だけでなく、水田開発も進められていったことを窺わせる。また、慶雲２年（705）の蝦夷征討に関わる奈良神社神霊の記載は、当地が蝦夷に対する軍事拠点でもあったことを示唆するものである。なお、現存する奈良神社は、史跡から約３km東に所在するが、もともとは西別府祭祀遺跡の地にあった可能性を指摘する説もある。

（５）古代幡羅郡の自然災害

前述したように、『類聚国史』弘仁九年(818)条の北武蔵を中心とする震災記事は、幡羅郡にも大きな災害をもたらしたことをうかがわせるが、この震災記事を含め、7 世紀～11 世紀における幡羅官衙遺跡群の存続時期に、武蔵国に被害をもたらしたと考えられる自然災害を記した史料には表 13 のような例がある。

表 13　古代の埼玉県下に影響を及ぼしたとみられる自然災害記事一覧

西暦	和暦	区分	事象
714	和銅７年	気象	武蔵・下野など６か国に大風（続日本紀、同年 10 月１日条）。
818	弘仁９年	地震	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野国に地震、百姓多数圧死（類聚国史）。
838	承和５年	降灰	５日夜より伊豆上神津島噴火、７月～９月武蔵・上総国など 16 か国に降灰（続日本後紀、同年９月 29 日・７年９月 23 日条）。
858	天安２年	水潦	この年武蔵国水潦。下野国大嵐（日本三代実録、３年４月７日条）。
865	貞観７年	気象	武蔵国旱霜の被害（日本三代実録、同年 12 月９日条）。
866	貞観８年	風水害	武蔵国で前年風水害、この年旱害（日本三代実録、同年６月 13 日条）。
878	元慶２年	地震	夜、関東諸国に大地震。その後５、６日震動。武蔵・相模被害大（日本三代実録）。
1092	寛治６年	甚雨	坂東諸国に甚雨（後二条師通紀、同年８月 15 日条）。
1108	天仁元年	降灰	浅間山噴火。上野国大被害（中右記）。

（『新編埼玉県史』別冊３　付表気象略年表より、 関連のあるものを記載）

３-３-３　中世以降の様相

（１）中世

平安時代末期以降の深谷市域では、畠山氏や岡部氏、人見氏などの武士団の居館が各地に出現する。畠山重忠墓及び岡部六弥太墓、人見氏館跡は県指定史跡になっている。熊谷市域でも、源平合戦で活躍した熊谷直実、斎藤別当実盛のほかに、成田四家（成田氏・別府氏・奈良氏・玉井氏）、中条氏など多くの武士団が台頭し、市内各地に居館跡及び伝承地がある。これらの多くは、県ないし市の指定史跡になっている。中でも別府氏中でも別府氏は、本史跡周辺を本拠

としており注目される。

また、この頃の信仰を示す板石塔婆には、国内最古の紀年銘を持つ「嘉禄三年（1227）銘板石塔婆」をはじめ、市内には多くの板石塔婆が残る。

上杉憲英墓（深谷市国済寺）

14 世紀後半、関東管領山内上杉憲顕は、北関東の新田氏の勢力などを抑えるため、六男の憲英を派遣し、庁鼻和城に居を構え、深谷（庁鼻和）上杉氏の始祖となる。５代目房憲の時、古河公方と関東管領との勢力争いが激しくなり、要害堅固な深谷城を築く。この争いには、この頃、熊谷市域で台頭する成田氏（のちに行田市の忍城に移る）も加わる。また、深谷城から東へ約３㎞の台地先端部には東方城跡が所在し、土塁の一部が現存し、深谷市指定史跡となっている。東方城跡は、成立年代は不明だが、幡羅官衙遺跡や下郷遺跡に近接し、下郷遺跡では、深谷上杉氏が入る 14 世紀後半頃以降の区画溝や土坑などが確認されている。

（２）近世

豊臣秀吉の小田原攻めにより、北条方であった深谷上杉氏や成田氏は秀吉の軍門に下り、深谷市の深谷城や行田市の忍城は開城した。その後、江戸に徳川家康が入り、深谷城と東方城はそれぞれ１万石の大名が配置されたものの、江戸時代初期には両城とも廃城となり、忍城は徳川氏の譜代大名などの居城となる。

旧深谷宿常夜燈（深谷市田所町）

その後の幡羅郡地域は、中山道の深谷宿・熊谷宿を中心に栄え、小林一茶や葛飾北斎、渓斎英泉、安藤広重など、文化人の残した作品から深谷宿・熊谷宿の当時の賑わいの様子がわかる。また、荒川・利根川には河岸場がおかれ、交通の要所として繁栄した。加えて、江戸時代の中頃からは養蚕や酒造業、造瓦業などが発展した。

（３）近代・現代

幕末から明治にかけては、深谷市北部の村々から桃井可堂、尾高惇忠、渋沢栄一といった憂国の志士が輩出された。これは中瀬河岸という情報集積地が近くにあったことで、文化水準が高かったことも関係している。渋沢栄一は、明治維新後は新政府で官僚となるが、後に実業界

に入り、近代日本経済の父と呼ばれる活躍をした。明治 20 年（1887）には、栄一が中心となり日本初の機械式煉瓦製造工場である日本煉瓦製造株式会社が設立された。深谷市上敷免の工場で作られた煉瓦は、東京駅、迎賓館、法務省旧本館など、明治・大正期の多くの西洋建築物に用いられている。また、深谷では、江戸時代以来、酒造業や造瓦業が盛んであるとともに、富国館や開国館といった大規模な製糸工場が造られ、蚕都の様相を呈した。

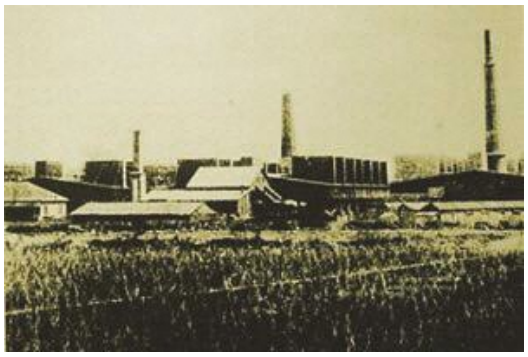

日本煉瓦製造株式会社の遠景
（明治 22 年ごろ）

熊谷市域でも様々な分野の先覚者が輩出されている。竹井澹如は、埼玉県議会の初代議長を務めるなど政治面での活躍に加え、産業・教育・土木においても熊谷市の発展に大きな功績を遺した。荻野吟子は、日本で最初の公認女性医師となり、女性の地位向上に大きく貢献し、その波乱万丈な人生は小説などで広く紹介されている。農業分野では、権田愛三が出身地である東別府の地で、麦の栽培方法の改良に尽力し、収穫量を増大させた功績から「麦王」と呼ばれている。蚕糸業の先覚者である鯨井勘衛は、大蚕室「元素楼」をつくり、清涼育と呼ばれる画期的な蚕児飼育法を広めた。美術分野では、女流南画家の大家である奥原清湖、中央画壇で活躍した森田恒友、県下初の洋画団体を設立した大久保喜一など優れた芸術家を輩出している。

現在に至る行政区分の変遷をみていくと、江戸時代には武蔵国に属し、幕府直轄領や藩領であった史跡周辺は、東方村、西別府村と称した。徳川幕府が慶応３年（1867）に大政奉還後、明治４年（1871）に廃藩置県がなされると、入間県の一部となり、明治６年（1873）には入間県と群馬県が合併し熊谷県の一部となった。その後、明治９年（1876）に熊谷県が廃止され、熊谷県の武蔵国に属した部分が埼玉県に合併し埼玉県の一部となった。明治 22 年（1889）の町制施行では、幡羅郡幡羅村及び別府村に属し、明治 29 年（1896）に大里郡、幡羅郡、榛沢郡、男衾部の区域をもって、大里郡に属することとなった。

幡羅村は、昭和 30 年(1955)に深谷町、明戸村、大寄村、藤沢村と合併し深谷市となった。その後、深谷市は、昭和 48 年（1973）に大里郡豊里村を編入し、平成 18 年（2006）には、深谷市、大里郡岡部町、大里郡川本町、大里郡花園町が合併し、現在の深谷市となった。

別府村は、昭和 29 年（1954）に奈良村、三尻村とともに熊谷市に編入となった。昭和 30 年（1955）には、大里郡吉岡村、北埼玉郡太井村のうちの大字太井、行田市に編入されていた北埼玉郡星宮村のうちの池上・下川上が分離し熊谷市に編入された。その後、平成 17 年（2005）には、熊谷市、大里郡妻沼町、大里郡大里村が合併し、平成 19 年（2007）には大里郡江南町も編入され、現在の熊谷市となった。

3-4　社会的環境

3-4-1　土地利用と景観

（１）土地利用

幡羅官衙遺跡は、畑地と公衆用道路で構成されている。畑地の面積は 89,779.02 ㎡で指定面積の約 94.5%、公衆用道路は 5.5%である。また、土地所有区分は現在のところ、道路としての公有地が約 5.5%で、その他の約 94.5%は民有地である。

湯殿神社の社叢林は、幡羅官衙遺跡群内にはまとまりのある林や宅地などがないため、史跡の端々から眺望することができる特徴的景観を形成しており、地域の大きなランドマークとなっている。

西別府祭祀遺跡は、境内地・山林・池沼（水路敷）及び公衆用道路で構成されている。参道沿いには西別府自治会館や駐車場がある。社殿その他が所在する境内地・山林の面積は 4,540 ㎡で史跡指定面積の約 63.4%、かつての湧水点（御手洗池）や崖下の水路敷は池沼で、約 24.6%を占める。また、土地所有区分は現在のところ、道路と池沼（水路敷）である公有地が約 36.6%で、その他の約 63.4%は民有地（宗教法人共有地）である。

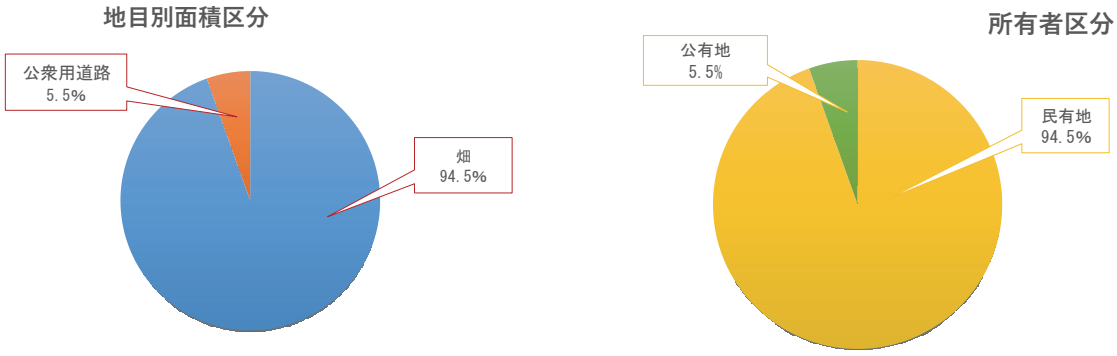

図 30 土地利用区分図（地目別・所有者別）

（２）景観

幡羅官衙遺跡は、櫛挽台地上にあり、標高 34.5～33.5mの範囲で、若干の起伏がみられるものの、おおむね平坦な地形である。史跡内は畑で要所に潅木があるが、住居などの建物はない。そのため、広々とした平坦地の景観が広がり、斜面林が途切れた箇所からは赤城や日光の山々が見られ、北東端の湯殿神社の社叢がより際立つという大きな特徴がある。史跡地内には南北方向に架空送電が敷設されている。

熊谷市域に所在する西別府祭祀遺跡は、櫛挽台地が妻沼低地に接する箇所にあり、第１・２次調査が行われ、多量の祭祀遺物が出土した箇所は、崖下の堀にあたる。また、湯殿神社の西側には古代から続く道路が崖下まで延びており、ここからは祭祀遺物が出土した堀や妻沼低地の景観が望める。

櫛挽台地と低地部の景観
（正倉院北東付近から東方面を望む）

櫛挽台地端部の崖地景観
（養豚場の台地下から東方面を望む）

史跡地内の平坦な地形景観１
（正倉院南拡張範囲、南西隅付近から
北東方面を見る、建物は養豚場）

史跡地内の平坦な地形景観２
（館、南東付近から西方面を望む）

史跡地内から見る赤城・日光方面の景観
（正倉院南、南西付近から北東方面を望む）

史跡地内から見る湯殿神社の社叢林の景観
（幡羅官衙遺跡道路跡付近から延伸方向を望む）

祭祀具が投献された場（堀）の景観
（別府沼方面を望む）

崖下へ続く切り通しの景観
（道路下から崖上方面を望む）

妻沼低地の風景
（湯殿神社社殿裏から赤城・日光方面を望む）

斜面林と一体となった湯殿神社社叢林の景観
（妻沼低地から望む社叢林と台地）

湯殿神社社殿と境内地
（参道正面から本殿を望む）

交流の場の景観
（参道西側に位置する西別府自治会館）

3-4-2　交通アクセス

深谷市・熊谷市域には、一般国道としては国道 17 号線及び同深谷バイパス・熊谷バイパス・上武道路、国道 140 線・同バイパス、国道 254 号線、国道 125 号線、国道 407 号線妻沼バイパスなどの広域の基幹的道路が通っている。また、主要地方道では、熊谷館林線、深谷東松山線、深谷寄居線、伊勢崎深谷線、熊谷小川秩父線等が近隣市町村を結んでいる。中山道の宿場から発展した熊谷は、現在も交通の要衝である。高規格幹線道路等である関越自動車道は深谷市域の南西側を通過し、当地域の玄関口となる花園ＩＣ（インターチェンジ）や、寄居スマートＩＣがあり、嵐山小川及び本庄児玉の両ＩＣにも近接している。

鉄道では、ＪＲ高崎線（東日本旅客鉄道）があり、両市域には熊谷駅、籠原駅、深谷駅、岡部駅がある。また、上越新幹線やＪＲ八高線が市域を通過し、秩父方面や羽生方面からの秩父鉄道秩父本線も両市を通る。熊谷駅には、ＪＲ高崎線、上越新幹線、秩父鉄道が乗り入れており、ＪＲ熊谷駅から東京駅までは上越・北陸新幹線で約 40 分、在来線では上野駅や新宿駅まで約 60 分の距離である。このように、東京都心方面、上信越方面、秩父方面への交通の要衝となっている。

バス路線は、熊谷市内では民間２社 17 系統、熊谷市ゆうゆうバス 10 系統、深谷市内では民間２社２系統、深谷市コミュニティバスくるリン４路線が運行している。幡羅官衙遺跡群へは、便数は限られるが、ＪＲ高崎線籠原駅北口から熊谷市ゆうゆうバス（グライダーワゴン）で、約 10 分の距離である（最寄りの停留所は「別府沼公園」）。

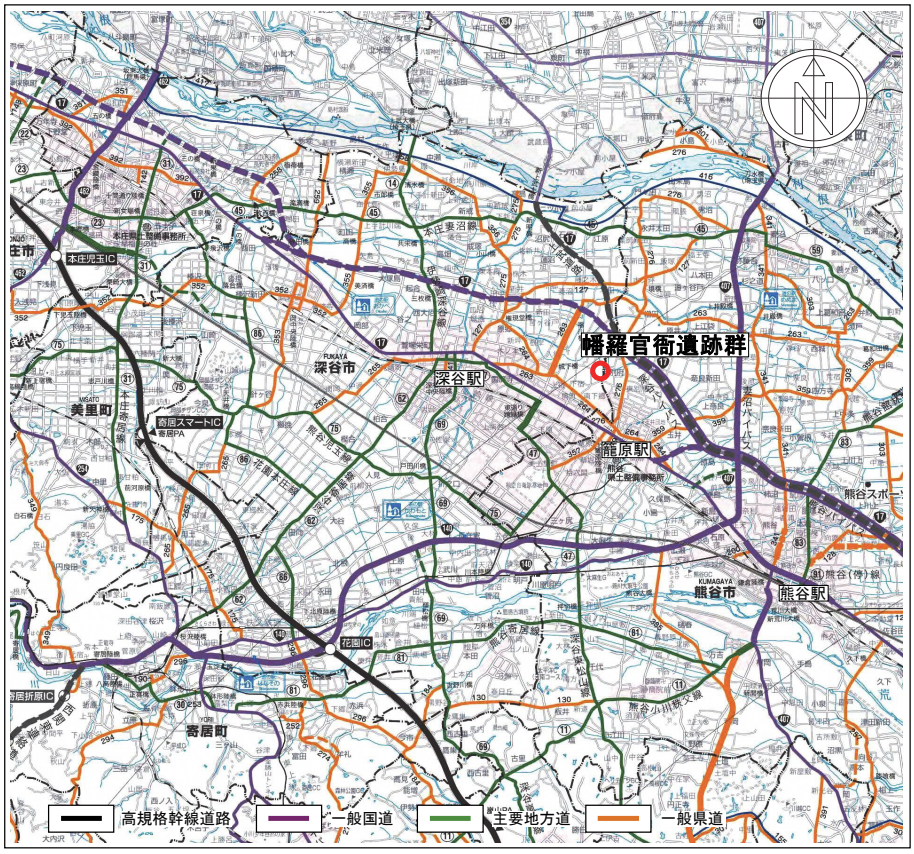

（出典：埼玉県「埼玉県道路図」）

図 31　両市域の主な交通アクセス図

3-4-3　歴史文化遺産

深谷市には、国指定史跡幡羅官衙遺跡群を構成する幡羅官衙遺跡をはじめ、県指定史跡中宿古代倉庫群跡、郷土の偉人渋沢栄一や尾高惇忠の関連施設、国指定重要文化財の日本煉瓦製造株式会社旧煉瓦製造施設など、歴史的な遺産が数多く残されている。

妻沼聖天山貴惣門

また、熊谷市には、国指定史跡幡羅官衙遺跡群を構成する西別府祭祀遺跡のほか、西別府廃寺、近世装飾建築を代表する建造物として県内初の国宝となった妻沼聖天山の「歓喜院聖天堂」、国内で熊谷にのみ生息するトゲウオ科の淡水魚である「ムサシトミヨ」など多種多様な文化財が所在する。

（1）深谷市の指定文化財

深谷市の指定文化財は、令和３年（2021）３月１日時点で、深谷市には国指定文化財が４件、国登録有形文化財が 13 件、埼玉県指定文化財が 23 件、市指定文化財 248 件が存在している。その内訳は表 14 のとおりである。このうち、幡羅官衙遺跡群周辺の主な文化財としては以下のものがあげられる。

日本煉瓦製造株式会社旧煉瓦製造施設（国重要文化財建造物）

日本煉瓦製造株式会社旧煉瓦製造施設は、ホフマン輪窯６号窯、旧事務所（煉瓦史料館）、旧変電室、備前渠鉄橋からなっている。県内の重要文化財建造物としては 21 件目。近代化遺産の重要文化財としては、全国で５件目、県内では初めてである。

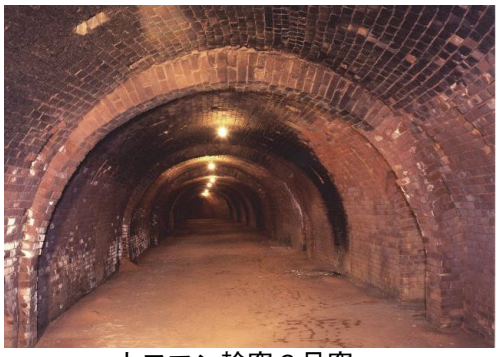
ホフマン輪窯６号窯

日本煉瓦製造株式会社旧煉瓦製造施設には、煉瓦を大量に焼成するための優れた構造を有したホフマン輪窯を中心として、関連施設が残る。この工場で作られた煉瓦は、東京駅をはじめとする東京の主要な建築に用いられており、本施設は、我が国の近代化の礎をなした施設として重要である。特にホフマン輪窯６号窯は、現在国内に残る数少ないホフマン輪窯のうちで最も規模が大きく、保存状態が良好である。

指定年月日：平成９年（1997）５月 29 日

誠之堂（国重要文化財建造物）・清風亭（埼玉県指定有形文化財）

誠之堂・清風亭は、渋沢栄一により創設された日本初の銀行、「第一国立銀行」の後身である第一銀行（現みずほ銀行）が、現在の東京都世田谷区に所有していた保養施設「清和園」の敷地内に建てられていた。

当時は一般には公開されていなかったが、建築学者や建築関係者の間では、いずれも、大正時代を代表し、日本の西洋建築史上、重要な位置を占める建築物として知られていた。平成９年９月、これらの建物が取り壊しの危機に瀕したのをきっかけとして保存運動が起こり、深谷市出身の渋沢栄一にゆかりのある建物であったことから、深谷市が譲り受けることとなった。約２年間の移築・復原工事を経て、誠之堂・清風亭は平成 11 年 11 月 11 日に落成式を迎え、これらの建物を保存・活用することを目的として、広く公開している。

指定年月日：平成 15 年（2003）５月 30 日（誠之堂）
平成 16 年（2004）３月 23 日（清風亭）

誠之堂

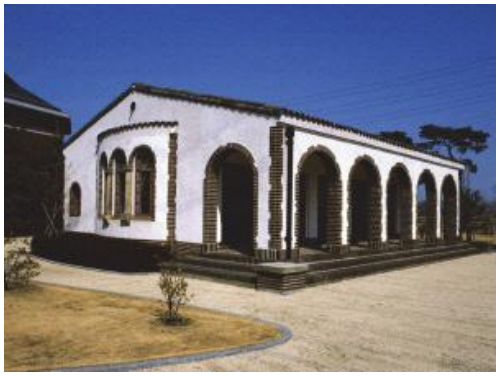

清風亭

渋沢栄一生地（埼玉県指定旧跡），旧渋沢邸「中の家」（深谷市指定史跡）

近代日本経済の父と呼ばれる渋沢栄一の生地に建つ旧渋沢邸「中の家」は、明治 28 年（1895）上棟の養蚕農家住宅で、渋沢栄一の妹夫婦によって建てられた。主屋のほかに、副屋、土蔵、正門、東門が建ち、当時の北武蔵における養蚕農家屋敷の形をよくとどめている。栄一は、多忙の合間も時間をつくり、年に数回はこの家に帰郷した。東京飛鳥山にあった栄一の私邸は、空襲によって焼失したため、この家は栄一が親しく立ち寄った現在残る数少ない場所といえる。

旧渋沢邸「中の家」

指定年月日：昭和 26 年（1951）３月 31 日（渋沢栄一生地）
平成 22 年（2010）３月 10 日（旧渋沢邸「中の家」）

東方城跡（深谷市指定史跡）

東方城跡

東方城跡は、深谷市東方地内にあり、櫛挽台地の縁辺部に立地する。築城時期は不明だが、深谷上杉氏支配下の城で、その家臣が城主だったと思われる。天正 18 年（1590 年）、徳川家康の関東入国より松平丹波守康長の所領となり、慶長６年（1601 年）、関ヶ原の戦功により、康長が上州白井城に転封されて以後廃城となった。現在数カ所に土塁が残り、御所屋敷・城主別邸・お姫屋敷・お庫屋敷・仲間町などの地名や伝承地がみられる。

指定年月日：昭和 43 年（1968）11 月３日

木の本古墳群（深谷市指定史跡）

木の本古墳群３号墳

木の本古墳群は原郷、東方地内の福川右岸の台地上にあり、古くは幡羅十八塚と呼ばれる古墳があったが、明治以後その多くが破壊され、現在 11 基が市指定文化財に指定されている。また、木の本古墳群は、埼玉県選定重要遺跡にも選定されている。これらの古墳は、古墳時代後期の所産で、小規模なものが多く大部分が円墳である。

指定年月日：昭和 44 年（1969）11 月３日（１～５号墳）
昭和 45 年（1970）11 月３日（７～12 号墳）

中宿古代倉庫群跡（埼玉県指定史跡）

中宿古代倉庫（復元）

中宿古代倉庫群跡は、櫛挽台地の北端に位置し、奈良～平安時代の大規模な建物群 20 棟が発見されている。これら建物群は、総柱構造の高床式倉庫であり、その構造・規模・配置の特徴から、古代榛沢郡の正倉群にあたると考えられる。

中宿遺跡の発掘調査は、平成３年（1991）の第１次調査以降、５次にわたり実施されている。第１次調査終了後、埼玉県で初めての発見例として、その調査範囲全域が中宿古代倉庫群跡として埼玉県の史跡に指定された。現在は、約 7,000 ㎡の範囲が史跡として保存・活用されている。写真は、発見された建物跡のうち、最も規模の大きい１号建物跡と２号建物跡について上部構造の復元を行ったものである。

指定年月日：平成３年（1991）12 月６日

熊野大神社本殿（深谷市指定有形文化財）

熊野大神社本殿は、三間社、入母屋造、銅瓦葺、二軒、桁行２間、総欅造。前面に千鳥破風を乗せ、さらに軒唐破風を出している。天正年間（1573 年～1592 年）、深谷上杉氏の重臣、秋元景朝（かげとも）・長朝（ながとも）父子によって造営されたとも伝えられるが、建物自体は、江戸時代後期の様式である。

指定年月日：昭和 34 年（1959）11 月３日

熊野大神社本殿

表 14　深谷市指定文化財一覧表（カテゴリ別一覧）　令和３年３月１日現在

種類	国指定など			埼玉県指定		深谷市指定		合計
	種類		件数	種類	件数	種類	件数	
有形文化財	重要文化財	建造物	2	建造物	2	建造物	15	19
		絵画		絵画	1	絵画	22	23
		彫刻		彫刻	2	彫刻	19	21
		工芸品		工芸品	1	工芸品	20	21
		書跡・典籍・古文書		書跡・典籍・古文書	2	書跡・典籍・古文書	35	37
		考古資料	1	考古資料	1	考古資料	34	36
		歴史資料		歴史資料	1	歴史資料	12	13
	小計		3	小計	10	小計	157	170
	登録有形文化財		13					13
	小計		13					13
民俗文化財	重要有形民俗文化財			重要有形民俗文化財		重要有形民俗文化財	18	18
	重要無形民俗文化財			重要無形民俗文化財	1	重要無形民俗文化財	25	26
	小計			小計	1	小計	43	44
記念物	史跡		1	史跡	7	史跡	42	50
	名勝			名勝		名勝	2	2
	天然記念物			天然記念物		天然記念物	4	4
				旧跡	5			5
	小計		1	小計	12	小計	48	61
合計			17		23		248	288
その他　○埼玉県選定重要遺跡　11件								

（２）熊谷市の指定文化財

熊谷市には、国指定文化財が８件、埼玉県指定文化財が 43 件、市指定文化財 249 件、国登録有形文化財 12 件が所在し、その内訳は表 15 のとおりである。このうち、幡羅官衙遺跡群周辺の主な文化財としては以下のものがあげられる。

歓喜院聖天堂（国宝建造物）

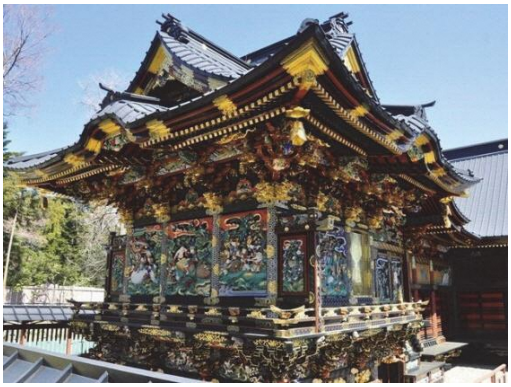
歓喜院聖天堂

「聖天さま」の呼び名で親しまれている妻沼聖天山は、源平合戦で武勇に優れ、義理人情に厚い人物と称えられる斎藤別当実盛公が、治承３年（1179）、本尊に聖天を祀ったことに始まる。

本殿の歓喜院聖天堂は、奥殿・中殿・拝殿が一体となった権現造で、妻沼の大工である林兵庫正清とその息子正信らにより、享保 20 年（1735）から宝暦 10 年（1760）までの 25 年を費やして建築された。しかし、長い年月の経過とともに華麗な色彩と精巧な彫刻などに傷みが生じていたことから、平成 15 年度から「平成の大修理」が行われた。そして、近世装飾建築を代表する建造物として、埼玉県初の国宝に指定された。

指定年月日：平成 24 年（2012）７月９日

別府城跡（埼玉県指定史跡）

別府城跡の土塁

成田氏を出自とする別府氏の、平安時代末から室町時代にかけての城跡であり、今も土塁と堀が残る。市内では、「城跡」として県の指定を受けた唯一の史跡であり、現在は東別府神社が鎮座する。敷地の規模は、東西約 100m、南北約 90m、堀は幅約 5m、深さ約 2.3m、土塁の高さは約２mである。中世武士の屋敷跡を今に残す貴重な遺構である。

指定年月日：昭和 16 年（1941）３月 31 日

別府氏墓（埼玉県指定史跡）

別府氏墓

西別府の安楽寺に所在し、大小２基の五輪塔と３基の板石塔婆で構成される。五輪塔は大きい方が別府氏６代目の頼重、小さい方が夫人の墓と伝わる。板石塔婆は、中央にある高さ２m、幅 50 ㎝の大きいものが頼重のもので、文和三年（1354）の紀年銘があり、彫りも力強く、南北朝時代の特色を示している。

指定年月日：昭和 11 年（1936）３月 31 日

西別府館跡（熊谷市指定史跡）

別府氏の初代行隆の子次郎行助が、西別府に構えた居館跡である。堀や土塁などの遺構は残っていないが、小字名に出口、西方、北方などがあり、館跡を中心に呼称されたと考えられている。

指定年月日：昭和 35 年（1960）11 月３日

西別府館跡

金銅大日如来坐像（熊谷市指定有形文化財）

右肩をあらわにした相で、金剛界を示す智拳印を結んでいる金銅製の大日如来坐像である。像の高さは 117 ㎝あり、江戸時代初期の作と考えられている。もとは西別府祭祀遺跡が所在する湯殿神社境内東にあった天台宗清瀧院の本尊であったが、明治初年の廃仏毀釈により、現在は西別府の観音堂（安楽寺管理）に安置されている。

指定年月日：昭和 35 年（1960）11 月３日

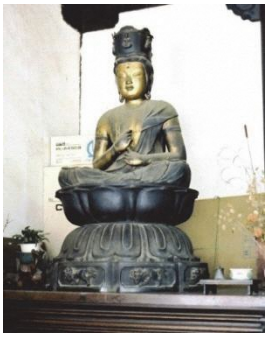

金銅大日如来坐像

九品仏（熊谷市指定有形民俗文化財）

西別府安楽寺の九品仏堂に安置されている９体の木彫阿弥陀如来坐像である。九品仏堂は、養老年間（717～724 年）に藤原不比等が建立したと伝わるが、その後、堂は焼失したと考えられている。現在の九品仏は、銘文に元文四年（1739）の年号があることから江戸時代中期の作と考えられている。

指定年月日：昭和 54 年（1979）11 月３日

木彫阿弥陀如来像九品仏

無患子（熊谷市指定天然記念物）

別府氏の居館であった東別府の香林寺境内にある。ムクロジ科に属し、モクレンジュとも呼ばれる落葉高木である。目通り 1.9m、高さ約 16mで、江戸後期から生育していると考えられている。豊かな枝張りと見事な樹相で、初夏に淡緑色の花を咲かせる。

指定年月日：昭和 49 年（1974）11 月３日

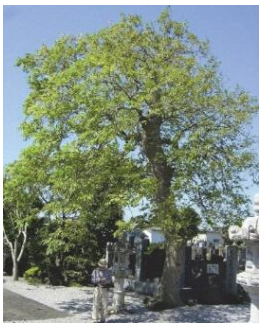

無患子

東別府祭りばやし（熊谷市指定無形民俗文化財）

江戸時代中期から行われている東別府神社の夏祭り（毎年７月 24･25 日）において、神輿巡行の「力づけ」を担う囃子である。通称「ばか囃子」や「祭り囃子」などがあり、躍動的な囃子に、おかめとひょっとこの踊りが加わる。五穀豊穣、家内安全、悪疫退散を祈願し、祭り気分を盛り上げ、地区民の娯楽を兼ねた芸能として今日まで継承されている。

指定年月日：昭和 46 年（1971）12 月８日

東別府祭りばやし

表 15　熊谷市指定文化財一覧表（カテゴリ別一覧）　　令和２年９月１日現在

種類	国指定など			埼玉県指定		深谷市指定		合計
	種類		件数	種類	件数	種類	件数	
有形文化財	重要文化財	建造物	3	建造物	4	建造物	9	16
		絵画	1	絵画	2	絵画	43	46
		彫刻		彫刻		彫刻	17	17
		工芸品	1	工芸品	3	工芸品	13	17
		書跡・典籍・古文書		書跡・典籍・古文書	1	書跡・典籍・古文書	43	44
		考古資料	1	考古資料	21	考古資料	14	36
		歴史資料		歴史資料		歴史資料	11	11
	小計		6	小計	31	小計	150	187
	登録有形文化財		12					12
	小計		12					12
無形文化財						無形文化財	1	1
						小計	1	1
民俗文化財	重要有形民俗文化財			重要有形民俗文化財		重要有形民俗文化財	30	30
	重要無形民俗文化財			重要無形民俗文化財		重要無形民俗文化財	20	20
	小計			小計		小計	50	50
記念物	史跡		2	史跡	6	史跡	32	40
	名勝			名勝		名勝	6	6
	天然記念物			天然記念物	1	天然記念物	10	11
				旧跡	5			5
	小計		2	小計	12	小計	48	62
合計			20		43		249	312
その他　○埼玉県選定重要遺跡　9件								

3-4-4　主な文化施設と観光資源

文化施設としては、幡羅官衙遺跡群から南へ 10 ㎞（車で約 20 分）の位置に、深谷市内遺跡の出土品を収蔵・展示する「深谷市川本出土文化財管理センター」があり、当史跡を含む遺物を収蔵・展示している。南東へ 10 ㎞（車で約 20 分）の位置には、「熊谷市立江南文化財センター」があり、熊谷市内の出土遺物などの収蔵・展示を行っている。また、北西に９㎞（車で約 20 分）には、近代日本経済の父と言われる渋沢栄一翁の偉業を顕彰し案内する施設である「渋沢栄一記念館」、北東に約 10 ㎞（車で約 20 分）には、渋沢栄一と並んで埼玉三偉人に数えられる日本初の公認女性医師の荻野吟子を顕彰し、案内する施設である「熊谷市立荻野吟子記念館」があり、収蔵品の展示や解説案内を行っている。

幡羅官衙遺跡群周辺では、「深谷市幡羅生涯学習センター・幡羅公民館」及び「熊谷市別府公民館」があり、史跡及び関連遺跡の出土遺物やパネルの展示を行っている。また、史跡のすぐ北側には熊谷市別府沼公園があり、大人から子供まで楽しめるよう多くの遊具や散策路が整備され、憩いの場として多くの人でにぎわっている。この公園は、史跡とのアクセスがよく、史跡を活用する上で連携すべき場である。

また、深谷市・熊谷市を含む埼玉県北部は、農産物の出荷が全国でトップクラスである。特に深谷市では糖度が高くとろけるような食感が特徴的な「深谷ねぎ」が有名で、ねぎの作付面積が全国１位で、ブロッコリーも作付面積全国１位、きゅうりが全国８位となっている。他にもフルーツ並みの甘さをもつ「味来（みらい）」や「ゴールドラッシュ」などのとうもろこし産地でもある。国道沿いには「道の駅おかべ」、「埼玉産直センター」、「あけと農産物直売所」があり、農産物を購入する来訪者でにぎわいを見せている。熊谷市では小麦の生産が盛んであり、「うどん」や「ふらい」などの地元グルメが有名で飲食店には地元の人のみならず、観光客も立ち寄る。また、地域食材を活用した「うどんサミット」などが開催されている。

史跡から南西に約 15km（車で 30 分）の場所には、鐘撞堂山があり、ハイキングルートが整備され、約１時間程度で山頂に到着できることや、春に山桜をはじめ、四季折々の草花が楽しめることから、市内外から登山客が訪れている。また、北東約７㎞（車で約 16 分）には、「聖天さま」の呼び名で親しまれている妻沼聖天山があり、本殿の歓喜院聖天堂は、近世装飾建築を代表する建造物として、埼玉県初の国宝に指定された。妻沼聖天山は、日本三大聖天の一つとして知られ、特に縁結びの霊験あらたかであり、年間約４万人の参拝客が訪れている。

県営熊谷スポーツ文化公園

史跡から東約 10 ㎞（車で約 17 分）には、県営熊谷スポーツ文化公園がある。同公園は、昭和 63 年（1988）に開催された、’88 さいたま博覧会の跡地に造られた埼玉県を代表する文化・

スポーツ・レクリエーションの拠点である。約 100ha に及ぶ敷地内には、ラグビー・陸上・サッカー・テニスなどの競技施設のほかに、ウオーキングコースやセラピーガーデンなども整備されている。平成 16 年（2004）に開催された第 59 回国民体育大会「彩の国まごころ国体」ではメイン会場として、また令和元年（2019）には、アジア初の開催となった「ラグビーワールドカップ 2019™」の開催地の一つとなったほか、前述の「うどんサミット」などスポーツ以外のイベントも開催されており、年間を通して多くの人々に利用されている。なお、同公園地内には、縄文時代から近世までの複合遺跡である北島遺跡が所在しており、これまでに計 26 回の発掘調査が行われ、多大な成果を得ている。

また、深谷市では、関越自動車道花園ＩＣの近隣地に、市外・県外から人を呼び込み、農業と観光の振興に寄与することを目的として新たな観光拠点を整備する、花園ＩＣ拠点整備プロジェクトを推進しており、令和４年（2022）秋の「(仮称）ふかや花園プレミアム・アウトレット」の開業に向けて計画を進めている。開業した際には、年間約 650 万人の集客を想定しており、深谷市ならびに県北・秩父地域へ観光客が来訪する拠点となるのみならず、幡羅官衙遺跡群や文化施設、深谷市・熊谷市の道の駅、農産物販売所などを周遊する玄関口としても期待されている。

アウトレットモールのイメージ図

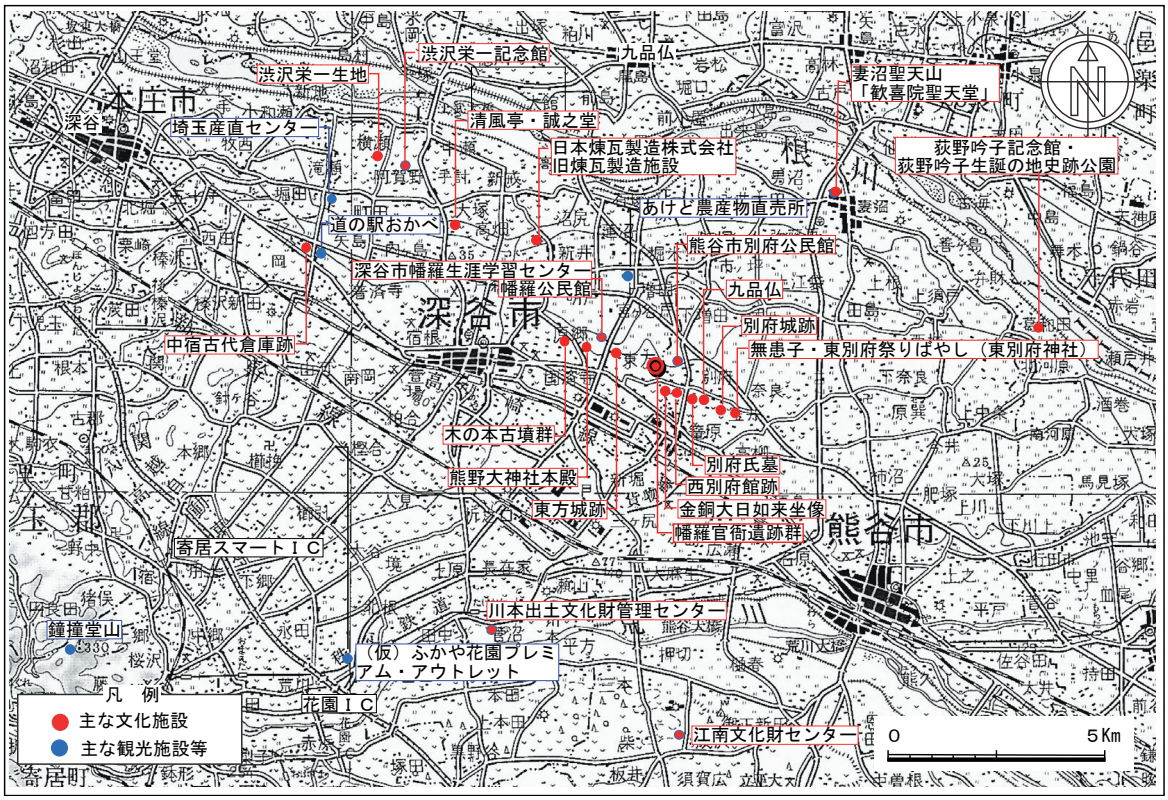

図 32　周辺の文化施設の位置

第４章　史跡幡羅官衙遺跡群及び関連遺跡の発掘調査概要

4-1　幡羅遺跡の発掘調査成果

4-1-1　調査などの経過と方法

（１）調査の経過

史跡の幡羅官衙遺跡を含む深谷市幡羅遺跡は、以前は、下郷遺跡の一部であったが、平成 13（2001）年度に実施した開発計画に伴う２度の確認調査の結果、大型高床倉庫４棟を検出し、それらが幡羅郡家正倉と評価された。そのため、郡家に関わる範囲を下郷遺跡とは区分し、新たに幡羅遺跡とすることとした。深谷市教育委員会では、この幡羅遺跡を特に重要な遺跡と認識し、その詳細を把握するための範囲内容確認調査を計画し、それ以降、平成 22（2010）年度まで 35 次に及ぶ調査を実施した。その結果、正倉・館・実務官衙・道路などの遺構を確認し、現時点では郡庁は未確認であるものの、郡家遺構の広がりと良好な遺存状態が明らかとなった。

表 16　発掘調査区一覧表

年度	調査次	調査期間	調査面積	年度	調査区	調査期間	調査面積
平成 13 (2001)	第１次	H13.4.11～5.31	280 ㎡	平成 17 (2005)	第 17 次	H17.8.3～8.5	200 ㎡
	第２次	H13.10.17～12.7	1000 ㎡		第 18 次	H17.9.1～12.15	2700 ㎡
平成 14 (2002)	第３次	H14.7.24～10.23	2000 ㎡	平成 18 (2006)	第 19 次	H18.4.11～8.18	4000 ㎡
平成 15 (2003)	第４次	H15.9.10～H16.2.10	2000 ㎡		第 20 次	H18.9.4～11.13	2000 ㎡
平成 16 (2004)	第５次	H16.7.1～11.30	1800 ㎡	平成 19 (2007)	第 21 次	H19.4.11～6.29	1400 ㎡
	第６次	H16.9.7～10.29	200 ㎡		第 22 次	H16.6.14～6.26	370 ㎡
	第７次	H16.9.7～11.30	700 ㎡		第 23 次	H19.7.11～9.26	280 ㎡
	第８次	H16.12.1～12.24	200 ㎡		第 24 次	H19.7.9～9.26	180 ㎡
	第９次	H17.2.8～2.22	100 ㎡		第 25 次	H19.9.11～9.26	50 ㎡
	第 10 次	H17.3.7～3.11	100 ㎡		第 26 次	H19.7.17～9.26	500 ㎡
	第 11 次	H17.3.7～3.11	100 ㎡		第 27 次	H19.8.7～9.26	1000 ㎡
	第 12 次	H17.3.17～3.22	100 ㎡		第 28 次	H19.7.3～9.26	1350 ㎡
	第 16 次	H16.11.1～12.24	200 ㎡		第 29 次	H19.10.16～10.25	1000 ㎡
	第 33 次	H16.8.1～8.31	800 ㎡	平成 20 (2008)	第 30 次	H20.4.14～5.28	600 ㎡
	下郷３次	H16.4.21～5.27	1000 ㎡		第 31 次	H20.4.23～5.30	600 ㎡
	下郷４次	H16.6.22～6.30	1000 ㎡		第 32 次	H20.6.2～7.18	1800 ㎡
平成 17 (2005)	第 13 次	H17.4.14	50 ㎡		第 34 次	H20.9.25～11.14	500 ㎡
	第 14 次	H17.4.15～5.17	600 ㎡	平成 22 (2010)	第 35 次	H23.2.24～3.17	140 ㎡
	第 15 次	H17.5.16～6.1	200 ㎡				

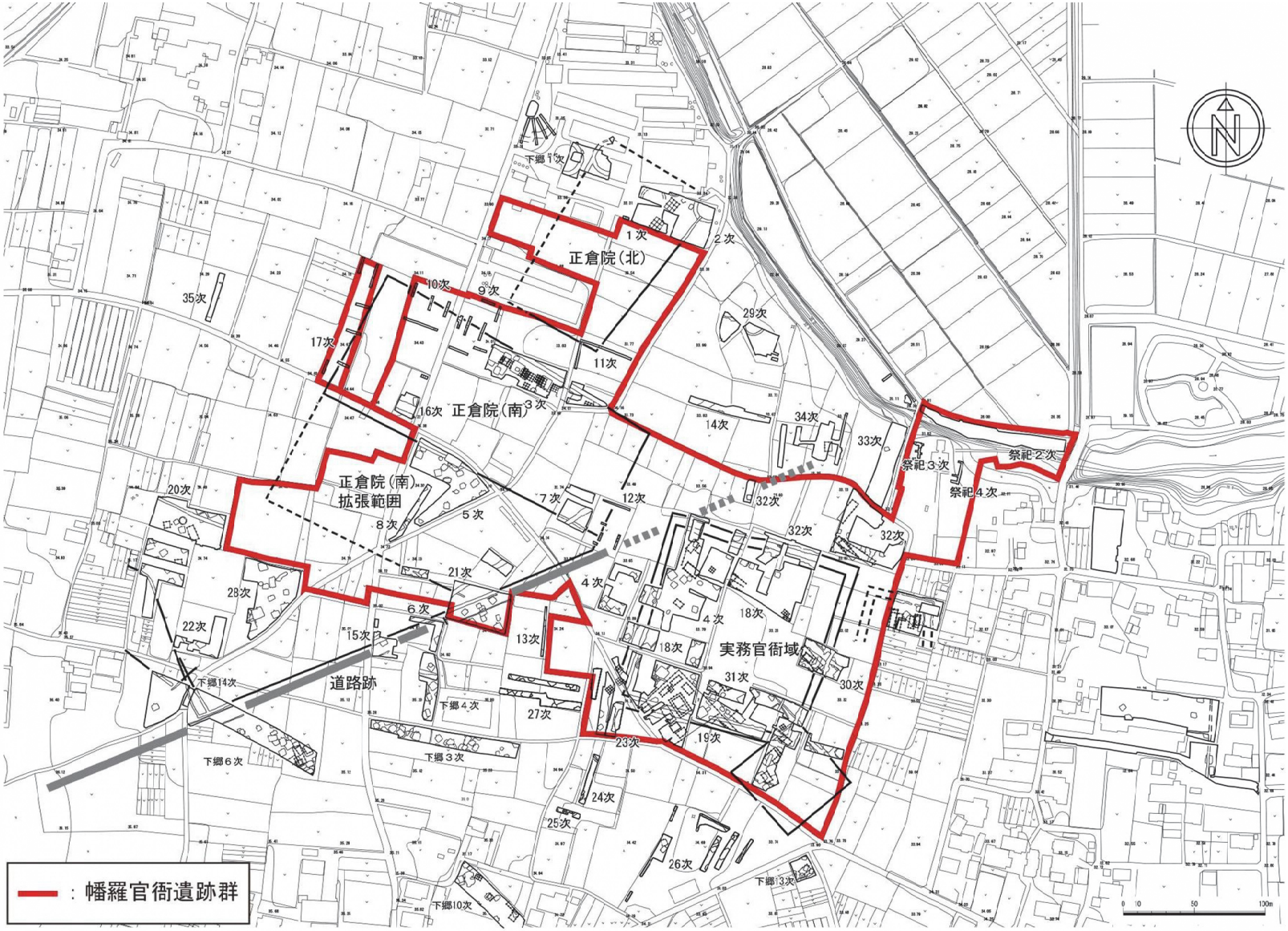

図 33　史跡及び周辺関連遺跡の遺構配置図

これまでの調査・研究の結果、幡羅遺跡では、幡羅郡家に係る重要な官衙施設に係る遺構・遺物が確認され、かつ地権者の同意が得られた範囲が幡羅官衙遺跡として史跡に指定された。

（2）調査の方法

台地上にある幡羅官衙遺跡では、地表に露出している遺構は認められず、遺構は全て地中に埋蔵されている。確認した遺構は、遺構保存の観点から完掘はせず、一部のみ掘り下げを行うに留めている。調査後は、遺構表面及び遺構確認面を砂で被覆した後に埋め戻し、地中に現状保存した。

遺構確認及び遺構掘り下げの際に出土した遺物は、記録作成後に取り上げ、遺構実測図や写真などの発掘調査に関わる記録類とともに、深谷市教育委員会で保管している。

4-1-2　評家成立段階の遺構・遺物

「郡」は、大宝元年（701）の大宝律令制定までは「評」と表記されていたが、幡羅官衙遺跡における古代の遺構は、７世紀後半の評段階に出現する。この段階には、多くの竪穴建物が分布する中に、掘立柱建物や掘立柱塀などの官衙的な施設が造営される。遺跡南東部では、東西60m以上、南北 40m以上の敷地を掘立柱塀で区画した施設が確認され、敷地の内部には、外周を囲う掘立柱塀と同じ主軸方位の掘立柱建物群、四面廂建物と同じ主軸方位の一群、さらに別の主軸方位をもつ掘立柱建物群がある。

この区画の当初の施設は外周の掘立柱塀とそれに沿う掘立柱建物であり、区画内の大部分は広場だったと考えられる。掘立柱塀に沿って建てられた掘立柱建物５棟は全て側柱式で、そのうち南西部に位置する第 50 号建物跡は、同時期の他の建物と比べて規模が大きく、中心的な建物と思われる。区画内には、この他に土取り穴とみられる大型土坑が２基確認されている。敷地外の廃棄土坑からは、多量の土器とともに饗宴の残滓とみられる動物遺存体が出土している。こうした遺構・遺物から、この区画施設が郡家の前身である評家の主要な官衙施設であったと推定される。また、この区画の周囲には、溝で区画した敷地や、それに伴う２×２間の小規模な倉庫などがみられたが、今のところ、内部の詳細は不明である。

竪穴建物は、幡羅遺跡全体及び下郷遺跡に分布している。その中に、２×２間程度の小規模な高床倉庫や、６×３間、５×２間の比較的規模の大きな掘立柱建物が存在する。それらの掘立柱建物には官舎が含まれている可能性もある。竪穴建物群の中に官舎かとみられる掘立柱建物などが混在する様相は、正倉や実務官衙などが竪穴建物群とは占地を別にして整備されている７世紀末以降の官衙とは状況が大きく異なっている。これは、７世紀後半段階における評の官衙（評家）の一つの特徴を示すものであり、在地における公的機関として未成熟な評家の姿が浮かび上がり、７世紀末以降の評家から郡家への変化がわかる点でも重要である。

4-1-3　郡家の遺構・遺物

（1）正倉院

第３次調査区（東から）

主に稲穀類を収納・保管した倉庫である正倉群は、その建ち並んだ敷地が溝などで囲繞されていることが多い。この敷地やそこに建てられた正倉群を正倉院という。幡羅遺跡では、南西から北東へ走る道路の北西に、溝で囲まれた正倉院が、南北に２か所並んで設けられている。正倉院（北）は、南北約 135m、東西約 80mの規模で、北西及び北東隅には古墳の墳丘を残し、それ以外の古墳は壊して造営されている。外周区画溝に沿って、正倉１棟分の間隔を空けて２棟の正倉が直列に並ぶ。いずれも、掘立柱建物から壺地業を伴う礎石建物へと建て替えられる。主軸方位は、北から約 40 度東に振れる。

正倉院（南）は、南北約 90m、東西約 220mの規模で、北辺溝付近の第３次調査区では６期の変遷を辿る正倉列を確認した。４期目の８世紀後葉までは掘立柱建物で、５期目の９世紀初頭には総地業を伴う礎石建物へと建て替えられ、６期目の９世紀末には再び掘立柱建物になっている。礎石建物の１棟は、礎石直下の中層を念入りにつき固める特殊な工法が用いられ、床面積約 90 ㎡で、遺跡内で最大規模の倉である。礎石建物は南辺区画溝を埋めてから建てられたとみられ、9 世紀初頭には、正倉院（南）が南に約 80m拡張されていることが判明している。主軸方位は約 30 度東に振れ、正倉院（北）とはやや異なる。

出土遺物のほとんどは正倉院成立前と廃絶後のもので、この遺物がみられない期間を正倉院の存続時期とすると、正倉院が存続した時期は７世紀末頃～10 世紀前半と推定できる。一部の礎石建物跡周辺からは炭化穀類が出土し、正倉が火災に遭ったことを示している。

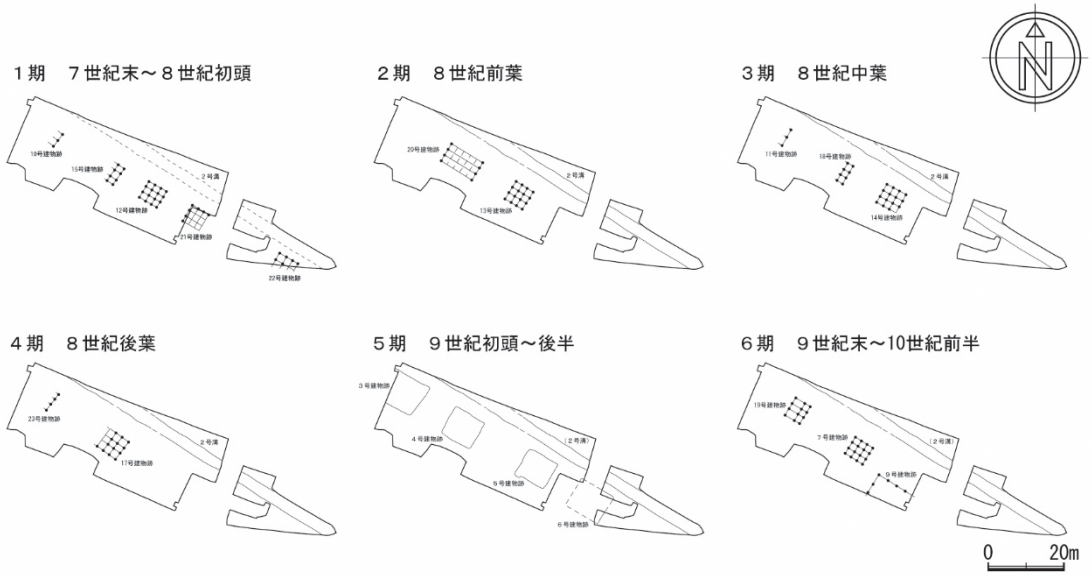

図 34 正倉院（南）遺構配置図

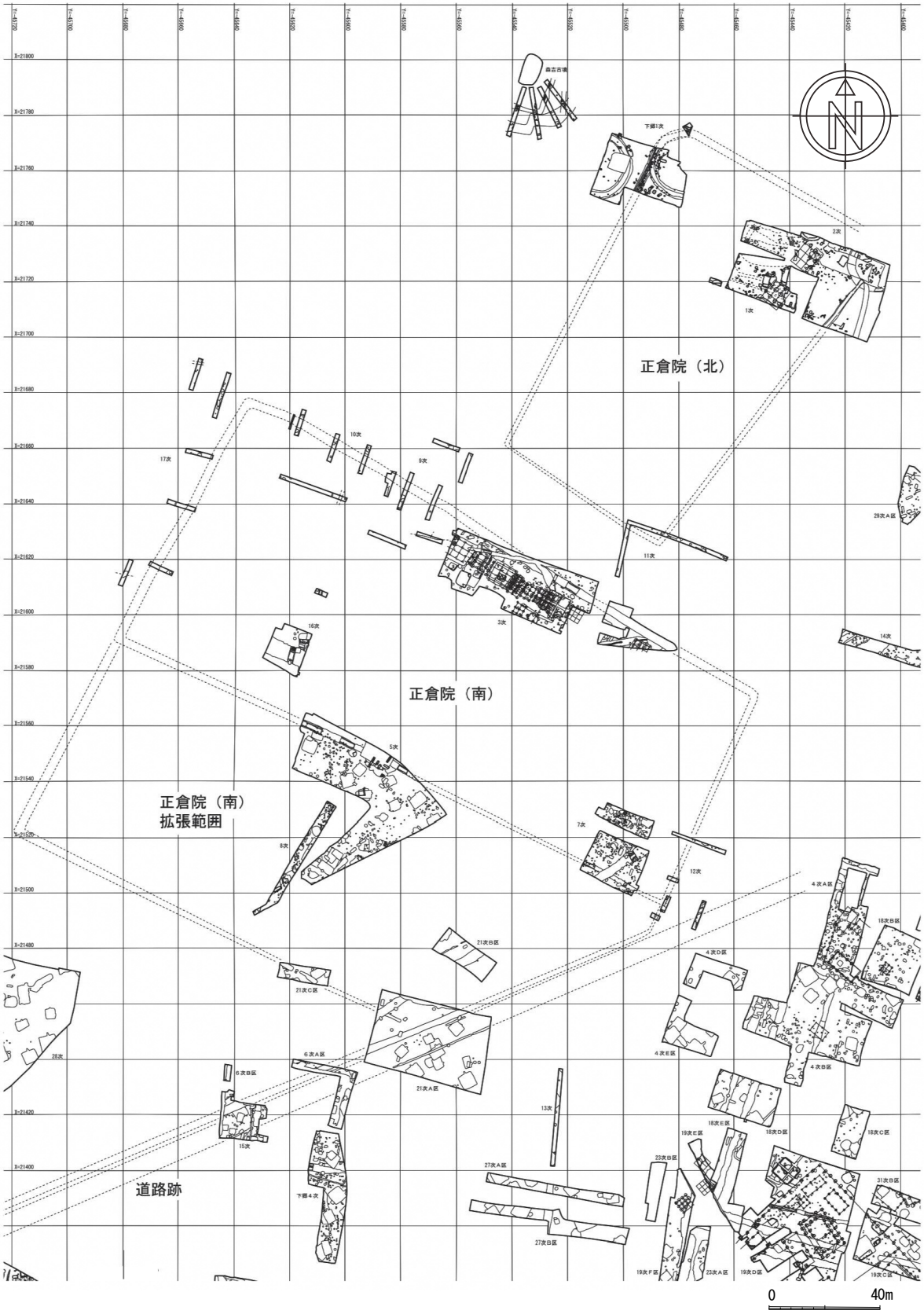

図 35　正倉院全体図

（2）館

幡羅官衙遺跡では、7世紀後半段階の主要な官衙施設の区画を利用した館とみられる遺構が確認されている。7世紀末頃に設けられたもので、東西 60m以上、南北 40m以上の敷地を有し、外周区画塀は旧来の塀を踏襲し、区画内は新設された掘立柱塀で仕切られる。7世紀後半の施設の主軸方位は、北から約 45 度東に振れるが、7世紀末頃に設けられた施設は、北から約 55 度東に振れる。

塀で仕切られた北西の区画には、5×3間の身舎に7×4間の廂がつく四面廂（しめんびさし）建物（ＳＢ47）を主殿として、脇殿や前殿などが建てられる。四面廂建物は、柱径が 35 ㎝と太く、平面規模も遺跡内でこれまでに確認されている建物では最大である。

敷地外の廃棄土坑（ＳＸ３・４）からは、前段階から引き続いて多量の土器と共に廃棄された食物残滓が出土しており、貝類（ハマグリ・アカニシ）、哺乳類（シカ・イノシシなど）、魚類（ニシン科・コイ・フナ・アユ・サケ科・アジ科・タイ科・カツオ・サバ属など）、鳥類（スズメ目・キジ科・カモ亜科など）の他、バフンウニなどといった動物遺存体が確認されている。四面廂建物を中心行われた饗宴に伴う廃棄物の可能性があり、文献史料には記されていない、地方官衙で行われた饗宴の様子をうかがい知ることができる。この館の存続期間は8世紀前葉までと短く、その性格や機能の特殊性を示唆している。

廃棄土坑から出土した土師器・須恵器

廃棄土坑から出土した動物遺存体など

人面線刻土製品

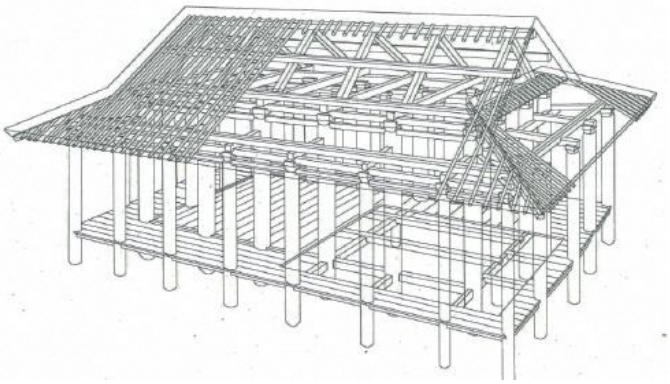

出典：国史跡指定シンポジウム「飛鳥時代の役所と地域社会予稿集」2018.11　深谷市教育委員会

図 36　四面廂建物跡復元図

第 47 号建物跡（SB47）

第 95 号竪穴建物跡・第 23 号特殊土坑遺物

図 37　館全体図

（3）実務官衙

７世紀末頃から９世紀前半にかけての、掘立柱建物群で構成されたブロック群や溝で囲繞されたブロックが７か所（Ａ～Ｇブロック）で確認された。これらは計画的に配置された各種の実務官衙であったと考えられる。

このうち、溝で囲まれたＦブロックの中には８世紀後半の鍛冶工房があり、鉄製品の生産に関わる実務を担っていた施設と思われる。主軸方位は、北から 40～50 度東に振れる。

西別府祭祀遺跡から台地上に上がってすぐの位置にあるＧブロックでは、遺跡内で最も長大な桁行 13 間（31.1m）の建物と、桁行７間の建物がＬ字状に配置されている。南西から延びる直線道路と、崖下に想定される運河とが交わる地点に近接した位置にあることから、水陸交通の接点に置かれた、物資の収納・管理施設など物流に関わる施設であった可能性がある。

その他の建物ブロックについては、個々の性格は明らかではない。Ｄ・Ｇブロックでは、建て替えごとに建物の規模が縮小していくため、時代と共にその官衙ブロックの機能が縮小していったことがうかがえる。９世紀後半には実務官衙域に大きな変化がみられ、二重溝と土塁による方形区画が成立する。主軸方位も大きく変化し、構造も全く異なるものに変化している。

第９号溝跡

第 49 号掘立柱建物跡

第 24・25 号掘立柱建物跡

第 13 号竪穴建物跡

図 38　実務官衙域

（4）道路

遺跡南東側に位置する下郷遺跡第６次調査区から、幡羅遺跡第 12 次調査区付近まで約 330 mの長さにわたって道路跡が確認された。道路は、幅約 60 cm、確認面からの深さ約 15 cmの側溝を伴っている。遺構確認面までの深さが現地表面から約 30 cmと浅いことにもより、側溝は断続的に遺存している状態で、路面に波板状痕跡などは確認されていない。なお、道路の北西側には側溝より幅広の区画溝が道路に沿う形で延びている。

この道路は、ほぼ一直線に延び、路面幅が下郷遺跡第６次調査区では約８ｍ、幡羅遺跡第 21 次調査区では約６ｍとなっており、台地縁辺に向かってやや狭まっているとみられる。それより北東方では道路の痕跡は不明瞭であるが、西別府祭祀遺跡の方へと向かっているとみられる。

西別府祭祀遺跡と接する箇所には、台地から低地へ降りる切り通しの道が現在も存在しており、道路は少なくとも西別府祭祀遺跡までは延びていたものと考えられる。

この道路の建設時期は、幡羅遺跡第 21 次調査区で確認された道路跡と竪穴建物跡との重複関係から、正倉など多くの郡家施設が建設される 7 世紀末頃と考えられる。廃絶時期については明らかではないが、現道に踏襲されていると思われる部分も認められることから、少なくとも郡家存続期間は維持されていたとみられる。

幡羅遺跡第 21 次調査区　全景

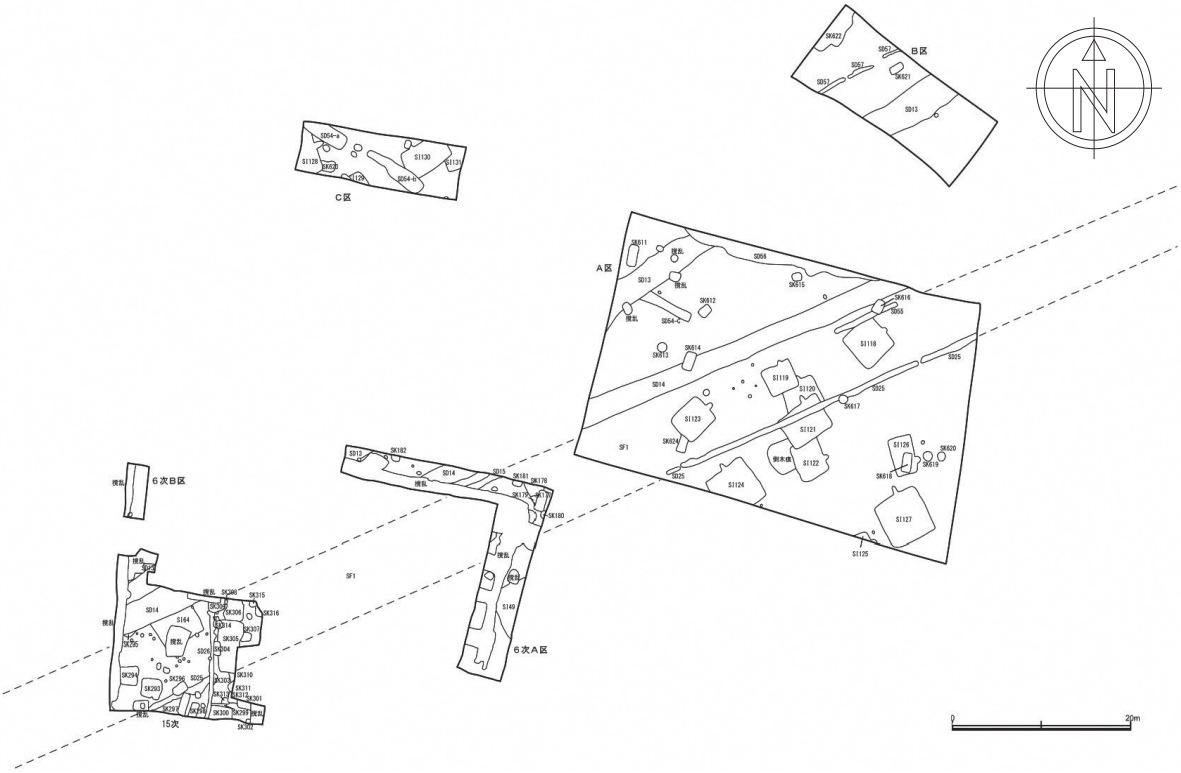

図 39　幡羅遺跡第 1 号道路跡

（5）微地形と官衙施設の分布

幡羅遺跡の現地形はほぼ平坦で、南と西に向かってやや高くなっていくが、発掘調査における遺構確認面の状況から、現地形からはわからない起伏を多く確認することができ、古代には起伏がある地形だったと推定される。図 39 は、遺構確認面の状況から復元した微地形と、7 世紀後半～８世紀代の主な遺構の分布状況を重ね合わせたものである。図示したＡ～Ｄは微高地であったと推定されるおおよその範囲である。

Ａの微高地は崖線に沿って東に張り出しており、正倉院（南）の大部分が立地する。Ｂは南

から遺跡中央に向かって張り出す。その北西部を道路が横切り、東寄りには館がある。また、Ｂの北部及び東縁辺には、実務官衙が位置する。Ａの東端とＢの北東端の間には現状でも視認できる谷地があり、ここからは古代の遺構はほとんど確認されていない。地元では、その周辺を「クボ」と呼んでいる。Ｃは史跡指定地の東側にあたり、標高としてはやや低い。西別府廃寺まで、東に向かってわずかに高くなっていくが、ほぼ平坦であったと思われる。Ｄは中心部に道路、その北側に区画溝がみつかっているが、官舎とみられる遺構はほとんど確認されていない。道路南東側のやや低い場所には集落を構成する竪穴建物や掘立柱建物が多く分布する。このように、微地形と官衙施設の分布には密接な関連が認められる。

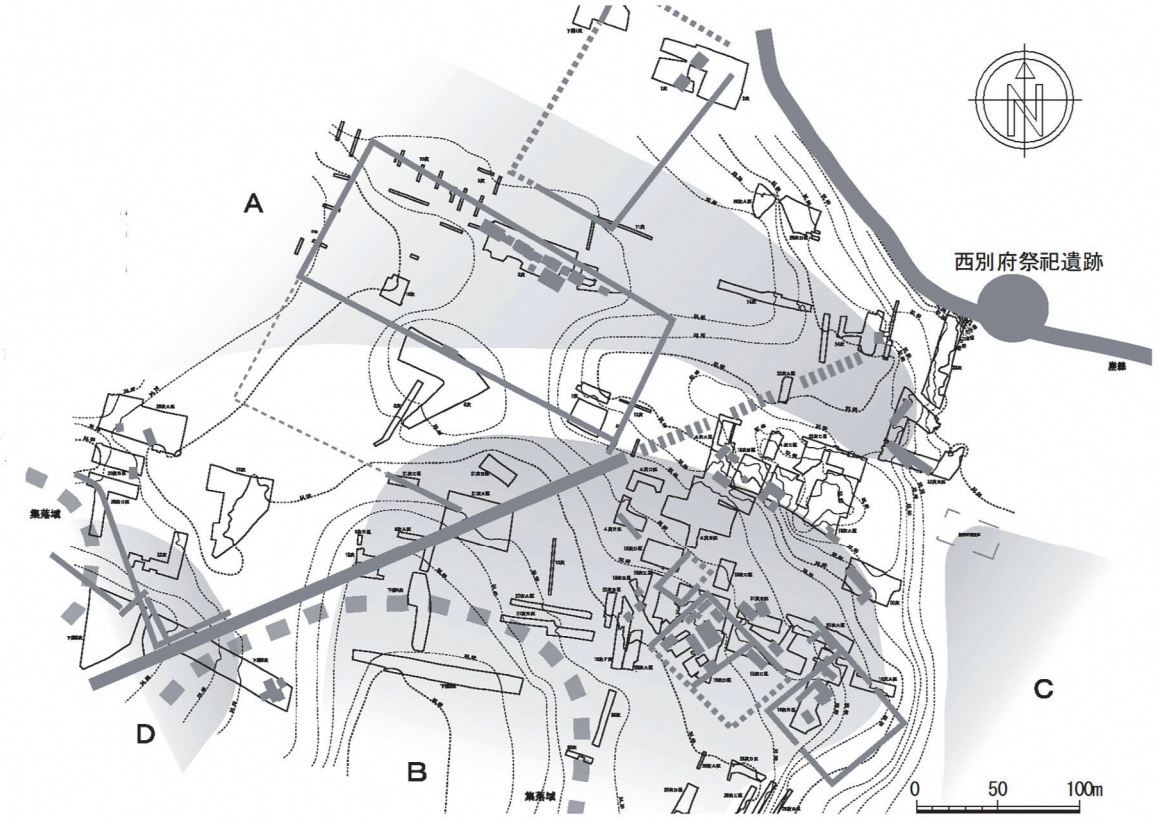

図 40　旧地形（推定）と遺構分布図

4-1-4　その他の時代の遺構・遺物

古代より遡る時代の遺物として、ナイフ形石器や縄文中期後半の土器片が出土している。遺構では、6 世紀前半を中心とする時期の古墳群が北部の台地縁辺で確認されている。古墳時代の集落は確認されないことから、官衙施設が 7 世紀後半に造営され始めるまでは、幡羅遺跡の地は墓域及び空閑地であったといえる。

幡羅郡家は 9 世紀後半頃に構造が大きく変化し、この頃から公的機関としての性格に変化が現れ、10 世紀前半には正倉が廃絶するが、11 世紀前半までは大規模な区画や竪穴建物などがみられる。中世になると、土坑が集中する地点が確認される。その性格については、遺跡西方の東方城跡、熊谷市域にある西別府館跡などとの関係の中で検討する必要がある。

4-2　西別府祭祀遺跡の発掘調査成果

4-2-1　調査などの経過と方法

（1）調査の経過

熊谷市にある西別府祭祀遺跡は、昭和 38 年（1963）、湯殿神社社殿裏にかつてあった大欅の根元付近の湧泉を伴う堀で、地元の小学生が石製模造品を発見したことが発端である。その直後に初めての発掘調査が行われ、多数の石製模造品、土器、土錘などの遺物が検出された。また、同年 11 月には「湯殿神社祭祀遺跡」として市史跡に指定され、昭和 50 年、歴史上及び学術上重要な遺跡として、「西別府祭祀遺跡」の名称で埼玉県選定重要遺跡に選定された。そして、埋蔵文化財包蔵地及び市史跡指定範囲のうち、特に重要な地区が、幡羅官衙遺跡とともに幡羅官衙遺跡群として、平成 30 年（2018）年２月に国史跡に指定された。

なお、国史跡指定を機に行われた本保存活用計画策定作業の中、市史跡の取扱いについて検討がなされ、指定当時には範囲について地番等が明確に示されていないままの指定であったため、市指定範囲を国史跡と同一とし、上位指定の際の解除規定である熊谷市文化財保護条例第７条第４項により、令和３年３月 31 日付けで市指定を解除する予定である。

これ以降、本遺跡では平成４年度（1992）から令和元年度（2019）までに、堀内の調査が１回、台地上の調査が３回、堀北側の低地が２回と、第７次に及ぶ調査を実施した。堀内の調査では、石製模造品のほか土師器、須恵器、土錘などが出土した。石製模造品は、製作途中の未製品や製作時の破片などを含めると 600 点を超え、有孔円板形・勾玉形・剣形・馬形・横櫛形・有線円板形といった形代（かたしろ）と判別できるものが 297 点を数える。台地上では、「器佛」墨書土器や灯明皿が出土した 10 世紀後半の竪穴建物跡や、15 世紀前半～中頃の中世段階の建物跡が検出された。低地では、北へ大きく広がると想定される河川跡が検出され、ここからは習書木簡が出土した。これらの調査により、西別府祭祀遺跡における祭祀は、７世紀後半に始まり、幡羅郡家が整備される律令期へと続き、平安時代の仏事を併用する祭祀を経て 11 世紀前半には終焉を迎えると推定された。なお、その後、中世段階には何らかの建物における祭祀へと変遷し、江戸時代を経て現在の湯殿神社における祭祀へと引き継がれていったものとみることができる。

表17 西別府祭祀遺跡発掘調査一覧表

年 度	調査次	調査期間	調査面積
昭和 38 年（1963）	第１次	S38.4.4 ～ 4.6	29.75 ㎡
平成４年（1992）	第２次	H4.11.19 ～ H5.3.31	2,500 ㎡
平成 17 年（2005）	第３次	H18.2.23 ～ 3.8	25.39 ㎡
平成 19 年（2007）	第４次	H20.3.3 ～ 3.14	33.70 ㎡
平成 23 年（2011）	第５次	H23.10.11 ～ 10.20	64 ㎡
	第６次	H24.1.26 ～ 3.16	192 ㎡
令和元年（2019）	第７次	R1.12.4 ～ 12.5	27 ㎡

「器佛」墨書土器

（2）調査の方法

台地上及びその北側の低地に広がる西別府祭祀遺跡は、低地にある現況の堀において遺物が採取されたのが遺跡発見の契機となったが、台地・低地を問わず遺構・遺物が地中に埋蔵されている状態である。昭和 38 年度（1963）には、遺物が採取された箇所を中心にトレンチによる調査を行った。平成４年度（1992）は、湯殿神社境内北側の堀における公園修景工事に伴う護岸工事などが計画され、それにより施工箇所全体が破壊を受けるため、その施工箇所全てにおいて記録保存の調査を行った。

一方、平成 17 年度(2005)以降の５次にわたる調査は、保存目的の範囲内容確認調査として実施した。そして、幡羅遺跡の調査と同様に、遺構保存の観点から原則として完掘はせず、一部のみ掘り下げを行うに留め、確認された内容について詳細な記録作成を行った。調査後の処置についても幡羅遺跡の調査と同様に行い、現状に復した。

遺構確認及び遺構掘り下げの際に出土した遺物についても、幡羅遺跡の調査と同様に、記録作成後取り上げ、遺構実測図や写真などの発掘調査に関わる記録類とともに熊谷市教育委員会で保管し、適宜活用を図っている。

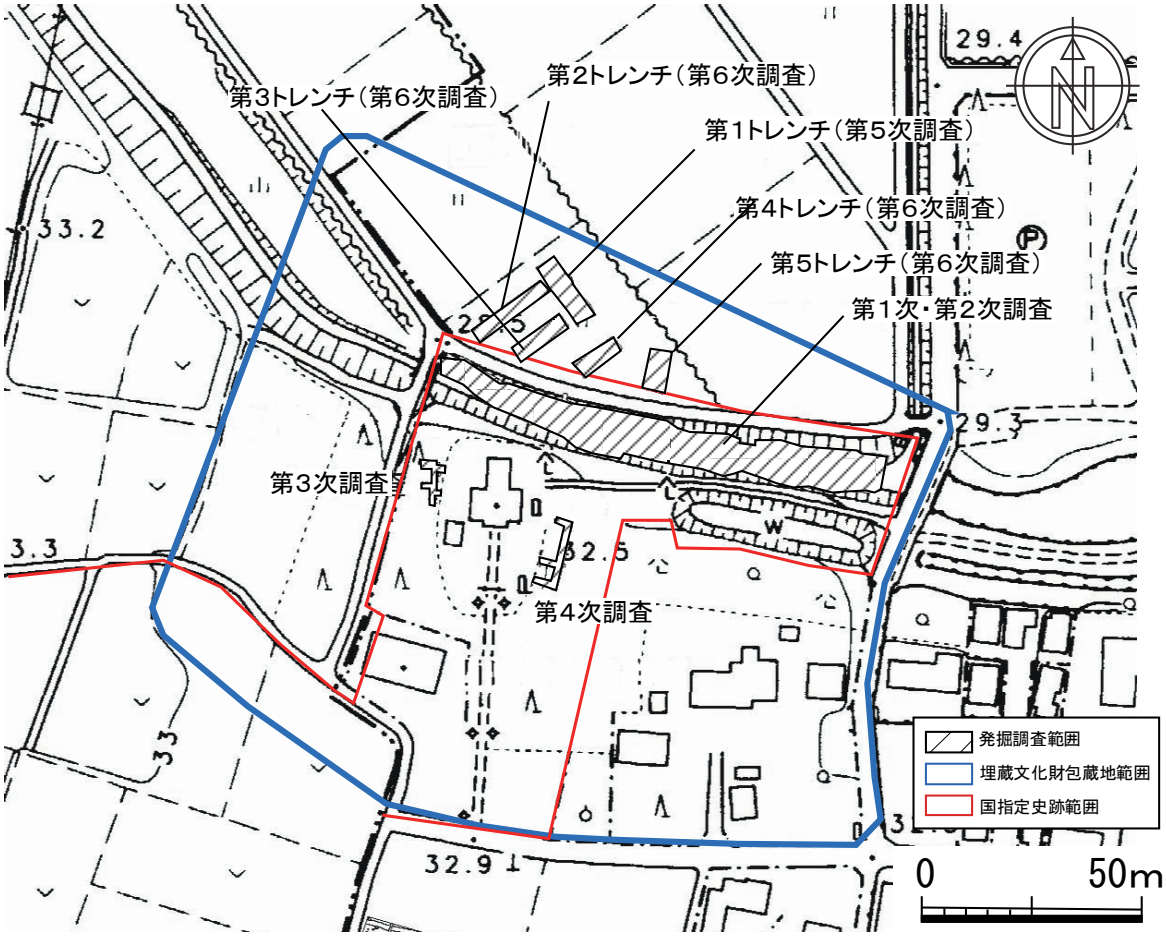

図 41　西別府祭祀遺跡調査地点位置図

4-2-2　調査成果の概要

西別府祭祀遺跡は、櫛挽台地縁辺部及びその北に広がる低地に所在する。昭和 38 年（1963）の遺跡発見直後の調査から平成 23 年（2011）までの調査により、祭祀の内容・変遷や祭祀場の旧地形の様子が判明した。

西別府祭祀遺跡における祭祀の始まりは７世紀後半とみられ、馬形・横櫛形・有線円板形などの滑石製の石製模造品を祭祀具の中心に据えたものであった。この祭祀が行われた場所は、現在の湯殿神社社殿裏の局所的な範囲と推定される。この範囲では上記の石製模造品が大量に出土するとともに、土錘も大量に出土した。これに対して、土器は多少伴う程度であった。この石製模造品による祭祀行為は、おおむね７世紀末まで続けられたと推定される。

幡羅郡家が整備される段階である７世紀末以降には、土器を祭祀具の主体として用いる祭祀形態へと変化していった。これは、８世紀に入り律令制度が確立し、隣接地に幡羅郡家が本格的に整備されたことにより、その郡家に伴う祭祀場となり、政治的・経済的な意味合いの強い祭祀形態へと変化したことを意味するものと考えられる。この祭祀形態の変化とともに祭祀場にも変化がみられ、やや下流へ移動した場所でも広く行われるようになったと推定される。

祭祀に伴い祭祀具が投献された場所は、水を豊富に噴出する湧泉のある地点であったとみられ、かつてはそうした湧泉が多数かつ広範囲に存在していたと考えられる。そして、その豊富な湧水を水源とする河川があり、その川幅は現況の湯殿神社社殿裏の堀幅を遙かに超える規模であった可能性が考えられる。この河床からは、７世紀後半の習書木簡が出土しており、立地からみて、港湾施設（川津）が所在していたことが想定される。

第２次調査区（西半）

石製模造品出土状況

石製模造品（人形・馬形・横櫛形）

「大桑」墨書土器出土状況

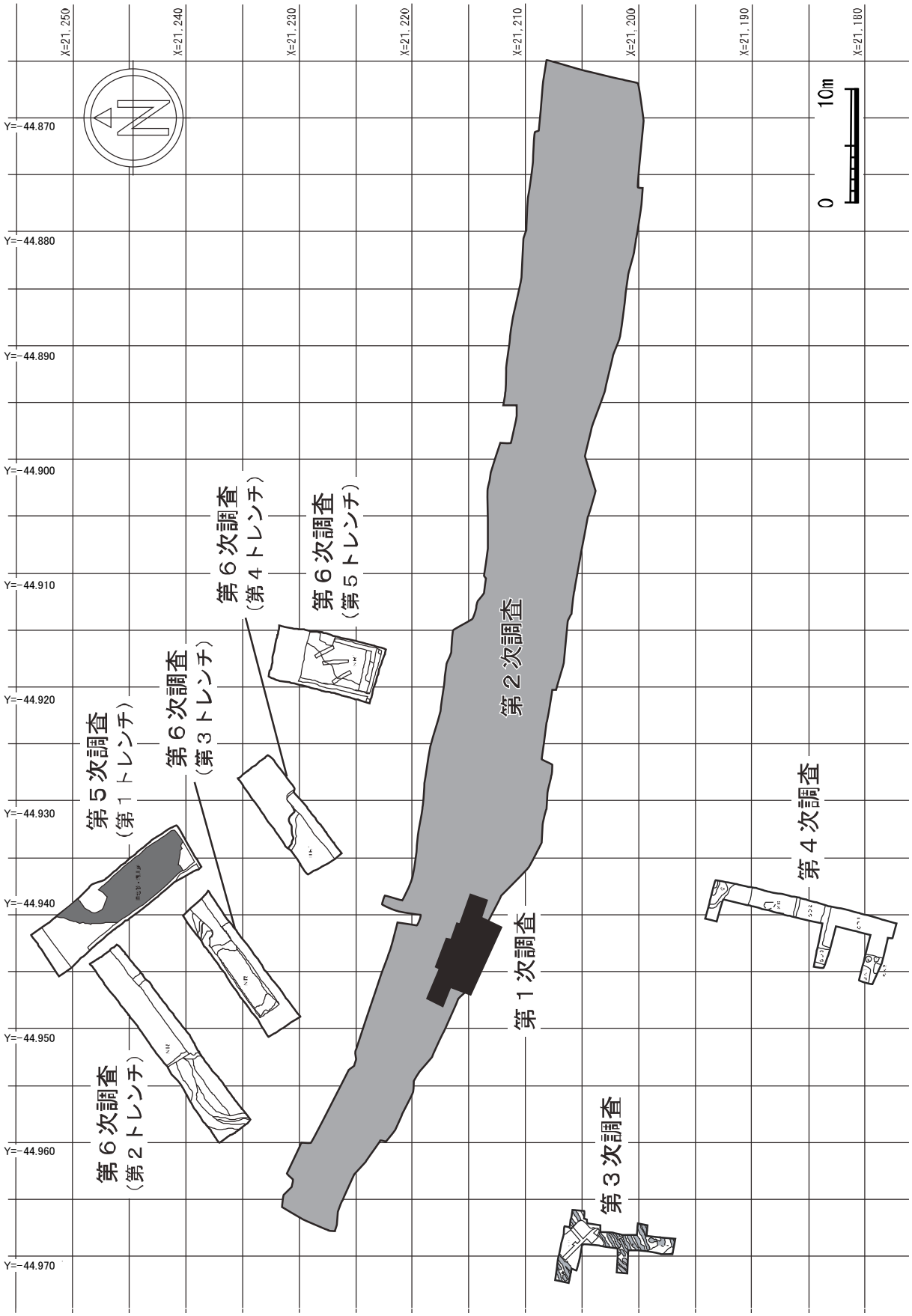

図 42　西別府祭祀遺跡　発掘調査全体図（第１次～第６次調査）

4-3　史跡隣接地区における関連遺跡の発掘調査概要

4-3-1　西別府遺跡の調査成果の概要

西別府遺跡は、西別府祭祀遺跡の南、西別府廃寺の西、幡羅遺跡の東側に位置し、これらの遺跡に囲まれた場所に所在する。第１～４次調査により、幡羅郡家の施設の一部と考えられる官衙遺構が検出され、幡羅遺跡と一体の性格をもつ遺跡と捉えられる。

調査は遺跡範囲の北部及び中央部の２地点において実施し、北部（Ａ区）では第１～３次調査、中央部（Ｂ区）では第４次調査を行った。Ａ区では、竪穴建物５棟、掘立柱建物７棟、土坑８基、溝 11 条（区画溝２条含む）、掘立柱列１列、土塁１か所などの遺構が検出され、二重の溝（第２・３号溝跡）で囲繞された敷地内に掘立柱建物が建つ９世紀前半～11 世紀前半の施設の存在が判明した。Ｂ区では、竪穴建物 12 棟、掘立柱建物１棟、土坑４基、溝８条（区画溝１条含む）などの遺構が検出され、一重の溝で囲繞された区画内に鍛冶工房を含む竪穴建物が造営された８世紀前半～10 世紀初頭の施設の存在が判明した。

出土遺物は、土師器・須恵器・土師質土器、当時の高級食器である緑釉陶器や灰釉陶器などの土器類のほか、隣接する西別府廃寺に使われた軒丸瓦・軒平瓦などがある。

調査区（Ａ区・Ｂ区）全景

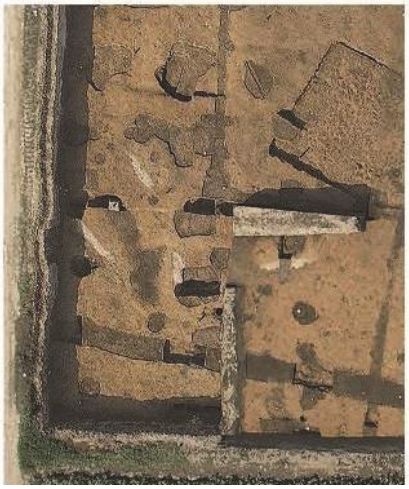
Ａ区　第１～３号掘立柱建物跡

Ａ区　二重区画溝跡（第２・３号溝跡）

Ａ区 第４～７号掘立柱建物跡

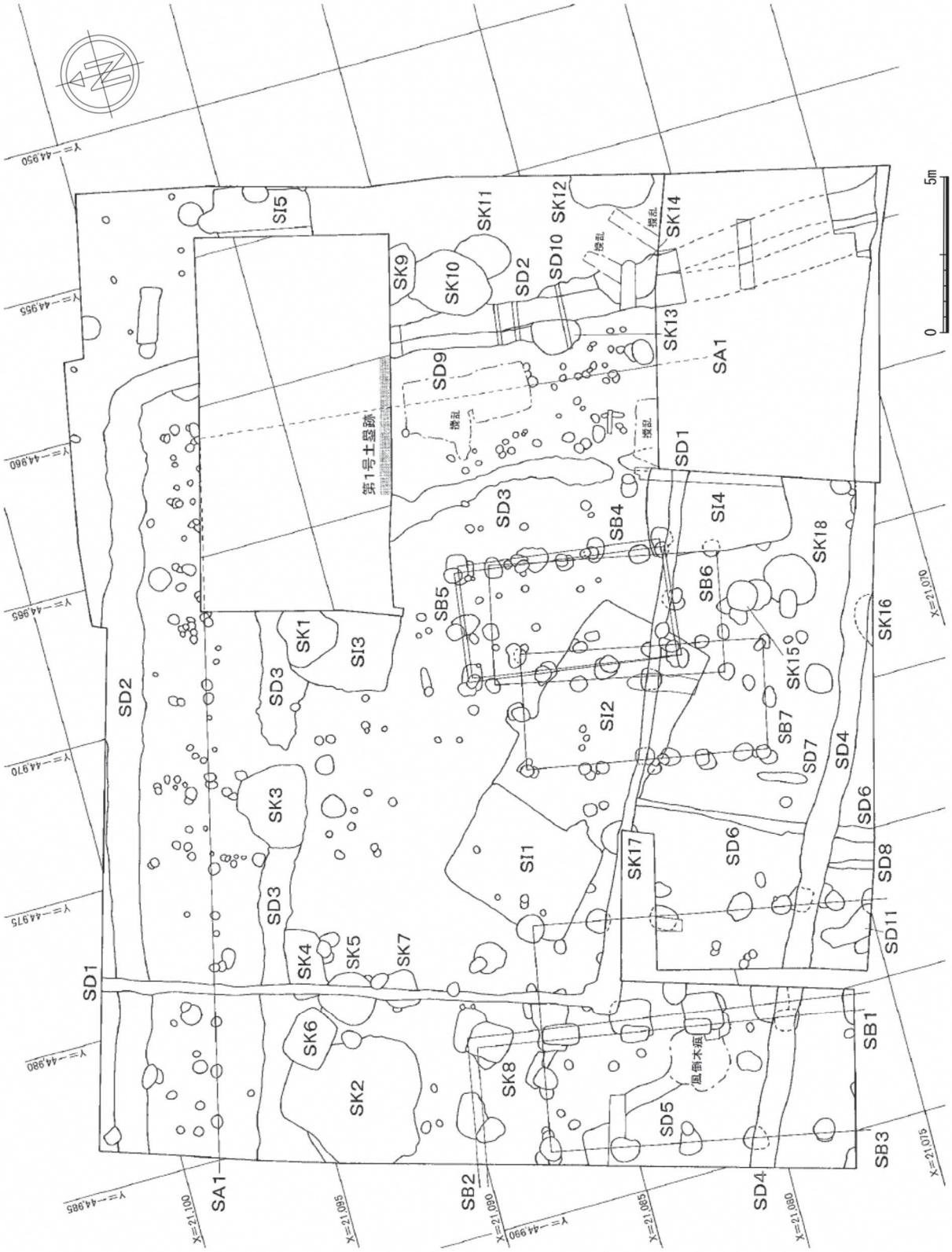

図 43　調査区（Ａ区）遺構配置図

4-3-2　西別府廃寺の調査成果の概要

西別府廃寺は、櫛挽台地縁辺部から約 70m～250m南に寄った、ほぼ平坦な台地上に所在する。寺院地の範囲は、これまでの調査により、東西 160m、南北 220mの長方形平面を呈する規模と推定される。

部分的な発掘調査のため伽藍配置は不明であるが、基壇を持つ建物跡１棟が確認されたほか、30m程の距離を置いて並列する建物 （版築地業跡）の存在が推定されている。また、伽藍地及び寺院地内には小鍛冶工房の竪穴建物跡３棟が検出されており、釘などの建築部材を寺に供給する工人が活動していたことが推測される。

平成２年度（1990）に第１次調査、平成４年度（1992）に第２次調査、平成 28 年度（2016）に第５次調査が実施され、多量の瓦、瓦塔、土師器、須恵器、羽口、鉄釘などが出土している。

このような遺物や遺構から、８世紀初頭から少なくとも 10 世紀末まで存在し、郡家と並立し密接な関係を持っていた古代寺院であったと考えられている。

第１号建物基壇跡

第１号瓦溜り状遺構
（複弁８葉蓮華文軒丸瓦などの出土状況）

出土軒丸瓦

出土瓦塔・瓦堂

図 44　調査区位置と遺構配置図

4-3-3　下郷遺跡の調査成果の概要

深谷市下郷遺跡は、郡家跡である幡羅遺跡の北・西・南側を取り囲む形で所在する大規模な古代集落遺跡である。

都市計画道路建設に先立つ発掘調査が深谷市教育委員会によって実施され、竪穴建物、掘立柱建物などの遺構が多く確認され、円面硯や帯金具、刀子を含む多量の遺物が出土している。粘土採掘坑や土師器窯も確認されており、土師器生産も行われていた集落遺跡である。

存続時期は幡羅郡家とほぼ併行しており、幡羅遺跡で官衙施設が整備される７世紀末頃から遺構分布が拡大する。９世紀には幡羅遺跡から南に約１㎞、西に約 300ｍに及ぶ広範囲を占める。郡家が衰退に向かう 10 世紀頃からは、竪穴建物等の分布域が幡羅遺跡周辺近くに限定されてくる。こうした変遷から、この集落の盛衰は、幡羅郡家の変遷と連動していると考えられ、郡家と密接な関係にあった集落であったと推定される。

重複する竪穴建物跡

掘立柱建物跡（６間×３間）

道路跡

墨書土器「坡」

4-3-4　大竹遺跡の調査成果の概要

熊谷市大竹遺跡は、西別府遺跡の南、下郷遺跡の東に隣接して立地する集落である。７世紀後半から 10 世紀前半までの竪穴建物跡が検出された下郷遺跡の集落と連続し、一体の遺跡であった可能性がある。

平成 24 年度の第１次調査は、遺跡の北西部において実施され、竪穴建物跡 11 棟、掘立柱建物跡２棟等が検出された。限られた範囲での調査結果であるが、幡羅郡家が整備される頃の７世紀末～８世紀初頭の時期が、集落が最も繁栄する時期である。また、当該期の竪穴建物跡１棟から挂甲小札片が出土しており、幡羅郡家の軍事的機能について考察する上で貴重な情報を提供している。

調査区（Ａ区・Ｂ区）全景

第８号竪穴建物跡の遺物出土状況

第 10 号竪穴建物跡の挂甲小札出土状況

４-４　幡羅官衙遺跡群及び周辺関連遺跡の変遷

幡羅官衙遺跡群では、官衙施設が７世紀後半から造営され始める。掘立柱塀で区画された主要な官衙施設や、その他の官衙的建物等が竪穴建物群と混在するあり方は、後の郡家の構造とは大きく異なっている。この頃、西別府祭祀遺跡においては石製模造品を用いた祭祀が始まる。

７世紀末頃以降、郡庁は未確認であるが、正倉・館・実務官衙等の諸施設が整備される。幡羅遺跡の中央を東西に斜行する道路を挟んで、北西側に正倉院、南東側に館・実務官衙が造られる。こうした整備によって官衙域と集落域は分かれ、集落は下郷遺跡や大竹遺跡に集中的に営まれるようになる。また、西別府廃寺の東に隣接する西別府館跡でも古代の集落が確認されており、集落はかなり広範囲に及んでいたとみられる。西別府祭祀遺跡で行われていた祭祀は、７世紀末以降、土器を祭祀具とした形態へと変化する。やや遅れて８世紀初頭には西別府廃寺が建立され、籠原裏古墳群は造営が終了する。このように、幡羅郡家が整備される時期には、各遺跡に大きな変化がみられる。

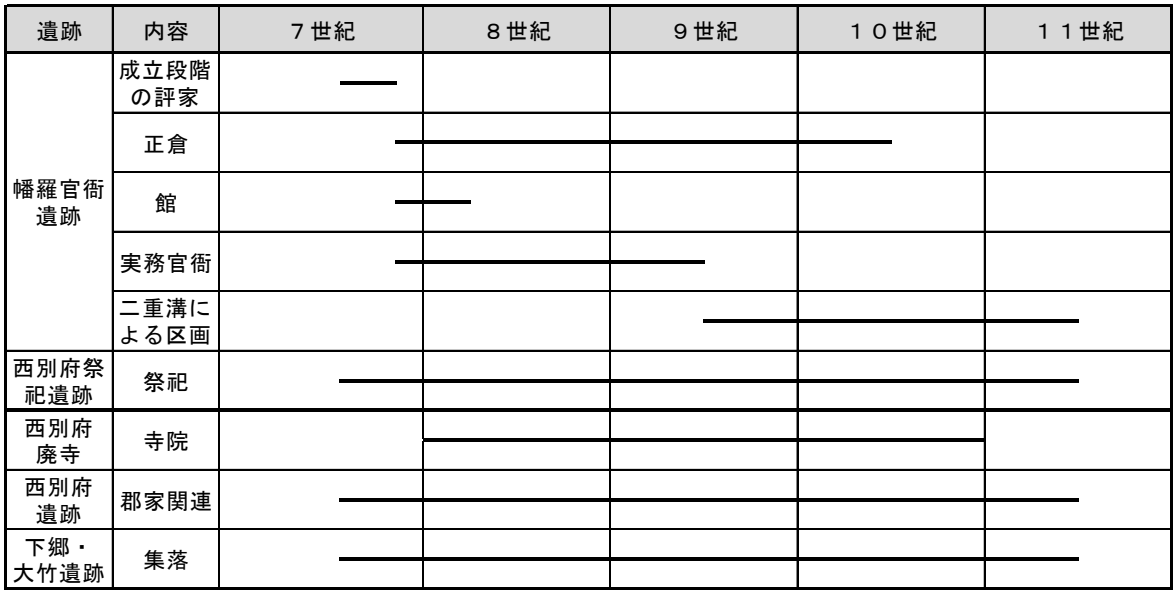

図 45　幡羅官衙遺跡群及び周辺関連遺跡の消長図

幡羅郡家の正倉院は、北と南の２ブロックがあり、正倉院（南）の調査成果から、６時期の変遷がたどれる。７世紀末頃～８世紀後葉の１～４時期目の正倉は掘立柱建物で、９世紀初頭～後半の５時期目は礎石建物に建て替えが行われ、建物規模は最大になる。正倉院（北）では、礎石建物へと建て替えられる前の掘立柱建物が１時期しか認められないことから、８世紀後葉頃に新たに増設された正倉であった可能性が考えられる。また、９世紀初頭には、正倉院（南）の敷地が南に拡張されている。９世紀末～10 世紀前半の最終段階には、正倉は再び掘立柱建物となり、建物規模が縮小する。そして、10 世紀後半には正倉院は廃絶し、跡地に竪穴建物が建てられるようになる。

館は７世紀末頃に整備される。ただし、検出した館は８世紀前葉をもって廃絶し、その後、

その敷地跡にはほとんど遺構が認められない。実務官衙は、７世紀末頃～８世紀前葉、８世紀中葉～後葉、９世紀前半の３時期の変遷が辿れる。９世紀前半には全体的に小規模な建物が多くなり、実務官衙のもつ機能に変化があったことがうかがえるが、この頃に建物規模が最大となっている正倉院とは様相に大きな違いがみられる。実務官衙域は、９世紀後半に構造や主軸方位などが大きく変化する。この時期に成立する２重溝による区画施設は、西別府遺跡の区画と東西に並び、11 世紀前半まで存続するが、多くの郡家が衰退に向かう時期とも重なり、公的機関としての性格が変化し、郡家とは異質な面を強くもつようになった可能性が考えられる。弘仁９年（818）に起きた大地震の地震痕跡は遺跡内では確認されていないが、幡羅郡家も大きな被害に遭ったと推定され、上記の実務官衙域にみられる大きな変化はこの震災と関係していた可能性についても検討する必要がある。

西別府廃寺は、11 世紀以降には伽藍が失われたとみられ、西別府祭祀遺跡で連綿と行われた祭祀も、幡羅遺跡と同様、11 世紀前半に終焉を迎える。また、10 世紀頃になると集落も幡羅遺跡周辺に分布域が縮小してくる。

このように、幡羅官衙遺跡群及び周辺関連遺跡では、郡庁を除く郡家の全体像、郡家と密接に結びついた祭祀や寺院のあり方、郡家周辺の集落景観、そして、それらの変遷の様相が判明してきている。

第５章　史跡幡羅官衙遺跡群の本質的価値

５-１　幡羅官衙遺跡群の価値

幡羅官衙遺跡群は、古代の武蔵国幡羅郡の郡家とそれに伴う祭祀場の遺跡であり、正倉院や館、多様な実務官衙、道路、祭祀場などの諸施設が確認されている希少な遺跡である。史跡隣接地区には、郡家施設の一部を構成するとみられる西別府遺跡や、郡家と密接に結びついた古代寺院と考えられる西別府廃寺が位置している。

幡羅官衙遺跡群では、郡家諸施設の全体的な構成や各施設の構造及び祭祀の在り方を把握しうるとともに、幡羅郡家や祭祀の成立から変質、そして廃絶に至る変遷の様相も明らかになってきている。

現状では、史跡指定地の大半が畑地として利用されており、遺跡の遺存状況が良く、周辺を含めた風景の広がりを見通すことができるという良好な環境が保たれている。そして、台地上に郡家諸施設や寺院が並び、崖下の湧泉には祭祀場が設けられ、低地には条里水田が広がる、幡羅郡家の立地選定のあり方や周辺景観の様相をとらえられることも特筆される。

以下、幡羅官衙遺跡群がもつ歴史的価値について、主要な価値と副次的な価値に区分して整理する。

（１）主要な価値

◆ 郡家の遺構が良好に保存され、諸施設の構造や構成を知ることができる。

指定地では、遺構に大きな影響を及ぼす開発はほとんど行われておらず、正倉院、館、実務官衙や道路など、郡家を構成する諸施設の遺構が極めて良好に遺存しているとともに、官衙施設の構造や計画的な配置状況を知ることができ、高い価値を有している。

◆ 郡家に伴う祭祀場が確認されている貴重な遺跡である。

幡羅官衙遺跡の北東に隣接する西別府祭祀遺跡は、郡家に伴う祭祀場である。湧泉における石製模造品を祭祀具とした形態が、郡家の整備と時を同じくして土器を用いた祭祀形態へと変化していく様相が明らかになっており、郡家と密接に結びついた祭祀のあり方を探ることができる貴重な遺跡である。

◆ 郡家の諸施設と祭祀場、古代寺院が隣接していることが判明しており、郡家の地方支配の様相を探ることができる遺跡である。

幡羅官衙遺跡の東側に隣接する西別府廃寺は、８世紀初頭頃に創建された寺院であり、郡家との密接な関わりがうかがえる。幡羅官衙遺跡群とその周囲では、郡家・祭祀場・寺院が揃って把握されており、郡家による地方行政、祭祀（神祇祭祀）、仏教が一体となった地方支配の実態を知ることができる。

◆ 郡家やそれに伴う祭祀の成立過程や変遷を明らかにすることにより、地域の歴史的動向をたどり、その歴史的意義を考えることができる。

幡羅郡家は、７世紀後半には竪穴建物と掘立柱建物が混在し、官衙として未成熟な状況を呈するが、７世紀末頃には掘立柱建物の正倉などの諸施設が整備されるようになる。それと呼応して、祭祀場では、古墳時代的祭祀から律令祭祀への変化を具体的にとらえることができる。また、その後、西別府廃寺が創建される一方、幡羅官衙遺跡群の成立時期には籠原裏古墳群の古墳築造が終了しており、この時期が大きな転換期であったことも明らかになっている。さらにその後、郡家が拡充、変質、衰退、廃絶する変遷をたどることもできる。このように、幡羅官衙遺跡群の変遷と周辺の遺跡群の変遷のあり方とを総合的に検討することによって、古代幡羅郡地域の歴史的動向やその意義を明らかにすることができる。

◆ 郡家で行われた饗宴の実態を示す遺物が出土した。

廃棄土坑から出土した多量の土器や食物残滓により、郡家で行われた饗宴や嗜好の実態に迫ることができる。また、物資調達・流通や交通のあり方について検討できる点も重要である。

◆ 建物の造営技術・土木工法のあり方を解明できる遺跡である。

幡羅郡家の正倉には、掘立柱建物と礎石建物がある。そのうち、礎石建物については、礎石は遺存していないが、地面をいったん掘り下げてその内部を搗き固めながら埋め戻す掘込地業という地盤改良工事が確認されている。当遺跡の掘込地業には、建物の範囲全体を対象とする総地業と、礎石直下のみを対象とする壺地業があり、さらに、礫を多量に含むものや含まないものなど、多様な工法が認められる。

また、正倉・館・実務官衙・道路などの各施設については、それぞれの主軸方位が少しずつ異なっており、郡家全体では造営方位の統一性が認められないという特異性が認められる。これは、西別府廃寺についてもいえることで、幡羅郡家の造営計画や造営理念、土地利用形態などの特色を反映するものとして注目される。

◆ 正倉収納物の他に、郡司層の政治的動向や地域社会の動向などを探る手がかりとなる正倉火災痕跡が発見された。

正倉付近では、多くの炭化穀類が出土している。これらの炭化穀類の分析により、稲穀を収納した穀倉の存在が推定されている。今のところ、出土した炭化穀類はイネだけで、ヒエやアワなどの雑穀類は確認されていないが、今後の調査・分析により、正倉遺構と収納物との関係をより具体的に知ることが期待できる。

この正倉火災は、当初は神の祟りや天災と考えられ「神火」とされていたが（『続日本紀』天平宝字７年（763）９月１日勅）、頻発した背景には、国司・郡司らによる穎穀

の虚納や横領の隠蔽、現任郡司の失脚を謀ることなどを目的とする放火があった。本史跡にみられる正倉火災も、幡羅郡域における国司・郡司らの租税徴収をめぐる動き、あるいは新興勢力をも含めた政争など、地域社会の動向を明らかにするうえで重要な手がかりとなる。

◆ 郡家の立地状況をうかがうことができる。

郡家は低地を望む台地縁辺部に立地している。倉庫令には、倉は高燥の地に置くように規定されており、倉庫令に則した地形が選択されたことを示している。また、正倉院が崖線寄りに位置するのは、穎穀の運搬に崖下低地の水運が利用され、そこからの搬入の便などが考慮されたことによる可能性がある。正倉、館やその他の官衙施設は、台地上に認められるわずかな起伏の中で微高地に設けられており、施設の配置には、微地形についても配慮なされていたことがうかがえる。

◆ 史料と遺構の双方から郡の動向を探ることができる古代史研究上の価値を有する。

古代の幡羅郡に関係する史料には、対蝦夷政策における幡羅郡の軍事的重要性を示唆する例があり、幡羅郡や幡羅郡家の成立、その位置づけ・役割などの一端を推測する手がかりとなる。また、弘仁９年（818）の北関東における大規模な地震災害、その後年の幡羅郡内の荒廃田開発を示す史料もある。幡羅郡家の実務官衙では、９世紀前半になると小規模な建物が多くなり、９世紀代後半には実務官衙域に大きな構造的変化などが認められており、こうした変化は史料にみえる地震災害等の出来事とも関連していた可能性がある。このように、史料と郡家遺構の双方から古代幡羅郡の動向を検討することができる点でも重要である。

◆ 古代の交通網と郡家との関係を解明する手がかりがある。

東山道から東海道への所管替え後も重要な道路だったとみられる東山道武蔵路、そこから分岐して延びる郡間道路やその他の道路、及び大小の河川を利用した水上交通路との位置関係から、幡羅郡家はそれらの水陸交通網の拠点に位置していることが明らかになっており、古代の交通・物流の実態と郡家との関わりを解明するうえでも重要な遺跡である。

（２）副次的な価値

◆ 郡家の造営が始まる前の土地利用の様相を知ることができる。

古墳時代の集落は、妻沼低地の自然堤防上に立地しており、史跡が位置する台地上にはほとんど認められない。これまでの調査では、台地縁辺部から古墳群が確認されていることから、指定地及び周辺は、一部が墓域であった以外はほとんど空閑地だったと推定され、幡羅郡家の造営が始まる前の土地利用の様相を知ることができる。

◆ 郡家及び周辺地域の歴史的景観を把握しうる良好な環境を有する。

幡羅官衙遺跡は、郡家廃絶後、現在に至るまで大きな開発がほとんど及んでいないことから、往時の地形状況をよく残している。また、現在の道路や水路などの中にも、古代の痕跡を見出すことができる良好な環境を留めている。

◆ 郡家が成立する以前や廃絶後の歴史をたどる手がかりとなる。

指定地内では古墳群の一部や中世の土坑なども検出され、湯殿神社も存在する。これらは、古墳時代から律令時代への変化や、郡家廃絶後の歴史的変遷・土地利用の変遷をたどる手がかりとなる。

◆ かつての郡家周辺の様子をうかがわせる地名が遺存する。

本史跡には、「辻」という小字が残っている。地元ではその付近を「オニガツジ」あるいは「オンニガツジ」と呼んでいる。現在は一面が農地となっているが、かつては人や荷物が行き交う交通の要衝だったことをしのばせる地名と推測される。

5-2　史跡隣接地区の価値

5-2-1　指定地外の幡羅遺跡・西別府祭祀遺跡の価値

（1）主要な価値

◆ 官衙関連遺構が所在する可能性がある。

指定地外の幡羅遺跡では、未確認の郡庁や、その他の官衙施設が存在する可能性が高い。また、郡家成立期である 7 世紀後半や終末期にあたる 10～11 世紀の竪穴建物などが分布する可能性がある。

◆ 祭祀に関連する遺構・遺物が所在する可能性がある。

西別府祭祀遺跡では、時期によって祭祀地点を変えている状況が確認されている。これまでの調査では、律令祭祀具として一般的な木製祭祀具が未確認であることも考慮すると、そうした遺物の投献場所や祭祀の場などが未指定地に所在する可能性もある。

◆ 陸上交通と河川交通の拠点としての性格が推定される。

指定地外の西別府祭祀遺跡では、運河の可能性がある掘り込みの一端が確認されており、そこからは習書木簡が出土している。遺跡は郡家内から延びる道路と交わる地点にあり、陸上交通と河川交通の拠点としての性格を示すものである。

（2）副次的な価値

◆ 郡家造営のあり方を知ることができる。

櫛挽台地縁辺部は、郡家成立以前には集落はなく、古墳群が営まれた墓域、及び空閑地であった。幡羅遺跡内にある古墳は、正倉造営に際して破壊されたものもあるが、墳丘を残したまま一部は正倉院内に取り込まれる形で存続したものもあったとみられる。

こうした点は、幡羅郡家正倉の景観を復元するうえで重要であるとともに、郡家設置における場所の選定や造成のあり方、被葬者との関係を考える上で重要な手がかりとなる。

◆ 郡家の立地と周囲の環境を知ることができる。

郡家は櫛挽台地縁辺部に位置しており、当時はここから、低地に広がる条里水田や微高地上に点在する集落を望むことができたとみられる。現在でも、水田のほか、上毛三山（赤城山・榛名山・妙義山）を遠望することができる。櫛挽台地の崖線やその北に広がる水田は一部改変を受けているが、古代景観などを復元しうる環境を残しており、郡家が立地した地形環境を知る手がかりとなる点で重要である。

5-2-2　西別府遺跡の価値

（1）主要な価値

◆ 郡家の施設が存在する可能性がある。

幡羅官衙遺跡の東に隣接し、検出された掘立柱建物や竪穴建物などは郡家関連施設、の可能性があり、今後の調査でほかにも郡家の重要な遺構が確認される蓋然性が高い。

◆ 郡家と寺院をつなぐ地区である。

幡羅官衙遺跡と西別府廃寺の中間に位置することから、郡家と寺院の配置関係や両者間の景観を明らかにするうえで重要な地区である。

（2）副次的な価値

◆ 郡家廃絶後の土地利用の変遷がうかがえる。

中世になると、溝跡やピットなどの遺構が一部に認められ、これらは郡家廃絶後の土地利用の変遷をうかがう資料としての価値がある。

5-2-3　西別府廃寺の価値

（1）主要な価値

◆ 郡家と密接に関わる寺院である。

西別府祭祀遺跡の南東、西別府遺跡の東に位置する西別府廃寺は、郡家と密接な関係を有していた。これまでの発掘調査は部分的なものであるが、基壇をもつ建物のほか、鍛冶工房の竪穴建物などが確認されている。多量の瓦なども出土し、律令国家における地方支配と寺院・仏教との関係を解明するうえで貴重である。

◆ 郡家と密接な関わりをもつ寺院の実態解明が期待できる。

これまでの調査成果から、寺院地は東西 160m、南北 220mの規模に広がると推測される。すでに開発された地点もあるが、畑地、駐車場などでは、遺構は遺存されていると思われ、今後の発掘調査で郡家と密接な関わりをもつ寺院の実態解明が期待できる。

（２）副次的な価値

◆ 郡家衰退後の祭祀行為の実態を探る手がかりが得られている。

10 世紀前半の遺物として多量の灯明皿が出土しており、仏教行事に伴うものと考えられる。同時期の西別府祭祀遺跡でも、同様の仏教行事が行われた可能性があり、郡家衰退後の仏教行事のあり方やその性格を探る上で重要である。

◆ 寺院廃絶後の土地利用の変遷がうかがえる。

中世になると土坑墓など多くの遺構が認められる。東に隣接する西別府館跡との関係が考えられ、寺院廃絶後の土地利用の変遷をうかがうことができる。

５-2-4　下郷遺跡と大竹遺跡の価値

（１）主要な価値

◆ 集落遺跡の様相から郡家に密接に関わった人々の営みを知ることができる。

郡家に隣接した位置にある下郷遺跡と大竹遺跡は、郡家と消長をともにした集落であり、行政の場であった郡家と密接に関わり、郡家の活動を支えた人々の生活の営みや活動の実態を知ることができる。また、集落の動向を通して、郡家成立の背景、郡家の整備、再編、衰退といった変遷のあり方、大規模な地震災害への対応の様子などを明らかにすることも期待できる。

◆ 郡家と密接に関わる遺構・遺物が所在する。

下郷遺跡では郡家へと延びる道路遺構が確認されており、この道路の性格や交通網のあり方を考えるうえで重要な意味をもつ。また、下郷遺跡と大竹遺跡からは、郡家の機能と密接に関わる遺構や遺物も確認されており、史跡の価値を高める資料といえる。

（２）副次的な価値

◆ 古代集落の空間構成を検討することができる。

両遺跡は、大規模な集落の遺構・遺物が良好に保存されており、古代集落の空間構成を検討するうえで貴重な遺跡であり、古代の人々の生活実態に迫ることができる。

◆ 古代集落成立以前の土地利用状況を知ることができる。

両遺跡では、幡羅官衙遺跡で官衙が造営され始める７世紀後半まで集落は存在していない。下郷遺跡の北部は後期古墳が造られ墓域として利用されていたが、他は空閑地であったことがうかがえ、郡家造営以前のこの地区の土地利用状況を知ることができる。

第６章　史跡幡羅官衙遺跡群の現況と課題

６-１　史跡幡羅官衙遺跡群の現況と課題

６-１-１　保存

（１）現況

幡羅官衙遺跡は、発掘調査箇所は適切な記録作成が行われた後、遺構を保護するための養生土で被覆した後に埋め戻され、保存されている。現地は畑地で、遺構保存に影響が及ばない範囲で耕作が行われている。

西別府祭祀遺跡も適切に埋め戻されている。史跡指定範囲の一部である湯殿神社境内は、祭祀の場として氏子らにより維持管理が行われている。東側の御手洗池と呼ばれる池沼にはかつて湧泉があり、平成初期までは夏季に限って潤っていたが、現在は枯渇している。また、神社の西側は幡羅官衙遺跡で確認された道路の延伸上にあり、現在も崖下部への通路となっている。

両遺跡の出土遺物は、一部を展示して活用しているほか、収蔵庫にて保管している。

（２）課題

〇保存方針の明確化

地下に遺存する多様な官衙遺構、祭祀遺構をき損することなく後世に継承することが重要である。そのため、現況の諸条件に応じた地区区分を行い、保存方針や現状変更等の取扱基準を定め、計画的な公有化を推進することが必要である。

〇既存諸施設との調整

幡羅官衙遺跡内には市道があり、付属する工作物が設置・埋設されている。これらについては、史跡の活用・整備との調整が必要である。将来的には廃道や付け替えなどを含めた検討が課題となるが、現状では史跡の価値をき損しない維持管理の手法を考える必要がある。

西別府祭祀遺跡では、遺跡の東に熊谷市の都市公園である「別府沼公園」があることから、今後それとの密接な連携も考慮した遺構や史跡景観の保存を進めることが必要になる。

〇調査・研究の課題

郡庁をはじめ官衙遺構の状況が不明な部分もあり、幡羅郡家跡の実態と歴史的意義を更に明らかにするために、調査・研究を継続していく必要がある。その成果を積極的に発信し、現代社会における史跡のもつ意義についての理解を深めていくことも課題となる。また、今後の調査は、現地見学会といった活用や、史跡整備の計画と連動して実施していくことが望ましい。

６-１-２　活用

（１）現況

現在、史跡の大部分は民有地、耕作地であるが、未整備の現状においても、史跡の見学者やウォーキンググループなどがみられる。そのため、現時点では要所への説明板の新設に努め、

両市のホームページを活用して案内を行っている。また、史跡指定時には懸垂幕による周知を行った。そのほかでは、パンフレットの発行、発掘調査現地見学会の開催、市民が参加できる講演会やシンポジウム、出前講座や出前授業を行うなど、市民に広く周知を図っている。

出土遺物は、一部ではあるが、深谷市では川本出土文化財管理センター及び幡羅公民館、熊谷市では江南文化財センター及び別府公民館で展示しているほか、深谷市立幡羅小学校でも展示し、地域の学習教材として活用している。

また、幡羅官衙遺跡から出土した人面線刻土製品をモデルとして、幡羅遺跡マスコットキャラクター「ハラ君」を作成した。このマスコットは、史跡の周知に貢献しており、地元の幡羅地区では「ハラ君音頭」が作られ、芸能にも取り入れられているほか、「幡羅遺跡ファンクラブ」の会報として「ハラ君通信」が作成・発行されている。

現地見学会（幡羅官衙遺跡）

出前講座（熊谷市立別府中学校）

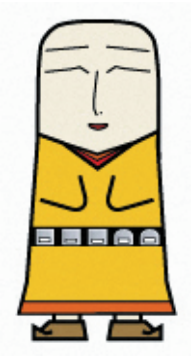

幡羅遺跡マスコットキャラクター「ハラ君」
とそのモデルとなった人面線刻土製品

説明板（幡羅官衙遺跡）

（2）課題

〇遺跡情報の提供

深谷市・熊谷市の文化財センターや公民館などではリーフレットの配備や出土遺物の展示を行っている。しかし、史跡との距離が離れているという課題もあり、より有効な情報提供の場

が求められる。また、案内資料などの十分な印刷部数の確保や多言化などへの対応、両市のホームページなどで紹介する遺跡情報の拡充も課題となる。

〇公開活用に関する課題

史跡理解の普及のため、現在までに実施している現地見学会、出前講座、シンポジウムなどのソフト事業は、より充実した内容で継続することが求められる。

また、こうした活用に資するため、現地には説明板が設置されているが、設置基数や内容を充実させ、わかりやすい史跡案内とすることが必要である。

〇周辺の歴史・文化資源と連携した活用

史跡周辺には、史跡と関連する古墳時代や奈良・平安時代の遺跡、その他多様な文化財が点在している。近接する遺跡はもとより、中宿古代倉庫群や渋沢栄一関連施設、国宝妻沼聖天山（歓喜院聖天堂）などの文化財との連携も視野にいれた活用も必要である。

〇学校教育・生涯学習での活用

学校教育の場では出前授業などを行ってきたが、学齢に応じた教材の整備や授業スタイルの改善が課題であろう。また、教材としては、ＩＣＴの利用などの検討も必要である。

社会教育の場では、従来からのソフト事業のため、魅力あるテーマ設定や講師陣の充実を図る必要があり、こうした取り組みは地域住民と協働で進めていくことが重要である。

６-1-３　整備

（1）現況

史跡は両市と地権者による維持管理が行われている。現在、史跡整備にかかる基本計画は策定されておらず、計画的な史跡整備は実施されていない。

（2）課題

≪保存を目的とした整備の課題≫

〇市道等の関係道路の取扱い

市道が正倉院の範囲内を南北に縦断しているほか、史跡南部の道路は館や実務官衙域に接しつつ、正倉院を横断している。古代の郡家景観の復元にあたっては、これらの道路の廃道や付け替えなどの検討が必要である。

〇段階的な整備

史跡指定地の大半を占める畑地は、地権者によって遺構保存に配慮した耕作が行われていることにより、雑草などの繁茂も少なく広大な面積を見通せる良好な景観が保たれている。今後の公有化と整備を進めるにあたっても、こうした景観の保全に配慮する必要がある。

≪活用を目的とした整備の課題≫

〇史跡を学び・理解するための課題

史跡の価値を顕在化させ、見学者に伝えていくため、遺跡群の全体像を理解することができる整備が求められ、建物や塀のほか、溝などの各種遺構の効果的な表示方法などの検討が必要である。

また、幡羅官衙遺跡群をより深く多様な視点で学ぶことができる展示解説の拠点や史跡の活用・運営管理の活動拠点として、史跡と結びついたガイダンス施設の整備も検討課題となる。

○見学環境づくりの課題

史跡を快適に見学することができるよう、園路・広場、周辺景観と調和した修景施設、ベンチなどの休養施設、トイレ、駐車場などの便益施設、給排水や照明などの管理施設を整備していく必要がある。

○交通アクセスの課題

史跡へのアクセスは新設道路により利便性が高まったため、見学者用駐車場の確保が課題となってきている。主要道路からの案内標識や、隣接する熊谷市別府沼公園からの案内標識も必要である。また、バスなどの公共交通が少ないため、コミニュティバスの延伸やレンタサイクルの活用なども検討課題である。

○周辺案内への課題

史跡の周辺には、３-４-３（53～59 頁）に掲げたように、多くの歴史的遺産がある。これらと連携した史跡の活用を図るうえで、史跡と統一された現地案内の標識の設置、歴史遺産をめぐる周遊路の整備や案内地図の作成などが必要である。

６-1-４　運営・体制の整備

（1）現況

史跡の管理団体には深谷市と熊谷市が指定されており、史跡の保存・活用・整備に関する事柄は、指定範囲に応じて深谷市教育委員会と熊谷市教育委員会が所管し、双方の連携を図りつつ進めている。

（2）課題

○体制整備の充実

史跡の保存・活用・整備を進めるため、両市の連携や地域住民と一体となった体制構築・整備、人的資源の拡充及び育成、財源の確保が必要となる。

○運営体制の構築

各種事業の実施、運営にあたっては、両市の教育委員会だけでなく、両市の関係各課との相互連携を強化し、整備やその後の史跡運営に向けた組織づくりを進める必要がある。

また、地域住民やＮＰＯ団体、観光協会、ボランティアなどの関連団体との連携を推進する体制の構築も重要である。

6-2　指定地外の幡羅遺跡・西別府祭祀遺跡の現況と課題

6-2-1　現況

指定地外の幡羅遺跡は、指定地である幡羅官衙遺跡の南から北側に広がる範囲で、幡羅郡家の一部を構成している。深谷市の都市計画区域（市街化調整区域）内にあり、用途指定はない。遺跡の南東部に住宅があるが、大半は畑地である。

国史跡指定地である西別府祭祀遺跡の北と南東には、埋蔵文化財包蔵地の西別府祭祀遺跡が広がる。この範囲の現況は北部に水田、南東部は宅地、東端に市道が敷設されている。

6-2-2　課題

今後は、遺跡の調査・研究を進めるとともに、埋蔵文化財包蔵地として対応し、適切な管理を進める。そして、郡家に関わる重要遺構が確認された場合は、追加指定を含め、適切な保存措置を講ずる必要がある。また、幡羅官衙遺跡群に近接する箇所の景観は、現状が大きく損なわれないよう維持していくことが必要である。

6-3　西別府遺跡の現況と課題

6-3-1　現況

西別府遺跡は熊谷市に所在し、幡羅官衙遺跡の東に広がり、東は西別府廃寺に隣接し、西別府廃寺の南にも及ぶ。幡羅官衙遺跡と西別府廃寺に挟まれた範囲からは、幡羅官衙遺跡と一連のものとみられる遺構が確認されている。

熊谷市の都市計画区域（市街化調整区域）内にあり、現況はおおむね畑地である。

遺跡の東範囲を南西方向から望む

遺跡の南範囲を南東方向から望む

6-3-2　課題

本遺跡は、幡羅官衙遺跡と一連の遺構が広がるため、今後は遺跡の広がりや重要性を周知し、保存への協力が得られるよう、地権者や地域住民に対する啓発活動や開発行為との調整などを行っていくことが必要である。

6-4　西別府廃寺の現況と課題

6-4-1　現況

西別府廃寺は熊谷市に所在し、北西に西別府祭祀遺跡、西と南に西別府遺跡が隣接している。８世紀初頭から 10 世紀まで存在した古代寺院で、郡家と密接な関係をもつ寺院と考えられている。熊谷市の都市計画区域（市街化調整区域）内にあり、現況は宅地、駐車場、畑などとなっている。

南東方向から望む

特別養護老人ホーム　東方向から望む

6-4-2　課題

本遺跡は幡羅官衙遺跡群と密接な関係にあり、史跡の価値を高める上で欠かせない要素であることから、その保護が必要である。

今後は郡家と密接に結びついた寺院として、史跡と連携した保存・整備や活用が望まれる。そのための調査研究を継続して行うとともに、地権者に遺跡の重要性を周知し、保存への協力が得られるよう、啓発活動や開発行為との調整などを進めていくことが必要である。

6-5　下郷遺跡・大竹遺跡の現況と課題

6-5-1　現況

下郷遺跡は、幡羅官衙遺跡群の西から南側に広がる集落遺跡で、この集落の盛衰は幡羅郡家の変遷と大きく連動しており、密接な関係があった集落と考えられる。

深谷市の都市計画区域（市街化調整区域）内にあり、用途指定はない。遺跡北半は畑地が多いが、宅地や農業施設なども存在する。特に、旧中山道に近い南部は宅地化が進んでいる。

大竹遺跡は、幡羅官衙遺跡群の南東、下郷遺跡の東に連続する集落遺跡である。熊谷市の都市計画区域（市街化調整区域）内にあり、用途指定はない。畑地が多いが、宅地が混在し、近年開発が進んでいる。

6-5-2　課題

両遺跡については、調査・研究を進め、官衙域外に展開する集落の存在を周知していくとともに、埋蔵文化財包蔵地として適切な管理を図り、特に幡羅官衙遺跡群に近接する地区は、現状の景観が大きく損なわれないよう維持していくことが必要である。

第７章　大綱・基本方針

７-１　大綱

- 深谷市・熊谷市の古代を代表する歴史文化遺産として、史跡の価値を充分に理解し、未来に向けて確実に継承していく。
- 郡家・祭祀場・寺院が揃って把握されているほか、周辺には古代幡羅郡の政治的重要性を示す官衙関連施設や集落、条里、古墳群といった遺跡が集中していることから、周辺遺跡を含めた地域の核として史跡の活用を図るとともに、良好な歴史的景観の形成やまちづくりに資する遺産としての活用も目指す。
- 調査研究を推進して史跡の価値を顕在化させる。
- 地域住民の学習の場、交流の場、憩いの場としての活用を図る。
- 地域活性化に資する活用を目指す。
- 史跡の価値や魅力を積極的に発信する。

７-２　基本方針

保存の基本方針

- 史跡の価値を未来に向けて確実に継承していく。
- 発掘調査や研究により、史跡の価値を顕在化させる。
- 史跡隣接地区を含めた郡家諸施設や祭祀の全体像、寺院の実態解明のための調査研究を継続して行い、適切な保存を図る。

活用の基本方針

- 周辺遺跡を含めた地域の核として史跡の活用を図り、良好な歴史的景観の形成やまちづくりに資する遺産としての活用を目指す。
- 史跡の周知を進め、地域の歴史学習や観光に資する活用を図るとともに、両市におけるその他の文化資源と連携した、地域活性化に資する活用を目指す。

整備の基本方針

- 史跡の価値を顕在化させ、地域住民や市民が史跡の価値を充分に理解し、愛着を持てる整備を行う。
- 史跡の関連遺跡を含め郷土の歴史への理解を深め、情報発信や学習の場として活用できる整備を行う。
- 地域住民の学習の場、交流の場、憩いの場、災害時などに活用できる場、また、市外・県外からの来訪者の増大が期待できる魅力的な場としての整備を図る。

運営体制の基本方針

- 行政と地域住民・市民団体が協働した史跡の保存や運営体制の構築を目指す。

第８章　保存

史跡を構成する諸要素を確実に保護、継承していくため、保存の方向性及び方法について整理する。なお、保存では、継続的な施策を行うため、段階的な区分は示さないものとするが、長期的な計画の中で、その進捗により計画の見直しが必要となる場合には、適宜行っていく。

８-１　保存の方向性

- **史跡及び史跡隣接地区の主要な価値や副次的な価値を構成する要素を整理し、地区ごとに適切な保存方法を示す。**

  史跡の本質的価値を構成する諸要素を確実に保存・継承していくため、遺跡の性格や土地の現況等の諸条件を踏まえた地区区分を行い、各構成要素を地区ごとに整理し、適切な保存方法を示す。

- **史跡の価値を高めるため、史跡及び史跡隣接地区の地区区分を行い、発掘調査・研究の進め方を示す。**
- **現状変更等に対する取扱いの方針や基準を示す。**

  史跡の恒久的な保存と将来への確実な価値の継承を図るため、今後予想される史跡の現状の変更、またはその保存に影響を及ぼす行為(以下、「現状変更」という)に対する取扱い方針を示すとともに、各地区における現状変更及び保存に影響を及ぼす行為について具体的な取扱基準を示す。

- **未指定地を含む史跡隣接地区の保存方法を示す。**

  史跡の主要な価値を活かし、かつ良好な状態で継承していくため、史跡外に広がる重要な遺跡についても、その保護の考え方を示す。

- **史跡や史跡隣接地区の地理的環境や景観について、史跡と調和した良好な状況を保全・形成していく方向性を示す。**

８-２　保存の対象範囲及び地区区分

本計画では、１－４で述べたように、史跡を中心に、隣接する指定地外の幡羅遺跡及び西別府祭祀遺跡並びに西別府遺跡及び西別府廃寺、さらに関連する集落遺跡である下郷遺跡及び大竹遺跡を加えた範囲を対象としている。この対象範囲の適切な保存を円滑に進めるため、埋蔵文化財包蔵地の範囲、遺跡の性格、土地利用状況等を考慮して、対象範囲を次のとおり地区区分し、それぞれの地区ごとに保存のあり方を提示する。

８-２-１　史跡指定地の地区区分

（１）Ａ地区

史跡幡羅官衙遺跡群の指定地をＡ地区とし、史跡の性格に応じてＡ１地区及びＡ２地区に細分する。

Ａ１地区

史跡幡羅官衙遺跡群のうち、幡羅郡家を構成する南北２か所の正倉院、館、道路、実務官衙域などを核とする幡羅官衙遺跡の範囲で、深谷市に位置する。埋蔵文化財包蔵地である幡羅遺跡の一部にあたる。現況は、公衆用道路の他は畑地が多くを占めている。

遺構は、発掘調査の後、適切に埋め戻しを行い、地下に保存されている。

Ａ２地区

史跡幡羅官衙遺跡群のうち、熊谷市に位置する西別府祭祀遺跡の範囲である。現況は一帯が二次林で、湯殿神社の境内地が多くを占め、北端部には水路敷（堀）がある。神社境内地の一部には自治会館が所在する。

境内地は、宗教法人及び地元自治会が共有している土地で、他は公有地（熊谷市）である。遺構は、北端の水路敷（堀）を除いて、発掘調査後に適切に埋め戻しを行い、地下に保存されている。

８-２-２　史跡隣接地の地区区分

（１）Ｂ地区

史跡隣接地のうち郡家、祭祀及び寺院に関連する遺構・遺物が存在する可能性が高い範囲と、郡家に関連した寺院を含む範囲をＢ地区とする。埋蔵文化財包蔵地であり、公衆用道路以外は民有地である。本地区はその性格などからＢ１・Ｂ２・Ｂ３・Ｂ４地区に細分する。

Ｂ１地区

埋蔵文化財包蔵地である幡羅遺跡の範囲から、史跡指定地（Ａ１地区）を除いた範囲で、深谷市の都市計画道路（北通り線）を南辺とする。

現況は、概ね畑地で、北部に畜産施設が所在する。過去の発掘調査成果から、地区内には正倉院の広がりが想定される。北部の台地縁辺部では古墳が確認されている。南西部では、史跡を貫く道路跡の延長部が確認されている。

Ｂ２地区

埋蔵文化財包蔵地である西別府祭祀遺跡の範囲から、国史跡指定地（Ａ２地区）を除いた範囲であり、郡家と密接な関係を持つ祭祀が行われた場として位置づけられる。

現況は、南東部が住宅、西側が畑地で、北の台地下は水田である。この水田の発掘調査では、河川と推定される掘り込みから木簡が発見されている。この河川は、運河機能を持ち合わせていたとも考えられ、河川交通の有様がうかがえる。

Ｂ３地区

埋蔵文化財包蔵地である西別府遺跡のうち、西別府廃寺の南側（Ｃ３地区）を除き、幡羅官衙遺跡の東部にあたる一帯を範囲とする。過去の発掘調査成果から幡羅官衙遺跡と一体の性格を持つ遺跡と捉えられる。

現況は、南東部に住宅が点在し、他は畑地である。

Ｂ４地区

埋蔵文化財包蔵地である西別府廃寺の範囲である。西別府廃寺は、過去の発掘調査成果から、郡家と並立して密接な関係を持った古代寺院であると考えられる。

現況は、中央部付近に特別養護老人ホームが所在し、その他は畑地や住宅などである。また、周囲には市道が敷設されている。

（２）Ｃ地区

史跡隣接地のうち、埋蔵文化財包蔵地である下郷遺跡（深谷市）及び大竹遺跡（熊谷市）並びにＢ３地区を除く西別府遺跡の範囲である。Ｃ１地区を下郷遺跡、Ｃ２地区を大竹遺跡、Ｃ３地区を西別府遺跡の一部と区分する。

本地区には、郡家との関わりや郡家の活動を支えた人々の営みを探ることのできる集落遺跡が存在し、史跡の価値を高めるうえで留意すべき地区である。

Ｃ１地区（下郷遺跡）

幡羅遺跡の北から西、南側の三方に広がる。現況は、北部から西部にかけて農地が多く、宅地や農業施設が点在する。南部の旧中山道付近は、宅地化が進んでいる。

Ｃ２地区（大竹遺跡）

西別府遺跡の南側にあたる。現況は畑地が多く、近年宅地化が進んでいる。遺跡範囲の東部には、熊谷市立別府中学校が位置する。

Ｃ３地区（西別府遺跡）

埋蔵文化財包蔵地である西別府遺跡の範囲から、Ｂ３地区を除いた範囲で、現況は、住宅や畑地などである

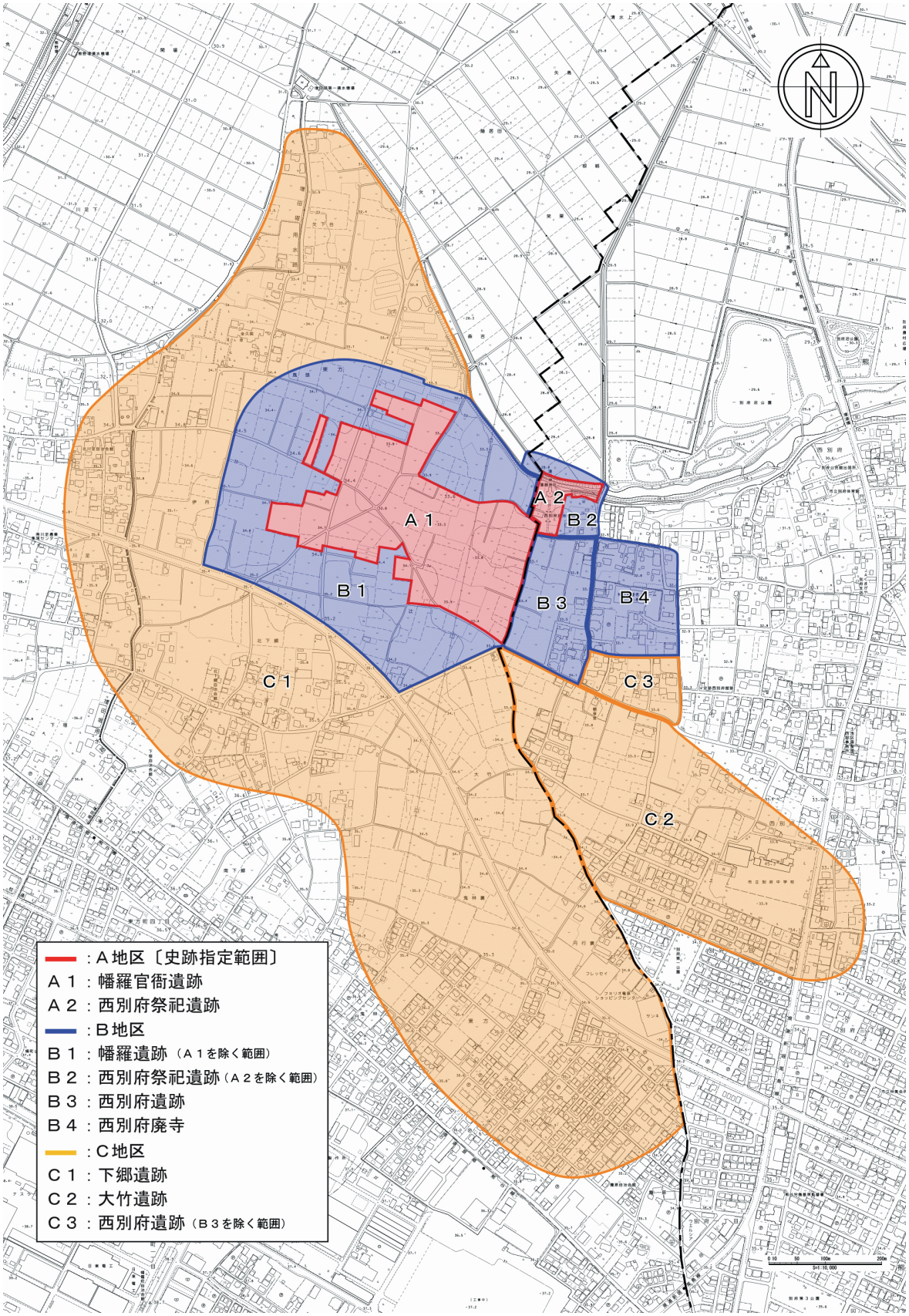
A 1
A 2
B 1
B 2
B 3
B 4
C 1
C 2
C 3
：A地区〔史跡指定範囲〕
A 1 ：幡羅官衙遺跡
A 2 ：西別府祭祀遺跡
：B地区
B 1 ：幡羅遺跡（A 1を除く範囲）
B 2 ：西別府祭祀遺跡（A 2を除く範囲）
B 3 ：西別府遺跡
B 4 ：西別府廃寺
：C地区
C 1 ：下郷遺跡
C 2 ：大竹遺跡
C 3 ：西別府遺跡（B 3を除く範囲）

図 46　地区区分図（全体）

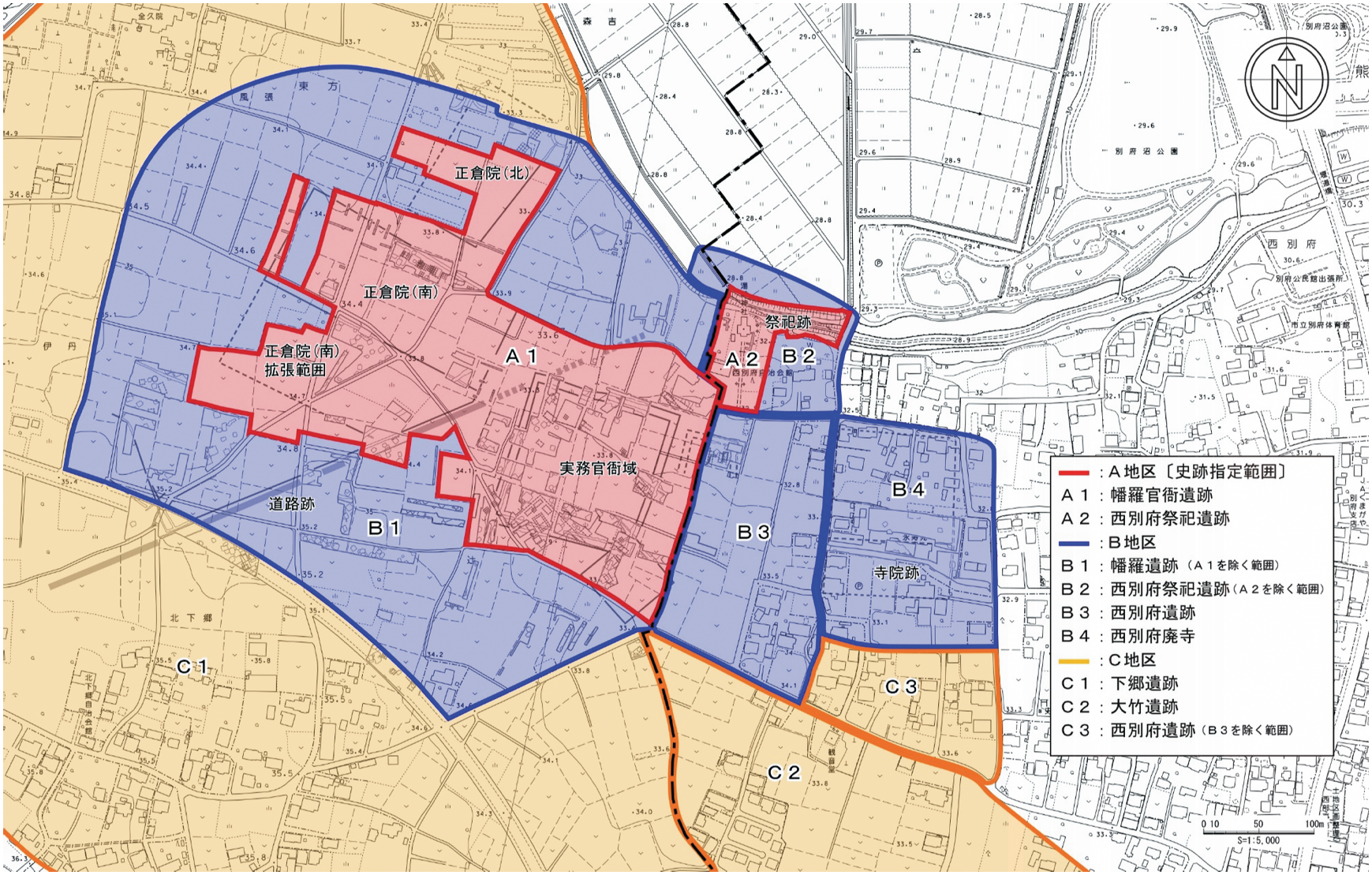

図 47　地区区分図（主要な範囲）

8-3　各地区の構成要素

本項では、区分した各地区を構成する要素を抽出し、主要な価値を構成する要素、副次的価値を構成する要素、及びその他の要素に区分して整理する。

表 18　史跡内の構成要素

地区区分	主要な価値を構成する要素	副次的価値を構成する要素	その他の要素
Ａ１地区	○正倉院、館、実務官衙域の遺構（区画溝・掘立柱建物・礎石建物・掘立柱塀・竪穴建物・土坑・溝など）や遺物 ○正倉院などの広場空間 ○古代道路遺構 ○饗宴の様子を示す遺物 ○建物の造営技術、土木工法 ○評段階の遺構（堀立柱建物・竪穴建物など） ○郡家が立地する台地の地形	○郡家の成立以前及び廃絶後の地域の様相を示す遺構や遺物（古墳・土坑・竪穴遺構など） ○辻、オニガツジなど郡家と関連する地名	○農地（畑） ○道路 ○道路以外の工作物（電柱・引込柱・ガードパイプ・カーブミラー・道路照明・標識類等）
Ａ2 地区	○祭祀場の遺構や遺物（祭祀遺物散布地・石製模造品・墨書土器など） ○台地及び低地の地形 ○河川交通などの遺構（河川・川津）や遺物（木簡など）	○湯殿神社（社殿・鳥居・石柱・常夜灯・石造物・石碑）	○神社社叢林 ○斜面林 ○堀 ○池（御手洗池） ○自治会館 ○道路及び駐車場（付帯施設類） ○道路以外の工作物（上記同様）

表 19　史跡隣接地区の構成要素

地区区分	主要な価値を構成する要素	副次的価値を構成する要素	その他の要素
Ｂ１地区	○郡家と関連する遺構や遺物 ○切り通し地形や古代道路などの遺構	○森吉古墳 ○集落の遺構や遺物	○農地（畑） ○畜産施設及び関連建物、駐車場、付帯工作物など ○住宅（建物・工作物・樹木など） ○送電鉄塔 ○無線基地局鉄塔 ○道路 ○道路以外の工作物（電柱・引込柱・ガードパイプ・カーブミラー・道路照明・標識類等）

Ｂ２地区	○祭祀場の遺構や遺物	○古代河川交通などの遺構	○農地（田） ○住宅（建物、工作物、樹木など） ○石碑 ○橋梁 ○道路 ○道路以外の工作物（上記同様）
Ｂ３地区	○郡家と関連する遺構（竪穴建物、掘立柱建物、土坑、溝）や遺物（土師器・須恵器・灰釉陶器・緑釉陶器・瓦など） ○遺跡が立地する台地の地形	○郡家廃絶後の様相を示す遺構や遺物	○農地（畑） ○住宅（建物・工作物・樹木など） ○作業小屋 ○石碑（墓地） ○道路 ○道路以外の工作物（上記同様）
Ｂ４地区	○寺院に関連する遺構（基壇建物・竪穴建物・溝・掘立柱塀など）や遺物（瓦・瓦塔・鉄釘・羽口・鉄滓・土師器など） ○遺跡が立地する台地の地形	○郡家廃絶後の寺院の様相を示す遺構や遺物	○農地（畑） ○特別養護老人ホーム及び関連建物、駐車場、付帯工作物など ○住宅（建物・工作物・樹木など） ○道路 ○道路以外の工作物（上記同様）
C1 地区	○郡家と関連する集落の遺構（竪穴建物など）や遺物	○郡家廃絶後の様相を示す遺構や遺物	○農地（畑） ○住宅（建物・工作物・樹木など） ○商業店舗 ○道路 ○道路以外の工作物（上記同様）
C２地区	○郡家と関連する集落遺跡遺構（竪穴建物、掘立柱建物など）や遺物（灰釉・緑釉陶器、挂甲小礼など）	○郡家廃絶後の様相を示す遺構や遺物	○農地（畑） ○住宅（建物・工作物・樹木など） ○中学校 ○寺院 ○石碑（墓地） ○道路 ○道路以外の工作物（上記同様）
C３地区	○郡家と関連する集落の遺構（竪穴建物など）や遺物	－	○農地（畑） ○住宅（建物・工作物・樹木など） ○道路 ○道路以外の工作物（上記同様）

８-４　保存の方法

本項では、各地区の保存の大要及びＡ地区の具体的な保存の方法について整理する。

8-4-1　地区区分別の保存

先に示した地区区分ごとに、現状変更等の取扱い、各種開発行為への対応、発掘調査、追加指定及び公有化、活用・整備の方向性を整理する。

（1）史跡指定地

Ａ１地区

本地区の大半は、畑地で民有地である。また、郡家の主要な遺構や遺物が存在する重要な範囲であることから、確実な遺構保存を図るとともに、整備のための発掘調査と史跡の解明のための調査研究を継続的に行い、その成果に基づいた史跡の整備と活用を図る。

現状変更などは原則として史跡の保存・活用に資する行為を除いて認めない。活用・整備計画などを考慮し、計画的・段階的に公有化を進める。地区内の市道は、当面は遺構保存に配慮しつつ現状維持とするが、将来的には整備計画にあわせて移設などを図っていく。

Ａ２地区

本地区は、市有地や宗教法人所有地（令和３年３月現在）であり、現状は山林や神社境内地である。郡家と結びついた祭祀の主要な遺構や遺物が存在する重要な範囲であることから、確実な遺構保存を図り、あわせて史跡の解明のための調査研究を継続的に行う。

また、社叢林と斜面林の維持による史跡地形・景観の保全を図るとともに、管理団体と地域住民、所有者などが協力して、遺構の保存に配慮しつつ境内地の維持管理を進めていく。

現状変更などは、原則として史跡の保存・活用及び神社の維持管理に資する行為を除いて認めないものとする。

（2）史跡隣接地

Ｂ地区

史跡に関連する遺構や遺物の広がりが認められる、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲である。遺跡の解明のための調査研究を継続的に行い、史跡に関わる重要な遺構が確認された場合は、必要に応じて追加指定などを図る。

Ｃ地区

郡家との関わりや郡家の活動を支えた人々の営みを探ることのできる集落遺跡が存在する。よって、幡羅官衙遺跡群との関連性を広く周知するとともに、地域住民の理解と協力を得て、史跡周辺の景観が大きく損なわれることがないように現状維持に努める。

遺構に影響を及ぼすおそれのある開発行為などについては、周知の埋蔵文化財包蔵地範囲の手続きに従い、適切に行う。

8-4-2　史跡の具体的な保存の内容

主要な価値を構成する要素の具体的な保存手法には、大きく維持管理と復旧がある。

本項では、維持管理と復旧の行為について、次のとおり整理する。

（1）維持管理

維持管理は、史跡の主要な価値を構成する要素や文化財の保存・活用に有効な要素の保存、遺構の保存環境などを一定の状態に維持することを指し、具体的な行為としては、点検及び維持がある。

点検

○史跡の管理団体である深谷市及び熊谷市（以下、「管理団体」という。）が、地域住民や所有者などの協力を得ながら、史跡及び周辺の巡回などによって、主要な価値を構成する要素の保存状況に変化が見られないかなどを日常的に点検する。

○自然及び人為的災害並びに事故が生じた際は、管理団体が所有者・地権者と共に対象範囲や隣接する史跡地内外の保存状況の現状確認を行う。

維持

○畑地などの耕作地、神社境内地などの建物、石造物、工作物、樹木などの維持管理は所有者・地権者が行い、公有地である水路や道路などの維持管理は、両市の担当部局がそれぞれ対応して行う。

き損報告

○き損が判明した場合、現状を把握したうえで、監理団体がすみやかに県を通して文化庁に報告する。

（2）復旧

復旧には、史跡の劣化及び風化などの進行防止のための遺構の保存と、き損及び劣化している遺構を復旧する修復がある。

保存

○史跡内にある樹木について、根茎の伸長により遺構に損傷を与える恐れがあるもの、遺跡の整備や景観を阻害するものは、管理団体と所有者・地権者の協議のうえ、必要に応じて伐採・抜根し撤去する。

○斜面地や護岸の安定化にあたっては、管理団体が必要に応じて改善を図る。

○耕作により遺構に損傷を与える恐れのある作物の栽培は、所有者や地権者と協議して避けるよう改善を図る。

修復

○災害や事故などにより遺構の一部が失われるなどのき損が生じた場合は、文化庁、県、管理団体と所有者などが協議のうえ、必要に応じて遺構の現況を調査するなどして基礎データを取得し、適切な復旧対策を講じる。

8-4-3　史跡の構成要素別の保存

本項は、主要な価値を構成する要素、副次的な価値を構成する要素及びその他要素ごとに、保存の方法について整理する。

（1）主要な価値を構成する要素の保存

○現状変更に際しては、遺構の確認とともに遺構・遺構面・遺物の確実な保存を図る。

○郡家に関わる遺構や遺構面については、必要に応じて適切な盛り土整地を行い被覆するなどして、確実な保存措置をとり、日常的な維持管理により後世に継承していく。

○遺構が埋蔵されている、あるいはその可能性が高い範囲にある耕作地については、営農による地下遺構への影響を避けるよう耕作者と協議して対応する。

○遺構が埋蔵される敷地の様相を留める現地形については、遺構保存・遺跡整備に伴う整地などの場合を除き、現況を保存し、雨水などによる浸食・土砂流入、耕作などによる人為的改変が生じないよう適切な方策をとる。

○台地端部の崖線部は、維持管理により現況地形を保全する。

○木竹類が繁茂し景観を損なうようなことがないよう、必要な植生管理を行う。

○遺構の性格等を確認するための調査や、遺構の保存・活用のための整備にあたっては、発掘調査を計画的に実施し、必要な情報を得ることとするが、その発掘調査範囲は必要最小限度に留める。

○本格的な復旧が必要な場合は、遺構の状況に応じて適切な方法を検討し採用する。

○必要に応じて重要遺構の表示などの整備を進めていく。

○出土遺物の適切な保存及び活用を図る。

（2）副次的な価値を構成する要素の保存

○郡家や郡家に関わる祭祀を除くその他の時代の遺構については、現状保存を原則とする。

○湯殿神社の社殿や関連石造物などについては、日常的及び定期的に管理し現状を維持する。

○社殿などの軽微な修理は、管理団体と協議のうえ、必要に応じて行う。

○湯殿神社については、遺構と直接関わる事項を除いて、原則として所有者が管理する。

○史跡説明板については、保守・点検を行い、必要に応じて修理や更新を行う。

○幡羅官衙遺跡では、台地上にある幡羅郡家の立地環境を体感でき、遺跡からの眺望にも優れた景観を留めている。土地所有者・地権者・地域住民の理解と協力を得て、史跡及び史跡を取り巻く、そうした良好な景観の保全に努める。

○西別府祭祀遺跡内では、湯殿神社境内地の社叢林とその他の二次林が混在している。これらは史跡景観を構成する大きな要素となっており、所有者と管理者などが協力し、良好な景観の維持に努める。

（３）その他の要素の保存

○市道やその他の道路及び道路付帯施設など公益上必要な施設は、史跡整備・活用に支障のない範囲で地下遺構の保存を前提として当面は現状を維持する。

○水路護岸など関連施設で補修などが必要な場合は、地下遺構の保存や景観保全に配慮した工法などの導入を図る。

○史跡とは直接関係のない建築物や電柱などの工作物は、当面は現状維持とするが、公有化その他整備計画の進捗状況などに応じて、地下の遺構保存や史跡景観に配慮し、撤去や移転などの措置をとっていく。

８-５　現状変更等の取扱基準

Ａ１・Ａ２地区は史跡指定地であることから、現状変更は原則として認めないものとする。ただし、史跡の保存・活用・整備、史跡の調査・研究に資する行為や、掘削をしないなど遺構・遺構面に影響を及ぼさない日常的な維持管理に関わる現状変更等は認めるものとする。

また、遺構・遺構面に影響を及ぼさない範囲での既存物（建物や工作物など）の改修や補修などは、事前に届出と協議を行い、必要に応じて発掘調査を実施し、軽微なものは認めるものとする。

本地区は段階的・計画的に公有化を進めるとともに、宗教施設を除いて地区内で史跡と直接的な関わりが低い施設などは、将来的に地区外への転出又は撤去を図ることとする。

次項では、許可できない現状変更等の行為、許可が必要な現状変更等の行為（文化庁長官による許可、埼玉県教育委員会又は深谷市教育委員会もしくは熊谷市教育委員会による許可）、許可申請が不要な現状変更等の行為について整理する。

８-５-１　史跡の現状変更及び許可など

（１）許可できない現状変更等の行為

文化財保護法施行令第５条第４項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

○本計画に定められた保存の基準に反する場合

○史跡の減失、き損又は衰亡の恐れがある場合

○史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

（２）許可が必要な現状変更等の行為

文化財保護法第 125 条

【文化庁長官による許可】

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）文化財保護法施行令第５条第４項に規定された行為を除く

想定される許可を要する主な行為

（ア） 建築物の新築、建替、増築、除去

（イ） 工作物の新設、改修、除去

（ウ） 掘削、切土、盛土などによる地形形状の変更

（エ） 木竹の伐採、植栽、移植

（オ） 地下埋設物の設置、改修

（カ） 史跡の発掘調査及び保存・整備

（キ） その他史跡の保存に影響を与える行為

【深谷市教育委員会又は熊谷市教育委員会による許可】

文化財保護法施行令第５条第４項

上記の(ア)～(キ)のうち、以下は深谷市教育委員会又は熊谷市教育委員会が許可を行う。

○小規模建築物（階数が２以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が 120 ㎡以下のものをいう）で２年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

○工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）

○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

○電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

○建築物などの除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物などに係るものに限る）

○木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る）

（3）許可申請の不要な現状変更等

文化財保護法第 125 条第 1 項ただし書き、左記ただし書きの規定　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更などの許可申請などに関する規則

【維持の措置】

○史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状に復するとき。

○史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をとるとき。

○史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

【非常災害のために必要な応急措置】

○非常災害が発生し、またその発生が明らかに予想される急迫の事態においての応急措置

【保存に及ぼす影響が軽微な場合】

○影響を及ぼす行為が軽微なもの

※ただし、これらの行為を実施するに際には、土地が所在する深谷市教育委員会又は熊谷市教育委員会と事前協議を行うものとする。

（4）現状変更等に該当しない日常的な維持管理

【土地】

○所有者や地権者よるもので、地下遺構に影響を及ぼさない耕作

【既存建築物や工作物の維持管理】

○掘削を伴わない建物屋根、外装、内部などの修繕や改修

○掘削を伴わない建物付帯設備類の修繕

○基礎の改修を伴わない工作物などの改修

○街灯、カーブミラーなどの点検や清掃

【道路】

○清掃や簡易な舗装修繕

【植生管理】

○倒木処理、支障木剪定などの措置、病害虫駆除、草刈など（ただし、景観を改変する伐採などは除く）

8-5-2　B地区・C地区の開発行為などの取扱い

本地区は史跡指定地外であるが、埋蔵文化財包蔵地であることから、開発行為などは、原則

として文化財保護法が定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」としての取扱いとする。

本地区で掘削を伴う工事を行う際は、事前に届出を行わなければならない（文化財保護法第93 条の規定に基づく土木工事などのための発掘に関する届出及び指示)。また、本地区は、Ａ１・Ａ２地区の本質的価値と関連する郡家関連の重要な遺構を包蔵することが考えられるため、本地区における開発計画や土地の造成についても、関係部局などと連携を密にしながら遺跡の保護に努める。

また、郡家関連の重要遺構が確認された場所については、地権者の理解を得ながら必要に応じて追加指定を含めた遺構の適切な保護措置を図り、追加指定された範囲については、Ａ地区と同様の扱いとする。

【周知の埋蔵文化財包蔵地における届出の流れ】

○周知の埋蔵文化財包蔵地内において掘削を伴う行為を計画する際には、事前（60 日前）に当該土地が所在する深谷市教育委員会又は熊谷市教育委員会に届出を行い、事前協議などで遺跡の保護について調整を図る。

○当該行為により遺構への影響が大きいと判断される場合は、試掘調査などを行う。また、試掘調査などにより重要な遺構が確認された場合は、開発計画の中止や、遺構などに影響を及ぼさない設計への変更を求めるなどの対応を図る

地区区分 現状変更等	史跡	埋蔵文化財包蔵地	
	Ａ１・Ａ２地区	Ｂ１・Ｂ２・Ｂ３・Ｂ４地区	Ｃ１・Ｃ２・Ｃ３地区
建築物の新築・建替・増築・除去	○史跡の保存・活用を目的としたものを除いて新築は原則として認めない。 ○除去は、遺構保存への影響を最小限にするよう配慮する。 ○Ａ２地区においては、建築物の建替及び増築・除去の際に事前に届出を行い協議することとし、既存建物の建替及び改修は避けるよう協力を求めるが、協議のうえやむを得ないと判断される場合は、土地の形質を変えず既存建物の構造と規模形態を著しく変更しない場合に限り認める。また、宗教施設を除いて、史跡の主要な価値を構成する要素を除く建物は、将来的には移転を目指す。	○事前協議により、必要に応じて試掘調査などを行い、遺構の適切な保護措置を協議する。 ○遺跡の保存・活用を目的としたものを除いて新築は避けるよう協力を求める。 ○建替・増改築は、遺構に影響がない場合について認める。 ○既存建築物の補修は、遺構の保護や史跡の保存・活用に影響を及ぼさないように協力を求める。	○事前協議により、必要に応じて試掘調査などを行い、遺構の適切な保護措置を協議する。
道路以外の工作物の新設・改修・除去	○史跡の保存・活用を目的としたものを除いて新設は原則として認めない。 ○既設の工作物の改修や補修は、遺構に影響のない軽微なものに限り認める。ただし、事前協議を行い、必要に応じて試掘調査などを行う。 ○除去については、事前に届出・協議を行い、遺構保存に影響を及ぼさない範囲で認める。	○遺跡の保存・活用を目的としたものを除いて新設は避けるよう協力を求める。 ○既存施設の維持管理は、遺構への影響や景観に大きな変更を及ぼさないように協力を求める。	○遺構への影響や景観に大きな変更を及ぼさないよう協力を求める。
道路の新設・拡幅・改修・補修	○史跡の保存・活用を目的としたものを除いて新設や拡幅は認めない。 ○掘削を伴う際には、事前協議を行い、必要に応じて試掘調査などを行う。 ○既設道路の改修や補修は、遺構に影響のない範囲で、軽微なものに限り認める。 ○道路は、整備・活用に伴い、将来的には廃道や付け替えも検討する。	○遺跡の保存・活用を目的としたものを除いて新設や拡幅は避けるよう協力を求める。 ○既存道路の維持管理は、遺構への影響や景観に大きな変更を及ぼさないように協力を求める。	○道路の新設などが生じないよう関係部局に周知し、遺構保全について理解及び協力を求める。 ○既存道路の維持管理は、遺構への影響や景観に大きな変更を及ぼさないよう協力を求める。
地形改変	○原則として、史跡の保存・活用を目的としたものを除いて認めない。	○遺跡保存を前提とし、同地区や隣接地区の既存景観に大きな変更を及ぼさないように協力を求める。	○事前協議により、必要に応じて試掘調査などを行い、遺構の適切な保護措置を協議する。
木竹類の植栽・伐採・伐根	○新規植栽は、史跡の保存・活用を目的としたものを除いて認めない。 ○伐採や伐根は、遺構の保存に影響を及ぼさないものについて認める。	○新規植栽は、遺構保存や景観に影響を及ぼさないように協力を求める。 ○伐採や伐根は、遺構の保存に影響を及ぼさないように協力を求める。	○遺構保存を前提とし、同地区や隣接地区の景観に大きな変更を及ぼさないよう協力を求める。
地下埋設物の新設・改修・除去	○埋設物の新設は、史跡の保存・活用を目的としたものを除いて認めない。 ○既設埋設物の改修は、遺構に影響を及ぼさない軽微なものについて認める。 ○除去については、事前に届出・協議を行い、遺構保存に影響を及ぼさない範囲で認める。	○埋設物の新設は、遺構保存を前提とし、遺構に大きな変更を及ぼさないように協力を求める。 ○改修・除去は、事前協議、試掘調査などを行い、遺構に影響を及ぼさないように協力を求める。	○新設・改修・除去は、事前協議、試掘調査などを行い、遺構に影響を及ぼさないよう協力を求める。
発掘調査及び保存整備	○所有者などに協力を求め、調査・研究、保存・活用・整備の必要性に応じて発掘調査及び保存整備を行う。	○所有者などに協力を求め、遺跡の解明のための発掘調査を実施する。	○掘削を伴う各種開発などに際し、必要に応じて発掘調査を行う。

表 20　現状変更等の地区別取扱基準の一覧

８-６　追加指定と公有化

８-６-１　追加指定の方針

史跡の周辺（Ｂ・Ｃ地区）には、郡家を構成する施設や郡家と密接に結びついた施設の遺構や遺物が多数存在している。よって既知の発掘調査成果や今後の計画的な発掘調査で解明される実態を踏まえ、それらの重要な遺構については、追加指定を図っていく。

Ｂ地区

本地区には、郡家を構成する施設や、祭祀、寺院の重要遺構が包蔵されている可能性がある。そうした重要な遺構が確認され、史跡の価値を高めるうえで、史跡指定地（Ａ地区）と一体的な保存・活用を図る必要があると判断された場合、地権者などの理解及び協力を得て追加指定を目指す。

Ｃ地区

本地区において郡家と関連する重要な遺構が確認された場合には、遺構の重要性を充分に検証し、必要に応じて追加指定を検討する。

８-６-２　公有化の方針

Ａ地区における現在までの公有地は、公衆用道路や水路などであり、その他は民有地である。史跡指定範囲はもとより、史跡の主要な価値を保存して整備・活用する観点から、公有化が望ましいと判断される場合は、当該地に係る土地や所有者などの動向を常に注視し、これに関する情報を敏感かつ積極的に収集しつつ、所有者などの理解及び協力のもと、計画的・段階的に公有化を進める。

第９章　活用

９-１　活用の方向性

本章では、第６章で示した課題や第７章で示した活用の基本方針に則した方向性について整理する。

史跡の活用は、これまでも現地見学会や講演会、シンポジウム、出前講座などの開催、各所での展示、パンフレット配布などにより周知・広報を実施している。

一方で、現地は平坦な畑地が多く、史跡を特徴づける視対象物も少ないため、史跡の価値を充分に理解・体験できる活用の取り組みが課題となっている。

今後の史跡の活用は、これまでの活動を引き継ぐとともに、前章で示した史跡の保存を適切に行い、そのうえで史跡が有する本質的価値を顕在化し高めていくことが必要である。また、本質的な価値や多様な魅力を広く伝え、学びの場、市民交流の場とし、さらに多面的な魅力を持つ地域資源として、まちづくりに活用していくことも必要である。

そのためには、これら史跡の価値を活かした活用を持続的に享受できるよう各種の支援の確保や設備の設置、各方面との連携や協働体制の構築に取り組むことが求められる。

これらを踏まえ、活用の方向性を次のとおり整理する。

- **史跡の歴史的価値を学び親しむ場としての活用**

  史跡の歴史的な価値や魅力を学び体験することを通じて、史跡への愛着を育む。

- **地域の歴史・文化を理解する場としての活用**

  史跡周辺の遺跡や両市内に分布する文化財や文化施設、観光関連施設などと連携を図り、広域的な散策や周遊ルートを提示し、そのなかで地域の歴史や文化を深く理解する有効活用を進める。

- **地域住民などが参画する交流の場としての活用**

  地域住民、市民団体、学校、企業などの参画のもとに、史跡の多様な利用や環境整備などを進め、交流の場として史跡を活用する。

- **まちづくりに資する歴史資産としての活用**

  生涯学習活動などにより史跡への関心を高め、地域の付加価値を高め、人々が積極的に参画したまちづくりを図る。

- **史跡の価値や魅力の発信、拠点としての活用**

  史跡のもつ価値や魅力を広く伝え、学習や交流に活用する取り組みを進めていくため、ガイダンス施設などを含めた情報発信機能を充実させる。

９-２　活用の方法

前項に定めた５つの方向性に沿い、既に活用しているものを含め、以下のような具体的な展開を目指すこととするが、史跡の現況諸条件や公有化の現状から、整備事業を含む史跡全体の供用には長期間を有するものと思われる。そのため、ここでは短期・中期・長期に区分し、それぞれの段階での活用の方法を示す。なお、当面の短期計画は本計画策定後の５年間とし、中期計画は発掘調査成果などを踏まえた整備基本計画策定後の 10 年間、長期計画はそれ以降の段階を目安とする。

（１）史跡の歴史的な価値を学び親しむ場としての活用の展開

【短期】

○暫定的な解説板などを増設し、史跡見学の場、生涯学習、郷土学習、学校教育の場とする。

○講座開催、史跡解明や整備のための発掘調査に伴う現地見学会などを実施し、より深く史跡を体験できる機会を設ける。

○パネルや出土遺物などを活かした展示の場を設け、その充実を図る。

○ホームページの充実や効果的な情報媒体の作成・配布を行う。

【中期】

○整備の進捗状況に応じて、適宜イベントや現地見学会などを実施し、史跡の価値や魅力などの情報発信を行う。

○整備した史跡空間を活かし、体験学習の場として活用する。

○講座開催や発掘調査・整備に伴う現地見学会などを実施し、より深く史跡を体験できる機会を設ける。

【長期】

○史跡隣接地に設置するガイダンス施設を拠点とした学習活動の充実を図る。

○整備した史跡空間を活かした活用の充実を図る。

○講座開催や史跡の解明のための発掘調査、現地見学会などを実施し、より深く史跡を体験できる機会を設ける。

（２）地域の歴史・文化を理解する場としての活用の展開

【短期】

○公共施設などをはじめ、機会を捉えて、史跡と史跡の周辺遺跡について周知・広報を図る。

○関連文化財や既存施設と連携した一帯の散策路、広域的な周遊ルートなどを設定・提案し、地域の歴史・文化を学ぶ機会を提供していく。

【中期】

○関連する文化財などの解説案内板の設置や表示内容の充実化を進め、史跡を核とする地域一帯の散策を通じた地域史・文化への理解の深化を図る。

○短期計画から継続する一帯の散策路や広域的な周遊ルートなどの整備を図り、情報発信を促進し、地域の歴史・文化への理解を促進させ、愛着を醸成する。

【長期】

○地域と行政の協働によるイベントなどの行事を開催する。

○関連施設相互間の情報共有や共通イベントを開催する。

（３）地域住民などが参画する交流の場としての活用の展開

【短期】

○地元住民を中心に史跡ボランティアガイドの育成を図る。

○様々なレベルの学習機会やワークショップにより、地域住民の参画を促す。

【中期】

○史跡のガイドボランティア活動を通じた史跡の保存・活用事業への参加を促進する。

○地域住民や市民団体、学校、企業等と連携し、史跡の活用を進める。

【長期】

○史跡のガイドボランティア活動の充実を図る。

○地域住民や市民による各種行事やイベントを実施する。

（４）まちづくりに資する歴史資産としての活用の展開

【短期】

○史跡を活かしたまちづくりに取り組むほか、講座やシンポジウム、イベントなどで関連自治体との連携、交流を目指す。

【中期】

○史跡を活かしたまちづくりに取り組むほか、講座やシンポジウム、イベントなどで関連自治体との連携、交流を進める。

○史跡の体験学習などをサポートする人材育成を進める。

【長期】

○史跡の保存と一体となったまちづくりを促進する。

○歴史体験学習を提供する団体の発足を図る。

（５）史跡の価値や魅力の発信、拠点としての活用の展開

【短期】

○両市の学校教育と連携した出前講座などを継続する。

○調査研究の成果として、対象を明確にしたわかりやすい解説案内書を作成し活用する。

【中期】

○来訪者に史跡の価値や魅力を伝えるため、ガイダンス施設の設置など活用の充実を図る。

○多言語化や音声ガイドなどによる解説機能の充実を図り、文化観光の資源として活用する。

○オンラインなどによる講座開催やＩＣＴによる多彩な史跡情報の発信を図る。

【長期】

○両市内のみならず広く地域に向けて、史跡に関する各種テーマを題材とした講座や体験学習などを定期的に開催する。

○官衙遺跡の保存及び活用に取り組む他の自治体との連携を強化し、情報共有や人的交流を促進する。

○両市内の文化観光施設などのほか広く同様に整備された中宿遺跡や近隣の官衙遺跡、東山道武蔵路や郡間道路、河川交通などの古代交通路を繋いだ広域的な周遊ルートを設け、ＩＣＴの活用などを工夫し、地域の歴史や文化の魅力、地域間の歴史的交流に触れることができるよう図る。

第10章　整備

10-1　整備の方向性

史跡の整備は、史跡内の遺構・遺構面や埋蔵されている遺物の保存を前提として進めるが、同時に史跡と地域住民のつながりを維持継続できる様態とすることも重要である。

整備では、史跡周辺の遺跡や文化財、観光資源との連携も視野に入れ、地域の歴史・文化を深く理解できるよう配慮する。ただし、史跡内の土地利用などの現状から、全面的な整備に着手するまでには長期間を要するため、前章に示した活用と同様、段階的に整備を進めることとする。

これらを踏まえ、整備の方向性を次のとおり整理する。

- **史跡の保存を前提とした整備**

  整備に伴う調査を継続的に行い、これまでの発掘調査・研究の成果とあわせて、史跡の恒久的な保存を図ることを前提とした整備を行う。

- **史跡の本質的な価値を顕在化し活用する整備**

  幡羅郡家跡やそれと結びついた祭祀跡としての史跡の本質的な価値をわかりやすく顕在化し、活用するための整備を行う。

- **各地区の構成要素や諸条件に応じた整備**

  史跡指定地内と一体的に整備を行うが、土地の諸条件に合わせて、第８章保存で示した地区区分ごとに、活用内容に即した効果的な手法による整備を進める。

- **段階的な整備**

  統一的な計画を前提としつつ、公有化の進捗状況、発掘調査成果の蓄積状況などを考慮し、計画と同様、短期計画・中期計画・長期計画を立て、段階的な整備の進展を図る。

- **活用の拠点施設の整備**

  史跡のもつ価値や魅力を広く伝え、学習や市民交流に活用するため、ガイダンス機能・情報発信機能・史跡管理機能を合わせもつ活用の拠点施設の充実を図る。

10-2　整備の方法

整備にあたっては、史跡の公有化状況や前項に定めた５つの方向性を踏まえ、次のとおり具体的な展開を目指すこととする。

10-2-1　史跡指定地の整備

（1）Ａ１地区

本地区を構成する本質的な価値を保存し、顕在化を図ることにより、学びの場とするとともに、多様な交流を図ることができる場とする。

保存に関わる整備

○遺構の保存と今後の活用・整備を進めるための盛り土による整備

○地形保全に必要な雨水・排水処理施設の設置

○植栽などによる盛り土の保護

活用に関わる整備

本質的な価値の顕在化

道路跡を主軸に、その延伸方向をイメージさせるとともに、正倉院、実務官衙域などの空間区分を体感できる整備を行う。

これらの整備は、空間を区分する塀や柵などの立体的な遺構表示のほか、空間内容を表現する建物や特殊土坑などの遺構を表示（例：実物大復元による立体的な整備、遺構展示による平面的な整備）し、諸施設の構造や配置、役所での人々の営みを想像できるようにする。

また、これらの整備では、本質的な価値を損なわない手法について十分検討を行い、スマートフォンなどを情報端末とした解説システムなどの併用も視野に入れて進めることとする。

園路・広場の整備

史跡を整備するにあたっては、日常的な憩いの場や災害時などに活用できる場としての機能も持ち合わせる必要がある。そのため、史跡を構成する空間区分の一部に広場を設けるなどして、多目的な利用も可能となる整備を図る。

また、発掘調査などで確認された通路や入口などを活かした園路や、史跡内を効果的にめぐるための園路、その他管理用園路などを整備する。

標識・境界標・説明板・解説板・案内板などの整備

史跡には、史跡の標識・説明板・境界標を設置する。また、総合案内や史跡内の利用案内、史跡周辺の案内表示や整備した各種遺構の解説板を設置する。なお、解説板には、スマートフォンなどを情報端末とし、多言語化や広い年代層に対応した親しみやすい情報提供の仕組みを導入することも検討する。

休憩所・ベンチなどの整備

見学者など来訪に際し、休憩所やベンチなどの便益諸施設は、利用時間や人数、動線を踏まえ、適切な位置に設置する。

また、休憩所と建物遺構の復元表示とを合体させたり、植栽による修景との組み合わせを

図ったりするなど、史跡の景観と調和した選地や意匠を考慮した整備を行う。

植栽などの整備

史跡内の植栽は、見学時の緑陰、視線制御や誘導などの修景、隣接地への景観制御などを考慮したものとする。なお、導入する樹種はその場所の活用目的に合致したものとし、遺構保存に悪影響を及ぼしにくい種を選択し、必要に応じて根茎による遺構へのき損防止措置を施す。

その他安全対策施設の整備

設置する諸施設は、埼玉県バリアフリー条例に準拠したものとするが、遺構表示や整備に関しては、史跡の本質的価値を損なわない手法を採用するよう十分な検討を行う。

史跡管理の面からは、史跡周囲の区画施設や夜間照明、遺構立体表示の防火装置、散水施設などの設置が挙げられるが、史跡の公開運営（利用時間、閉鎖空間の有無）や整備手法・管理施設のあり方も合わせて適切なあり方を検討する必要がある。

（２）Ａ２地区

本地区を構成する本質的な価値を保存し顕在化を図るとともに、社叢林による景観を維持し、かつ地域住民の信仰や交流の場としての機能も継承していく場とする。

保存に関わる整備

〇遺構の保存と今後の活用・整備を進めるための護岸対策など

〇地形保全に必要な雨水・排水処理施設の設置

〇社叢林を維持する樹木管理

活用に関わる整備

本質的な価値の顕在化と景観保全

水辺の祭祀をイメージすることができる整備を行う。

史跡北端部の水路敷（堀）や台地縁辺を示す法面を保護し、地域住民の信仰の場としての湯殿神社境内の景観を保全するとともに、北方から水田を挟んで台地を望む景観を確保する。また、階段などによる親水空間の形成や、スマートフォンなどを情報端末とした解説システムなどの併用も視野に入れた整備を検討する。

園路・広場の整備

この地区への園路としては、神社との土地所有関係を明確にしたうえで、Ａ１地区からの散策路を設けるとともに、台地縁辺空間という立地を体感できるよう、別府沼公園から史跡へ至る動線も考慮する必要がある。

標識・境界標・説明板・解説板・案内板などの整備

Ａ１地区に準じる。

植栽などの整備

この地区の植栽は、湯殿神社の神聖な空間を表現するとともに、台地側と田園側の双方からのランドマークともなるものである。よって、現在の社叢林や斜面林を適切に管理し、景観保全と地形保存を図っていく。

その他安全対策施設の整備

Ａ１地区に準じる。

10-2-2　史跡隣接地区の整備

史跡に隣接する各地区における遺構の保存方法については、第８章の８－４に示した。ここでは、次のように地区別の具体的な整備の展開を目指すこととする。

なお、史跡範囲外に設置することが原則であるガイダンス施設は、顕著な遺構が認められない場所または存在する遺構の重要性が相対的に低い場所、かつ自転車などによるアクセスが容易な場所を選定する必要があり、また、駐車場も同様の適所に整備することを検討する。

（1）Ｂ地区

Ｂ１地区

計画的な確認調査を進め、郡家に関わる重要な遺構が確認された場合、所有者などの理解及び協力を得て、追加指定などの保存措置をとり、公有化が進展した場合には、Ａ地区と一体的な整備を行う。また、必要に応じて、Ａ１地区と統一された使用の解説板等を設置する。

Ｂ２地区

祭祀場の広がりが推定される範囲で、現況保全を基本とする。

Ｂ３地区

計画的な発掘調査を行い、郡家に関わる重要な遺構が確認された場合には、所有者などの理解及び協力を得て、追加指定・公有化を図り、Ａ地区と一体的な整備を目指す。

Ｂ４地区

郡家と密接な関りを持つ寺院に関連する遺構や遺物が存在する。計画的な発掘調査により解明された寺院遺構については、所有者などの理解及び協力を得て、適切な保存措置をとることを目指すとともに、発掘調査成果を解説する解説板を設置しその重要性を周知する。

（2）Ｃ地区

本地区には、郡家との関わりや郡家の活動を支えた人々の営みを探ることのできる集落遺構が存在する。郡家関連の重要遺構が確認された場合には、所有者などの理解及び協力を得て、適切な保存措置をとることを目指すとともに、発掘調査成果を示す解説板を設置し、史跡と関連する重要な遺構であることを周知する。

10-2-3　史跡と関わる周辺の遺跡や文化財などと連携した整備

史跡から徒歩圏内の古墳、神社、寺院、城跡、公園などは、一体的な物語を紡ぐ素材として、史跡紹介とあわせたパンフレットなどを作成するほか、必要な箇所に解説板や誘導標識を設置する。

10-2-4　段階的な整備

【短期計画】

○解説板・案内板などの暫定的整備

史跡標識・境界標識を設置するとともに、史跡の解説板や案内板を仮設する。

○暫定的ガイダンス施設の整備

既存の施設を利用し、史跡の情報を発信する展示などを行う場を暫定的に設ける。

【中期計画】

○整備基本計画の策定

史跡整備の全体計画及び短・中・長期の段階的整備計画をまとめる。

○公有化した史跡の本格的整備

整備基本計画に基づき、実施設計を進め、保存整備工事を行う。計画内容の詳細は整備基本計画によるが、主に次のような整備を目指す。

想定される整備工事：敷地造成工、遺構整備工（復元工含む）、園路広場工、植栽工、便益施設工、管理施設工

○解説板・案内板などの設置

史跡の総合案内板・利用案内板・周辺遺跡等の案内板を設置する。また、整備した各種遺構には解説板を設置する。なお、これらの意匠は、史跡空間に相応しい形状・素材とし、特に多人数で見るものについては大きさなどに留意したものとする。

想定される整備工事：情報施設整備工

○拠点設備（ガイダンス施設など）の整備

史跡指定地外に、史跡への総合的理解を高めるガイダンス、かつ史跡の管理・活用の拠点ともなるガイダンス施設などを設置する。

想定される整備工事：ガイダンス施設工、管理施設工

【長期計画】

○史跡を活用したイベントの運営、見直し・改修整備

中期計画で各種整備が行われた史跡を活用した各種イベントなどの運営を進め、経過観察を踏まえ、必要に応じた見直しと改修を行う。

第 11 章　運営・体制の整備

11-1　運営・体制整備の方向性

史跡の適切な保存・活用を進めるための運営・体制については、管理団体である深谷市・熊谷市のほか、地域住民や所有者・地権者、関係機関などとの連携・協働が行える体制の構築・整備が必要である。史跡指定地の大半を占める畑地は、所有者・地権者の生業の場であり、湯殿神社境内地は、地域の信仰の場や心の依りどころとして、古くから地域住民により維持されてきているなど、史跡地と住民の結びつきは深い。したがって、地域住民や行政などが適切に役割分担し、史跡の保存・活用に取り組んでいくことが改めて必要となる。

また、史跡の保存・活用の内容や対象は幅広く、保存においては都市整備・土木・農林などの関係部局、活用では学校教育・生涯学習・地域振興・観光などの関係部局とも連携を図り、緊密な連絡調整を行っていくための仕組み構築も欠かせない。

さらに、史跡の活用は、まちづくりの一環として取り組むことで市民にとってより身近なものとなることから、両市の関係部局や地域住民を中心とし、広く市民や関係団体に史跡活用への参画を求め、活用の輪を広げていくことが必要である。

これらを踏まえ、運営・体制の整備の方向性を次のとおり整理する。

- **地域のコミュニケーション活動の維持を図る**

  湯殿神社を介した地域住民と史跡地との関わりや畑作を通じた農業従事者と土地とのつながりを大切にした地域のコミュニケーション活動の維持を図る。

- **住民や関連団体との連携を図る**

  市民や地域のＮＰＯ団体、観光協会、ボランティアなどの関連団体との連携の強化を図り、市民参加型の史跡の保存・活用・運営の体制を整えていく。

- **管理団体における管理運営体制の確立を図る**

  史跡の管理運営を円滑に進めるため、両市の庁内の関係する部局間の連携、両市間の連携を密にし、情報の共有化を図る体制を構築する。

11-2　運営・体制整備の方法

11-2-1　運営の内容

ここまでに述べてきた史跡の保存・活用にかかる基本方針や方向性に対応する運営は、史跡の保存に関わる事項と公開・活用に関わる事項の２つに区分して捉えることができる。

本項では、多岐にわたる史跡の保存や活用への取組みを踏まえ、運営・体制整備の基本的な考え方を次のように整理する。

【史跡の保存に関わる事項】

○法令に定められた各種届出及び現状変更許可申請などをはじめとする種々の事務処理

○史跡範囲・対象などの周知及び普及啓発活動

○史跡の内容確認及び本質的価値の明確化のための学術調査及び研究の推進

○史跡の保存・活用などの基本方針に基づく行政指導、協議及び調整

○指定地の除草・清掃などの日常管理、保存・活用のために設置された諸施設の保守管理

○災害・事故発生時における緊急又は応急的措置など

【史跡の公開・活用に関わる事項】

○見学者・来訪者への案内・説明

○公開・活用のために設置された諸施設の更新

○公開・活用にかかる各種の行事の立案・実施とその情報発信

○まちづくり・地域づくりの取組みに関する地域連携

○住民やボランティアなどの活動への支援

11-2-2　運営・体制整備の基本的な考え方

地域住民と史跡指定地との結びつきの継続

現在、史跡指定地の大半は民有地であり、これらの維持管理は地権者が行い、耕作地や境内地などとして利用されている。また、史跡が二つの行政区にまたがるなどの課題もあるが、今後も、これら地域住民との連携のもと、持続可能な体制を確保しつつ、一体的な史跡の管理運営・公開・活用にかかる各種の取組みを進めていくことが必要である。

住民や関連市民団体との連携強化

史跡は、歴史学習の場、地域交流の場、観光資源として活用するほか、まちづくり・地域づくりなど多岐にわたる活用が求められ、その活動にあたっては、広く市民の参画を得ることが必要である。そのため、市民、地域のＮＰＯ団体、観光協会、ボランティアなどの関連団体などとの連携を強化し、市民参加型の体制を整え、協働の輪を広げていくことが不可欠である。

庁内体制の確立

史跡の保存は、これまで管理団体である深谷市及び熊谷市の教育委員会が主体となり、文化庁、埼玉県教育委員会及び専門的機関による指導・助言に基づいて行ってきており、各種の法的・行政的な事務のほか、史跡に対する学術調査や保存措置、史跡の保存・活用などの業務を担ってきた。

今後も、文化庁、埼玉県教育委員会及び専門的機関による指導・助言の体制を継続することが欠かせない。加えて、史跡の周辺環境の保全を含めた保存・活用・整備を円滑に実施するため、史跡の管理団体である両市の教育委員会の体制を、一層充実させるとともに、両市の庁内

関係部局の連携強化や、本計画の主旨に対する認識や情報を共有し、史跡の保存活用を推進していく場を構築する必要があり、さらに、両市間の連携強化の体制づくりも図る。

また、史跡の多面的な魅力を発信し、教育や観光などに活用するため、学校教育・生涯学習・観光関連部局や関連組織、全国各地の文化財センターなどの関連施設との連携も図る。

11-2-3　体制の段階的構築

体制づくりは、目標とする活用内容や整備状況を踏まえ、次のとおり段階的に進めていく。

表 21　段階的な体制づくり

期間	体制づくり
短期計画 **広報と管理体制のベースづくり**	○文化庁、埼玉県教育委員会及び専門機関の指導・助言のもと、史跡を適切に保存する。 ○地域住民や関係団体などとの連絡・協議や情報交換の仕組みをつくる。 ○両市行政内部及び両市間において、関係部局が連携する体制を整備する。 【体制づくりに必要な準備】 関係団体などへの保存活用計画の周知 両市民に向けた積極的な情報発信（市の広報誌・ホームページ・解説案内板などの利用） 地域団体や観光関連事業への情報提供
中期計画 **本格的整備・活用の体制づくり**	○史跡の保存・活用を進める本格的な体制を構築する。 ○史跡の管理運営の担い手の育成・支援方法、史跡の具体的な活用計画を立案する。 【体制づくりの柱】 史跡の保存・活用を一元的に進める体制づくり 市民参画による維持管理・運営管理の組織の構築 最新の情報と史跡の魅力を恒常的にPRする仕組みの構築 ガイダンス施設を核とした史跡保存・活用拠点の整備
長期計画 **管理運営の推進と見直し**	○ガイダンス施設を核とした史跡保存・活用の組織の充実・強化を図る。 【活用展開の例】 ボランティア活動の充実 教育委員会自主事業の開催（学校教育や生涯学習と連携した各種講座、幡羅官衙遺跡群ガイドツアーなど）などの恒例化 観光事業とまちづくり事業との連携事業を推進する体制の構築 ○中期計画で構築した体制を活かし、運営体制の母体とする。

第 12 章　施策の実施計画の策定

12-1　実施すべき施策の方向性

前章までに述べた保存・活用・整備などを実現するため、今後実施すべき施策は、史跡の本質的価値の保存に関わる「保存事業」、史跡の価値を活かすための「活用事業」、史跡の保存及び活用に資する「整備事業」の３つに区分して取り組むものとする。

保存事業では、法的・行政的な事務のほか、史跡の本質的価値を保存するうえで緊急的に取り組む必要がある指定地の公有化などや、史跡の実態を解明し史跡の価値をさらに高めるための計画的な発掘調査、史跡整備に関する情報収集を目的とした発掘調査など、種々の条件に応じた施策の実施が求められる。

活用事業では、当面は新たな整備を伴わずに実施できる活用計画の策定とその具体的な取組みに始まり、整備が進んだ状況での史跡の本格的な活用計画の策定と推進が想定される。

整備事業では、史跡を保存・管理するうえで不可欠な緊急的に実施すべき整備のほか、中・長期的な視野で保存環境の改善、活用の推進を図るために行う各種の整備がある。史跡の活用を目的とした整備については、短期的には暫定的な案内板や解説板の設置・更新・増設など軽微なものから取り組み、中・長期的には整備基本計画を策定し、史跡の有効活用に資する効果的な遺構表示などを含めた整備を実施する。

また、これらの施策に取り組むための体制については、これまでにも行われてきた地域と行政との連携を軸としつつ、施策の目的や内容に応じたネットワークを広げながら、多面的な事業を展開するための体制を段階的に構築することとする。

このように実施すべき施策の実施計画の方向性を、次のとおり整理する。

- **保存・活用・整備の各事業に区分して施策を定める。**
- **短期には、緊急的・即応的に実施すべき施策、中・長期には整備基本計画などを策定したうえで行うべき施策に取り組むものとする。**

12-2　実施すべき主な施策

本項では、実施すべき主な施策項目を次のとおり示す。

【保存事業の主な実施項目】

〇所有者・地権者の理解及び協力を得た公有化の推進

〇必要に応じた史跡隣接地区の追加指定

〇本質的価値の新たな把握と向上、史跡整備のための情報収集を図る計画的な発掘調査

〇周知・広報計画の立案及び推進

○保存活用計画の周知

○関係機関との連携組織の構築

○史跡の保護に関する協議・調整・許認可事務

○定期的な史跡の点検

○公有地の境界標、史跡標識の設置

【活用事業の主な実施項目】

○出前授業や各種講座などの継続

○学校教育や生涯学習の場と連携した計画の立案と実施

○地域住民や市民が参画する史跡の活用策の立案と推進

○発掘調査現地の公開による情報発信と学習の場の提供

○目的に応じた効果的な手法を用いた史跡情報の発信

○関係自治体・機関と連携した史跡の活用

○観光事業とのコラボレーション

【整備事業の主な実施項目】

○整備基本計画の策定と周知

○情報発信装置（案内板・解説板・アプリケーションなど）の整備

○今後定める整備基本計画に基づく、保存・整備の実施と推進

○ガイダンス施設・駐車場の設置

○関連する遺跡・文化財とを結ぶ周遊ルートの設定

12-3　実施計画の総括表

本項では、ここまで検討した保存事業、活用事業、保存・活用に関わる整備事業、運営・体制の整備における各施策の内容について、本計画策定後の５か年を短期計画、事前の発掘調査成果などを踏まえた整備基本計画の策定後 10 年を中期計画、そしてそれ以降を長期計画と位置づける。次にその総括表を示す。

表 22　事業計画

事業計画	短期計画	中期計画	長期計画
【保存事業】			
調査研究	○整備のための発掘調査及び史跡の解明のための調査研究の推進と情報発信		
保存	○史跡指定地及び便益施設の用地の公有化 ○公有地の境界標、史跡標識の設置		○追加指定範囲の公有化

<table>
<tr><td rowspan="2">保存</td><td colspan="3">○史跡の価値の周知
○保存活用計画の周知
○保存の取扱基準に則った協議、調整、確認調査、許認可事務
○維持管理と復旧
○周辺環境の保全</td></tr>
<tr><td colspan="2">○本計画に基づく保存</td><td>○本計画の見直し</td></tr>
<tr><td>追加指定</td><td colspan="3">○史跡に関わる重要な遺構が確認された範囲の追加指定の推進</td></tr>
<tr><td colspan="4">【活用事業】</td></tr>
<tr><td rowspan="2">活用</td><td>○講座や展示会、ワークショップなどの実施</td><td>○整備した史跡空間の活用
○市民参加による具体的な活用計画の立案・実施
○地元団体、商工・観光団体などと連携したイベントと情報発信
○周遊ルートの情報発信</td><td>○活用事業の継続及び見直し
○ガイダンス施設などを中核とした周辺文化財や諸施設との連携強化</td></tr>
<tr><td colspan="3">○史跡の周知・情報発信
○地域の学びの場としての活用
○他自治体との情報交流や連携した活用イベントの実施
○学校教育・生涯学習の場としての活用
○現地案内や発掘調査現地の公開</td></tr>
<tr><td colspan="4">【整備事業】</td></tr>
<tr><td>整備</td><td>○解説板・案内板や展示施設などの暫定的整備
○情報発信装置の整備</td><td>○整備基本計画及び基本・実施設計の作成及び史跡整備
○史跡の環境整備
○ガイダンス施設の設置
○関連遺跡・文化財などと史跡を結ぶ周遊ルートの設定</td><td>○調査研究成果を踏まえ、整備状況の検証及び追加整備</td></tr>
<tr><td colspan="4">【運営体制の整備】</td></tr>
<tr><td rowspan="2">運営体制</td><td>○地域住民や関係団体などとの連絡・協議や情報交換</td><td>○地域住民や関係団体などによる体制づくり</td><td>○地域住民や関係団体などによる体制の強化</td></tr>
<tr><td colspan="3">○両市の体制構築及び連携の強化</td></tr>
</table>

第13章　経過観察

13-1　方向性

史跡を確実に保存し、有効活用するにあたっては、地域住民をはじめとする市民の協力や参加を得ながら、将来にわたり継続的に取り組むことが必要である。しかし、日常的な維持管理、史跡の公開・活用を進めていく過程で問題点が生じたり、社会情勢その他の様々な要因により、史跡を取り巻く環境が変化したりすることも予想され、そうした状況に随時適切に対応し見直しを行っていくことが欠かせない。

そのためには、実施した事業の達成状況や効果を定期的に評価し、問題点や改善点を把握することを目的とした、自己点検による経過観察が求められる。

経過観察は、保存・活用に関わる両市の関係部局や地域住民、諸団体に対して、その取り組み内容や進捗状況、成果などを聞き取り整理することとする。

こうした経過観察の結果（評価）は、次の図に示すＰＤＣＡサイクルの考え方に基づき、その後の史跡保存・活用の円滑な実施、保存活用計画や整備基本計画の修正や改善の基礎的資料・判断材料として活かしていくものとする。

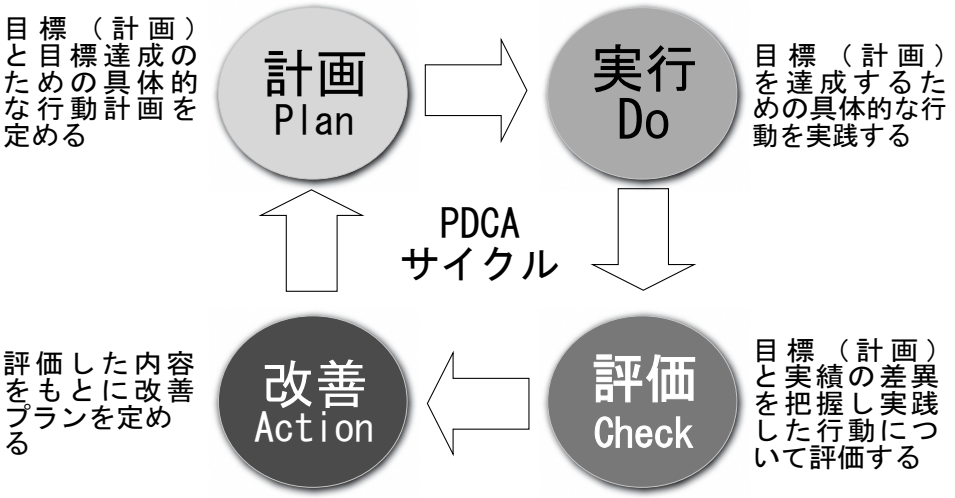

図 48　経過観察の循環イメージ

13-2　方法

上記の経過観察の循環イメージの中の評価項目については、保存、活用、整備、運営・体制の整備の各分野について、施策・事業の進捗状況、実績の点検、課題の抽出などの点検項目を定めて確認を行う。その際には、両市間の点検項目や評価基準などの統一を図り、一体性を担保していくことが必要である。

また、経過観察結果の評価は、「評価１－現状把握及び施策・事業の実施状況の確認」、「評

価２－実施した施策･事業の妥当性及び効果の確認と評価」の２段階で行い、これを受けて、両市文化財保護審議会、史跡の保存・活用に関わる学識経験者などの意見を聴取し、それらの意見や評価を踏まえながら、「評価３－保存活用の基本理念の実現寄与に関わる評価と課題の把握」で総合的にとりまとめ、改善への取組みに活かしていくこととする。

これらの実施時期としては、短期・中期計画では５年間隔程度、長期では５年から 10 年以上を想定しているが、内容や実施時期等については、必要に応じて追加や変更等の見直しを行うものとする。

【評価 1－現状把握及び施策・事業の実施状況の確認】

保存･活用の理念に対し、施策や事業がどの程度達成できているかを点検し確認することで、現状を把握し、改善すべき目標を明らかにする。

【評価 2―実施した施策・事業の妥当性及び効果の確認と評価】

実施した施策・事業内容の妥当性、効果の有無などを項目別に確認し、次に示す指標により評価する。ただし、ここでは案とし、基本的な点検項目や指標、確認方法については、今後の整備・活用の内容や進捗状況を踏まえて詳細を定めることとする。

●保存に関わる施策･事業の妥当性と効果

〔確認・評価の方法〕

○文化財保護担当による確認・評価

●活用に関わる施策･事業の妥当性と効果

〔確認・評価の方法〕

○文化財保護担当及び関係部局による確認・評価

○史跡に関わる諸団体や地域住民による確認・評価

※整備の進捗状況に応じて、アンケート調査などを検討する。

●整備に関わる施策･事業の妥当性と効果

〔確認・評価の方法〕

※活用に関わる施策･事業の妥当性と効果の〔確認・評価の方法〕と同じ

●運営・体制の整備に関わる施策･事業の妥当性と効果

〔確認・評価の方法〕

※活用に関わる施策･事業の妥当性と効果の〔確認・評価の方法〕と同じ

【評価 3―保存・活用の基本理念の実現寄与に関わる評価と課題の把握】

これまで実施した施策や事業が、本史跡の保存・活用の基本理念の実現に寄与する点の評価と課題を整理・把握する。

〔確認・評価の方法〕

○両市文化財保護審議会、史跡の保存・活用に関わる学識経験者による確認・評価

表 23　経過観察の点検内容

分類	主な施策	点検内容
共　通	○計画策定	整備基本計画策定の有無
	○設計業務	整備基本計画、基本及び実施設計の検討や実施状況
	○保存活用計画の見直し	施策の推進及び諸条件の変化に応じた保存活用計画の見直し
保　存	○調査研究の推進	調査計画の進捗状況と調査成果
	○追加指定や公有化	追加指定や公有化の検討、準備及び推進の状況
	○維持管理	史跡の本質的価値の保存に向けた取組み
	○施設、植栽などの維持管理	管理計画などに基づく取り組みの状況
	○周辺環境の保全	地権者、地域住民、関連機関との合意形成や連携への取り組み状況
活　用	○史跡情報の発信	紙媒体や電子媒体、イベント、遺物や写真パネルの展示、発掘調査現場の公開などによる情報提供の取り組み状況
	○具体的な活用計画などの作成	市民参加を踏まえた史跡活用の具体策の検討や実施状況
	○史跡利用状況	史跡やガイダンス施設への来訪者数などの把握
	○市民参画と自主活動の展開	市民と連携した活用事業の内容や実施体制などの状況
	○学校教育における活用	学校教育との連携の有無
	○生涯学習における活用	講座や見学会の実施
	○関係自治体と連携した活用	講演会、遺跡めぐり、研究会、イベントなどの実施
整　備	○保存のための整備	実施状況
	○活用のための整備	実施状況
	○周辺の遺跡や関連遺産などと連携した整備	実施状況
運営体制の整備	○両市の連携、庁内の運営体制の整備	必要な人員配置や関係部局との連携、情報共有に対する取り組み状況
	○関係機関、市民、諸団体などとの連携	関係者や関係機関との連絡・協議の円滑化や課題など 解説ボランティアの組織状況
	○住民との連携強化	史跡活用への住民参画や人材育成などへの取り組み状況

参考資料

文化財保護法（抜粋）
（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）
第一章　総則
（この法律の目的）
第一条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。
（文化財の定義）
第二条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
（中略）
四　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁 、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
（中略）
２　この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
３　この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」はは、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。
（政府及び地方公共団体の任務）
第三条　政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。
（国民、所有者等の心構）
第四条　一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
２　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
３　政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。
第二章　削除
第五条から第二十六条まで　削除
第三章　有形文化財
第一節　重要文化財
第一款　指定
（指定）
第二十七条　文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。
２　文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。
（告示、通知及び指定書の交付）
第二十八条　前条の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。
２　前条の規定による指定は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該国宝又は重要文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。
３　前条の規定による指定をしたときは、文部科学大臣は、当該国宝又は重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。
４　指定書に記載すべき事項その他指定書に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
５　第三項の規定により国宝の指定書の交付を受けたときは、所有者は、三十日以内に国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。
（解除）
第二十九条　国宝又は重要文化財が国宝又は重要文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、国宝又は重要文化財の指定を解除することができる。
２　前項の規定による指定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。
３　第一項の規定による指定の解除には、前条第二項の規定を準用する。
４　第二項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。
５　第一項の規定により国宝の指定を解除した場合において当該有形文化財につき重要文化財の指定を解除しないときは、文部科学大臣は、直ちに重要文化財の指定書を所有者に交付しなければならない。
第二款　管理
（管理方法の指示）
第三十条　文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
（所有者の管理義務及び管理責任者）
第三十一条　重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。
２　重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつぱら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。
３　前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
４　管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。
（所有者又は管理責任者の変更）
第三十二条　重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
２　重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。
３　重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。
（管理団体による管理）
第三十二条の二　重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当で
あると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。
２　前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
３　第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
４　第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。
５　重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第十二章において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
６　管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。
第三十二条の三　前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
２　前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。
第三十二条の四　管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。
２　前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
（滅失、き損等）
第三十三条　重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
（所在の変更）

第三十四条　重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。但し、文部科学省令の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添附を要せず、又は文部科学省令の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

第三款　保護

（修理）

第三十四条の二　重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

（管理団体による修理）

第三十四条の三　管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者の意見を聞かなければならない。

２　管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項及び第三十二条の四の規定を準用する。

（管理又は修理の補助）

第三十五条　重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

２　前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

３　文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

（管理に関する命令又は勧告）

第三十六条　重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

２　前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

３　前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

（修理に関する命令又は勧告）

第三十七条　文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

２　文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

３　前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

４　前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

（文化庁長官による国宝の修理等の施行）

第三十八条　文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一　所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。

二　国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

２　前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基く占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第三十九条　文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

２　前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

３　前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第四十条　第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

２　文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至った事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。

３　前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第四十一条　第三十八条第一項の規定による修理又は措置によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

２　前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。

３　前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。

４　前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金）

第四十二条　国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

２　前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

３　補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

４　文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

５　納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。

一　当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額

二　前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となった課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行った修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額

三　第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行った時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）

四　第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数

６　前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。

７　第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

（現状変更等の制限）
第四十三条　重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
２　前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
３　文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
４　第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
５　第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
６　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
（修理の届出等）
第四十三条の二　重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
２　重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。
（輸出の禁止）
第四十四条　重要文化財は、輸出してはならない。但し、文化庁長官が文化の国際的交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。
（環境保全）
第四十五条　文化庁長官は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。
２　前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
３　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
（国に対する売渡しの申出）
第四十六条　重要文化財を有償で譲り渡そうとする者は、譲渡の相手方、予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積った額。以下同じ。）その他文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、まず文化庁長官に国に対する売渡しの申出をしなければならない。
２　前項の書面においては、当該相手方に対して譲り渡したい事情を記載することができる。
３　文化庁長官は、前項の規定により記載された事情を相当と認めるときは、当該申出のあつた後三十日以内に当該重要文化財を買い取らない旨の通知をするものとする。
４　第一項の規定による売渡しの申出のあつた後三十日以内に文化庁長官が当該重要文化財を国において買い取るべき旨の通知をしたときは、第一項の規定による申出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。
５　第一項に規定する者は、前項の期間（その期間内に文化庁長官が当該重要文化財を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）内は、当該重要文化財を譲り渡してはならない。
（管理団体による買取りの補助）
第四十六条の二　国は、管理団体である地方公共団体その他の法人が、その管理に係る重要文化財（建造物その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして当該重要文化財に指定された土地に限る。）で、その保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。
２　前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。
（管理又は修理の受託又は技術的指導）
第四十七条　重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。
２　文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。
３　前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。
４　重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。
第四款　公開
（公開）
第四十七条の二　重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。
２　前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。
３　管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。
（文化庁長官による公開）
第四十八条　文化庁長官は、重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、一年以内の期間を限って、国立博物館（独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館をいう。以下この条において同じ。）その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品することを勧告することができる。
２　文化庁長官は、国庫が管理又は修理につき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、一年以内の期間を限って、国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため当該重要文化財を出品することを命ずることができる。
３　文化庁長官は、前項の場合において必要があると認めるときは、一年以内の期間を限って、出品の期間を更新することができる。但し、引き続き五年をこえてはならない。
４　第二項の命令又は前項の更新があつたときは、重要文化財の所有者又は管理団体は、その重要文化財を出品しなければならない。
５　前四項に規定する場合の外、文化庁長官は、重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）から国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品したい旨の申出があつた場合において適当と認めるときは、その出品を承認することができる。
第四十九条　文化庁長官は、前条の規定により重要文化財が出品されたときは、第百八十五条に規定する場合を除いて、文化庁の職員のうちから、その重要文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
第五十条　第四十八条の規定による出品のために要する費用は、文部科学省令の定める基準により、国庫の負担とする。
２　政府は、第四十八条の規定により出品した所有者又は管理団体に対し、文部科学省令の定める基準により、給与金を支給する。
（所有者等による公開）
第五十一条　文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限って、重要文化財の公開を勧告することができる。
２　文化庁長官は、国庫が管理、修理又は買取りにつき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限って、その公開を命ずることができる。
３　前項の場合には、第四十八条第四項の規定を準用する。
４　文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、前三項の規定による公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
５　重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が前項の指示に従わない場合には、文化庁長官は、公開の停止又は中止を命ずることができる。
６　第二項及び第三項の規定による公開のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
７　前項に規定する場合のほか、重要文化財の所有者又は管理団体がその所有又は管理に係る重要文化財を公開するために要する費用は、文部科学省令で定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
第五十一条の二　前条の規定による公開の場合を除き、重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第三十四条の規定による届出があつた場合には、前条第四項及び第五項の規定を準用する。
（損失の補償）
第五十二条　第四十八条又は第五十一条第一項、第二項若しくは第三項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該重要文化財が滅失し、又はき損したときは、国は、その重要文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、重要文化財が所有者、管理責任者又は管理団体の責に帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。
２　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
（所有者等以外の者による公開）

第五十三条　重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開承認施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。
２　前項ただし書の場合においては、同項に規定する催しを主催した者（文化庁長官を除く。）は、重要文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して二十日以内に、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文化庁長官に届け出るものとする。
３　文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
４　第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
第五款　調査
（保存のための調査）
第五十四条　文化庁長官は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。
第五十五条　文化庁長官は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。
一　重要文化財に関し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
二　重要文化財がき損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
三　重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞のあるとき。
四　特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。
２　前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
３　第一項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
４　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
第六款　雑則
（所有者変更等に伴う権利義務の承継）
第五十六条　重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。
２　前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。
３　管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もっぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。
（中略）
第六章　埋蔵文化財
（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）
第九十二条　土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
２　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。
（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）
第九十三条　土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。
２　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。
（国の機関等が行う発掘に関する特例）
第九十四条　国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。
２　文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
３　前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
４　文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
５　前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。
（中略）
（地方公共団体による発掘の施行）
第九十九条　地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
２　地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
３　文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
４　国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。
（中略）
（提出）
第百一条　遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。
（鑑査）
第百二条　前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。
２　都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。
（引渡し）
第百三条　第百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。
（中略）
（遺失物法の適用）
第百八条　埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。
第七章　史跡名勝天然記念物
（指定）
第百九条　文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
２　文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
３　前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
（中略）
（所有権等の尊重及び他の公益との調整）
第百十一条　文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
２　文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

３　環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。
（中略）
（管理団体による管理及び復旧）
第百十三条　史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。
２　前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
３　第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
４　第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。
（中略）
第百十五条　第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。
２　史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
３　管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
４　史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
第百十六条　管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。
２　前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
３　管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。
（中略）
（現状変更等の制限及び原状回復の命令）
第百二十五条　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
２　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
３　第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
４　第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
５　第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
６　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
７　第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。
（関係行政庁による通知）
第百二十六条　前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であってその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。
（復旧の届出等）
第百二十七条　史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
２　史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。
（中略）
（管理団体による買取りの補助）
第百二十九条　管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。
２　前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。
（保存のための調査）
第百三十条　文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。
第百三十一条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によってもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入ってその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。
一　史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
二　史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
三　史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
四　特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
２　前項の規定による調査又は措置によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
３　第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
（中略）
第百六十八条　次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。
一　重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
（中略）
２　各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
３　第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
４　文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
５　関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。
（中略）
第三節　地方公共団体及び教育委員会
（地方公共団体の事務）
第百八十二条　地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。
２　地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
３　前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、

文化庁長官にその旨を報告しなければならない。
（地方債についての配慮）
第百八十三条　地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。
（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）
第百八十四条　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。
一　第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第百二十一条第二項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第百十八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
二　第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
（中略）
（書類等の経由）
第百八十八条　この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。
２　都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。
３　この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。
（文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申）
第百八十九条　都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。
（中略）
第十三章　罰則
第百九十三条　第四十四条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要文化財を輸出した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮 又は百万円以下の罰金に処する。
第百九十四条　第八十二条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮 又は五十万円以下の罰金に処する。
第百九十五条　重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮 又は三十万円以下の罰金に処する。
２　前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮 又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。
第百九十六条　史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮 又は三十万円以下の罰金に処する。
２　前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮 又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。
第百九十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一　第四十三条又は第百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者
二　第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者
第百九十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一　第三十九条第三項（第百八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者
二　第九十八条第三項（第百八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者
三　第百二十三条第二項（第百八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者
第百九十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。
第二百条　第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。
第二百一条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。
一　正当な理由がなくて、第三十六条第一項（第八十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者
二　正当な理由がなくて、第百二十一条第一項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者
（中略）
第二百二条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
一　正当な理由がなくて、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者
二　第四十六条（第八十三条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項（第八十三条で準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項（第八十三条で準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者
三　第四十八条第四項（第五十一条第三項（第八十五条で準用する場合を含む。）及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者
四　第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかつた者
五　第五十四条（第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十八条（第九十条第三項及び第百三十三条で準用する場合を含む。）、第百三十条（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第百三十一条又は第百四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
六　第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者
七　正当な理由がなくて、第百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者
第二百三条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。
一　第二十八条第五項、第二十九条第四項（第七十九条第二項で準用する場合を含む。）、第五十六条第二項（第八十六条で準用する場合を含む。）又は第五十九条第六項若しくは第六十九条（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者
二　第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第百十九条第二項（第百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第百二十条（第百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十三条（第八十条、第百十八条及び第百

二十条（これらの規定を第百三十三条で準用する場合を含む。）並びに第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十四条（第八十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第四十三条の二第一項、第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第六十四条第一項（第九十条第三項及び第百三十三条で準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百十五条第二項（第百二十条、第百三十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第百二十七条第一項、第百三十六条又は第百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三　第三十二条の二第五項（第三十四条の三第二項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第六十条第四項及び第六十三条第二項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）並びに第八十条で準用する場合を含む。）又は第百十五条第四項（第百三十三条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

文化財保護法施行令
（昭和五十年九月九日政令第二百六十七号）
最終改正：平成二八年一二月二六日政令第三九六号

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。
（中略）
（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）
第五条　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

４　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。
一　次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあっては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
イ　小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
ロ　小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあっては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
ハ　工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ　法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ　電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ　建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
ト　木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
チ　史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ　天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
ヌ　天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
ル　天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
ヲ　イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
二　法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
５　前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
６　都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
（後略）

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

（平成一二年四月二八日）

最終改正：平成二七年一二月二一日）

地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号井から利までに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更または保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

Ⅰ共通事項
（中略）
（二）　次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
①　史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
②　史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
③　史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
④　地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
（三）　都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。）第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。
（四）　都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
①　当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
②　当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
③　重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
④　当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
⑤　当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図

面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
⑥　当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

Ⅱ　個別事項
一　令第五条第四項第一号イ関係
(一)　「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。
(二)　次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
①　新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
②　改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ケ月を超える場合
③　新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合
(三)　新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号ヘによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。
(四)　新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。
二　令第五条第四項第一号ロ関係
(一)　新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
(二)　新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号ヘによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。
三　令第五条第四項第一号ハ関係
(一)　「工作物」には、次のものを含む。
①　小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
②　既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
③　小規模な観測・測定機器
④　木道
(二)　「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
(三)　「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
(四)　「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
(五)　道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
(六)　工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号ヘによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。
四　令第五条第四項第一号ニ関係
(一)　「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
(二)　設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
(三)　標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。
五　令第五条第四項第一号ホ関係
(一)　「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
(二)　改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
六　令第五条第四項第一号ヘ関係
(一)　「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
(二)　「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
(三)　木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。
七　令第五条第四項第一号ト関係
(一)　「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
(二)　「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
(三)　「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
(四)　「捕獲」には、捕殺を含む。
(五)　次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
①　「捕獲」と「飼育」又は「標識又は発信機の装着」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合
②　「捕獲」、「捕獲及び飼育」又は「捕獲及び標識又は発信機の装着」以外に、移動や採血等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合
(六)　標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。
八　令第五条第四項第一号チ関係
(一)　「動物園」又は「水族館」とは、博物館法(昭和二六年法律第二八五号)第一〇条の規定により登録を受けた博物館、同法第二九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。
(二)　本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。
(三)　天然記念物に指定された動物の輸出については、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。
九　令第五条第四項第一号リ関係
天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。
Ⅲその他
　この裁定は、平成二八年四月一日から適用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
（昭和二十六年七月一三日文化財保護委員会規則第十号）
最終改正：平成二七年一二月二一日文部科学省令第三六号

　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。
（許可の申請）
第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。
一　史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　所有者の氏名又は名称及び住所
五　権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
八　許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
九　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
十　現状変更等の内容及び実施の方法
十一　現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
十二　現状変更等の着手及び終了の予定時期
十三　現状変更等に係る地域の地番
十四　現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
十五　その他参考となるべき事項
２　埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
一　発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
二　出土品の処置に関する希望
（許可申請書の添附書類等）
第二条　前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
一　現状変更等の設計仕様書及び設計図
二　現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
三　現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
四　現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
五　許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
六　許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
七　管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
八　管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
九　前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
２　前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。
（終了の報告）
第三条　法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。
２　前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。
（維持の措置の範囲）
第四条　法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
二　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
三　史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
（国の機関による現状変更等）
第五条　各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。
２　法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。
（管理計画）
第六条　令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　管理計画を定めた教育委員会
五　史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
六　史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
七　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
八　その他参考となるべき事項
２　管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則
（昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号）
最終改正：平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。
（中略）
（所有者変更の届出書の記載事項等）
第三条　法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　旧所有者の氏名又は名称及び住所
五　新所有者の氏名又は名称及び住所
六　所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
七　変更の年月日
八　変更の事由
九　その他参考となるべき事項
２　前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。
（中略）
（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）
第五条　法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
五　変更前の氏名若しくは名称又は住所
六　変更後の氏名若しくは名称又は住所
七　変更の年月日
八　その他参考となるべき事項
（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）
第六条　法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　所有者の氏名又は名称及び住所
五　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七　滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
八　滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
九　滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
十　き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
十一　滅失、き損等の事実を知った日
十二　滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
２　前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。
（土地の所在等の異動の届出）
第七条　法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。
２　地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。
（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）
第八条　国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項

第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

（昭和二十九年六月二九日文化財保護委員会規則第九号）
最終改正：平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

（復旧の届出）
第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。
一　史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
二　指定年月日
三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四　所有者の氏名又は名称及び住所
五　権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
八　復旧を必要とする理由
九　復旧の内容及び方法
十　復旧の着手及び終了の予定時期
十一　復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
十二　その他参考となるべき事項
２　前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。
一　設計仕様書
二　復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
三　復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）
第二条　前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）
第三条　法第百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）
第四条　法第百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
二　法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
三　法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）
第五条　法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。
２　法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
二　法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

（昭和二十九年六月二九日文化財保護委員会規則第七号）
最終改正：平成二七年九月一一日文部科学省令第三〇号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）
第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。
２　前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。
一　史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
二　文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）
三　指定又は仮指定の年月日
四　建設年月日
３　第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）
第二条　法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。
一　特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
二　指定又は仮指定の年月日
三　指定又は仮指定の理由
四　説明事項
五　保存上注意すべき事項
六　その他参考となるべき事項
２　前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）
第三条　前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）
第四条　法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。
２　前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。
３　第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。
４　第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）
第五条　第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）
第六条　法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用す

国指定史跡 幡羅官衙遺跡群 保存活用計画

令和 3 年 3 月 31 発行

編集・発行　深谷市教育委員会
埼玉県深谷市仲町 11 番 1 号
熊谷市教育委員会
埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地 1